

衆議院 商工委員会 議 録 第十四号

平成十二年四月二十六日(水曜日)
午前九時一分開議

出席委員

委員長 中山 成彬君

理事 伊藤 達也君 理事 小林 興起君

理事 河本 三郎君 理事 山本 幸三君

理事 大島 章宏君 理事 吉田 治君

理事 久保 哲司君 理事 吉井 英勝君

小野 晋也君 奥田 幹生君

奥谷 通君 小島 敏男君

古賀 正浩君 桜井 郁三君

菅 義偉君 田中 和徳君

竹本 直一君 戸井田 徹君

中野 清君 中山 太郎君

古屋 圭司君 細田 博之君

村田敬次郎君 茂木 敏充君

森 英介君 森田 一君

山口 泰明君 渡辺 博道君

小林 守君 渋谷 修君

島津 尚純君 榊床 伸二君

中山 義活君 半田 善三君

山本 譲司君 赤羽 一嘉君

西川 知雄君 金子 満広君

青山 丘君 小池百合子君

塩田 晋君 北沢 清功君

通商産業大臣
経済企画政務次官
通商産業政務次官
通商産業政務次官
政府参考人
(環境庁水質保全局長)
政府参考人
(厚生省生活衛生局水道環
境部長)

深谷 隆司君
小池百合子君
細田 博之君
茂木 敏充君
遠藤 保雄君

岡澤 和好君

同日
兼任
菅 義偉君
補欠選任
戸井田 徹君

政府参考人
(通商産業省環境立地局長)
中島 一郎君

政府参考人
(通商産業省基礎産業局長)
岡本 巖君

政府参考人
(通商産業省機械情報産業
局長)
太田信一郎君

政府参考人
(通商産業省機械情報産業
局長)
林 良造君

政府参考人
(建設省道路局長)
大石 久和君

政府参考人
(早稲田大学理工学部教授)
永田 勝也君

参考人
(社団法人経済団体連合会
参与)
太田 元君

参考人
(生活環境評論家
リサイクルシステム研究家)
松田美夜子君

参考人
(社団法人全国都市清掃会
議事務理事)
篠木 昭夫君

参考人
(社団法人全国都市清掃会
議事務理事)
酒井 喜隆君

委員の異動
四月二十五日
榊床 伸二君
補欠選任
半田 善三君

同日
兼任
菅 義偉君
補欠選任
戸井田 徹君

同日
兼任
菅 義偉君
補欠選任
戸井田 徹君

同日
兼任
菅 義偉君
補欠選任
戸井田 徹君

同日
兼任
菅 義偉君
補欠選任
戸井田 徹君

同日
兼任
菅 義偉君
補欠選任
戸井田 徹君

同日
兼任
菅 義偉君
補欠選任
戸井田 徹君

同日
兼任
菅 義偉君
補欠選任
戸井田 徹君

同日
兼任
菅 義偉君
補欠選任
戸井田 徹君

同日
兼任
菅 義偉君
補欠選任
戸井田 徹君

同日
兼任
菅 義偉君
補欠選任
戸井田 徹君

同日
兼任
菅 義偉君
補欠選任
戸井田 徹君

同日
兼任
菅 義偉君
補欠選任
戸井田 徹君

同日
兼任
菅 義偉君
補欠選任
戸井田 徹君

同日
兼任
菅 義偉君
補欠選任
戸井田 徹君

同日
兼任
菅 義偉君
補欠選任
戸井田 徹君

同日
兼任
菅 義偉君
補欠選任
戸井田 徹君

同日
兼任
菅 義偉君
補欠選任
戸井田 徹君

同日
兼任
菅 義偉君
補欠選任
戸井田 徹君

同日
兼任
菅 義偉君
補欠選任
戸井田 徹君

同日
兼任
菅 義偉君
補欠選任
戸井田 徹君

同日
兼任
菅 義偉君
補欠選任
戸井田 徹君

同日
兼任
菅 義偉君
補欠選任
戸井田 徹君

同日
兼任
菅 義偉君
補欠選任
戸井田 徹君

同日
兼任
菅 義偉君
補欠選任
戸井田 徹君

同日
兼任
菅 義偉君
補欠選任
戸井田 徹君

同日
兼任
菅 義偉君
補欠選任
戸井田 徹君

同日
兼任
菅 義偉君
補欠選任
戸井田 徹君

森 英介君 柏谷 茂君
渡辺 博道君 山口 泰明君
小林 守君 渋谷 修君
榊床 伸二君 半田 善三君
同日
兼任
戸井田 徹君 新藤 義孝君
本日、御多用のことより本委員会に御出席いた
だきまして、まことにありがとうございます。
参考人各位におかれましては、それぞれの立場か
ら忌憚のない御意見を述べたいと存じ
ます。どうかよろしく御願ひ申し上げます。
次に、議事の順序について申し上げます。
まず、参考人各位からお一人十五分以内で御意
見をお述べいただき、その後、委員からの質疑に
お答え願ひたいと存じます。
なお、念のため申し上げますが、御発言の際は、

その都度委員長の許可を得て御発言くださるよう
お願いいたします。また、参考人から委員に対し
て質疑することはできないことになっております
ので、御了承願ひいたします。
それでは、まず永田参考人をお願いいたします。
○永田参考人 早稲田大学の永田でございます。
本日は、このような場で意見を述べべる機会を与え
ていただきまして、どうもありがとうございます。
委員長、座って発言してよろしいでしょうか。
○中山委員長 はい。どちらでも結構です。
○永田参考人 お手元の方に資料をお配りさせて
いただきました。図面中心でございます。これに
沿いながらお話をさせていただきますと思ってお
ります。
循環型社会と資源有効利用促進法案の意義につ
いて意見を述べさせていただきます。
まず、循環型社会のイメージでございますが、
世界各国がこの循環型社会の構築に向けてさま
ざま取り組みあるのは制度化を行っておること
でございます。二十一世紀は資源と環境の制約の
時代というふうにも言われておることございま
す。従来のワンウェイ社会から循環型社会に移
り変わるときに、何を我々は基本原則として将来
維持、保全すべき対象を考えておくべきなのかと
いうことで、まず真ん中の四角のところにその部
分を入れさせていただきます。「人間の生命・
健康」、それから「生態系の健全性」、それから
「一つの重要な視点として、将来の生活・生産基盤」
の維持というのが挙げられようかというふう
に思っております。
ここで循環型社会とは、かなり幅広いいわゆる
サステナブルソサエティーという言い方が適当
だと思ひますが、そうした視点でとらえておりま
して、資源循環だけで申し上げますと、あるいは
クローズドループという言い方もあろうかと思ひ

ますが、ここではかなり広範にその内容を見ていうふうにお考えおき願いたいと思います。時間もありませんので、循環型社会の方だけ御説明申し上げますが、使われておりますような物質とかエネルギーといったようなものにつきましても、いわゆる従来の枯渇性中心に用いてまいりました流れから、更新性あるいは無尽蔵性と言われるものに切りかえていく、それから有害物質もできるだけ使用を回避することが重要な視点ではなからうかと思っております。また、排出についてもできるだけ少なくするように。そうした中で社会の効用を大きくしていくというのが循環型社会の基本でございます。また社会の中で行われますさまざまないわゆるリサイクルにつきましては、多重、多層のループが構成されることにならうかというふうに考えております。

こうした循環型の社会の構築に当たりまして、評価軸として一番妥当だと思われましては、エコエフィシエンシーの概念でございます。環境効率というように訳がされております。図の二の方に原典を示し、また、この七項目のうち重複しそうなものあるいは足りないものを加えまして、全部で八項目でエコエフィシエンシーの定義を私なりにしてございます。

その定義が図の三でございます。製品あるいはサービスの提供に当たりまして、使用材料を削減するとか、あるいは使用エネルギーを減少させるといったようなこのM、E、Iで定義されるもの、これは前からよく用いられてきた話でございます。それ以外に有害物質の問題等を含めまして、このような図で表現させていただきまして。

ここで強度と申しますのは、基本的にはM、E、I、H I等につきましては、効用が同じ場合のその使用量の削減が有効に寄与するというような視点で、右の方に、できるだけ少なくということと「小へ」と、あるいは逆に、リサイクル等につきましてはできるだけ大きくということと「大へ」というあらわし方をしております。

基本的には、図の中で一つ御指摘申し上げてお

きたいのは、このD I、ここでは長期使用強度というふうにご規定させていただきましたのですが、ある意味においては、これまで日本の製品の弱点の一つであったというふうな認識を私自身は持っております。

エコエフィシエンシーの文章上の定義は、自然からの採取あるいは生態系への影響を削減させつつ、人々のニーズにこたえ、かつ生活の質を向上できるような財やサービス等を提供することというふうになっておりますが、こうした考えは恐らく社会にも適用できるものだろうというふうな思っております。結局のところ、自由主義経済と環境配慮を協調させ、よく言われておりますが、経済の環境化あるいは環境のビジネス化というふうな視点で展開されるものだろうというふうな思っております。

こうした中にありまして、市民とそれから事業者がこの循環の輪を動かす大きな両輪となるわけでございます。その中で、環境と経済の統合が行われることになるというふうに考えております。これまでのこうした視点での日本の評価はどうであつたかという一例を、次のページの図の四に示してございます。出典は下に書いてあるとおり国立環境研究所でございます。同じような、そこに書き上げましたドイツ、オランダ、米国の研究機関と共同で実施された成果でございます。

ここはT M Rというところで、総物質需要量というものを尺度に用いております。T M Rは、真ん中の図を見ていただきますとおわかりいただけますように、隠れたフロー量というものが出てまいります。隠れたフロー量と申しますのは、例えば海外で資源を採掘するとか、それを輸送するとか、あるいは国内でも道路を工事するとかといったような、実際には資源量としてあらわれてこないようなものも含めて、トータルで考えるために規定された量でございます。両方合せてトータルというふうになります。直接投入分ですね。

これで見えていただきますと、日本というのは、欧米諸国の約半分の一人当たり、年当たりの総需

要量ということになっておりまして、こうした意味でのパフォーマンスは非常にすぐれたものがあるわけでございます。

ただ、これで果たして十分かといいますと、フアクター10という言い方もされております。ドイツのフッパタル研究所が提案している思想でございますが、世界各国六十億の人口が先進国並みの生活レベルを望みますと、資源問題で破綻する、それではどこまで資源の有効活用を図るような状態をつくれればいいのかという、今の十分の一にしないでいかぬというのがこのフアクター10の思想でございます。そうした流れの中では、日本のレベルではまだまだ不十分であるということも言えるかと思ひます。さらに、創資源、創エネルギーは脱有害物質の流れで対応を図っていくかなくてはならないだろうというふうに思っております。

次に、二番目に、資源有効利用促進法案の意義について少し触れさせていただきます。

基本的には、市民の環境意識に支えられた社会インフラの構築、あるいは制度の整備、技術の革新、またそれらの進展を円滑化させるための情報共有システムづくりというのが重要でございます。こうした視点がかなり法案には盛り込まれていて、このように考えております。

また、移行に当たつての行動規範といったしましては、重要な点は二点ございまして、一つは未然防止、後世にツケを回さない。これは、実は私自身が豊島の廃棄物の問題を今担当させられております。そこでもつくづく感じた点でございます。二点目は共創の思想、共創と申しますのはともにつくるという字を書きますが、関係主体がともに参加、共同して、新しい関係、価値観を築いて問題の解決に当たるといふ思想でございます。この二つの思想にのっとり行動規範が求められようかと思ひます。

また、目的へ向かつての前進に当たりましては、現状の問題に対する当面の解決だけでなく、現状を認識した上で、また現状には拘泥しない対応をこれからとっていかなくちゃいけないだろう、

また、そのような視点がこの法案には盛り込まれているというふうにご考えております。

法案の意義につきまして、さらに加えて二点ほど指摘させていただきます。

まず一つは、出口、静脈と動脈の接点という言い方をした方がいかにもしれません。静脈の出口の方から考えていくという必要があるというふうにご考えていただきます。前から言われておりました、分ければ資源、まぜればごみという言い方に加えて、これからは産業界側の取り組みとして、そのままだとごみ、見方を変えれば資源になるんだということが重要かと思ひます。また、今の生産体系に合わないごみ、ごみに合わせた体制をとっていくべきが資源になるんだという考え方も重要な視点ではなからうかと思ひます。

そうした流れの中で、廃棄物問題につきまして、いわゆる廃棄物になる段階のさらに上流での対応策が求められているわけでございます。今回の法案につきましても、リサイクルだけでなくリデュース、リユースといった取り組みへの拡大、これが上流対策にならうかと思ひます。また、後ほど議論にもなるかと思ひますが、E P Rの視点、拡大生産者責任への対応というののも重要なテーマかというふうに認識しております。

二点目は、孤立系あるいは閉鎖系と言われるものから開放系へ移っていくかなければ、これからの循環型社会は構築できないだろうというふうな思っております。

孤立系というのは工学的にはエネルギー、物質のやりとりのない系でございます。閉鎖系の方はエネルギーのやりとり、これはありますが、物質の出入りはない。開放系は両者があるということでございます。

これまでのように狭い地域で考えておりましたごみになります。それを広域で対応すれば資源となる。その地域にそれを資源化するような施設がない場合にはごみになってしまいますが、もう少し開かれた目で見てみれば、これを資源として活用できるような産業があるんだということにな

ろうかと思ひます。こうした流れの中で、自区域内だけで何とかしようという思想から転換していくことが求められるのではないかとこのように思ひます。

こうした流れの中で、一つの製品で見ても、さまざまな連携が生まれてきようかと思ひます。その図を最後の四ページ目のところに示しておきました。ちょっとこれは複雑になっておりますけれども、上部の部分が動脈の部分で、下の部分が静脈になります。一つの製品の流れを書いたつもりでございます。

こうした製品の流れにありまして、メーカーあるいは流通、あるいはそれを使用した後に回収するといふような体制の中で、ここに書きましたようなプロダクトリユースとか、あるいは部品として活用するパツトリユースといふような方策も取り入れられるようになってまいりました。これは、製品を中心とした縦の連携といふふうに言うこともできようかと思ひます。一方、素材を中心とした横の連携といふのも考えられるわけでございまして、その一端といふのは、上の方の産業間リサイクルといふような言い方でそれを示してございまして、こうした各種の連携、地域的な連携あるいは国際的な連携を通じて循環型社会が構築できるものと考えております。

また、この図の真ん中に示したような部分におきましては、新しい産業としてそれが生まれてくる。これにつきましては、動脈の方からも、また静脈の方からも、両者から参入できる産業になり得るというふうに考えております。

最後に、我が国の原則、あるいはこれから進むべき方向についてはどう考えているかという点に触れさせていただきます。

先ほど申し上げました、一つは共創の原則であり、もう一つは循環型ライフスタイルの原則といひます。廃棄物問題だけではなく今後さまざまな環境問題がまた新たに起こってくるかもしれない、そうした環境問題への対応の仕方と共通性を持つた方策というのを今のうちから考えてお

かなくちやいけないだろうというふうに思ひます。

これまでも幾つかのリサイクルに関する法案が成立してまいりましたが、日本の高い民度に合わせた実効性、効率性、公平性が伴った施策が展開されてきているわけで、それが賢明な消費者を育て、廃棄物だけでなく環境全体に対する社会コストの最小化へつなげていく方策になるというふうに信じております。

以上、甚だ雑駁な話を申し上げましたが、私の意見を述べさせていただきます。どうもありがとうございます。

○中山委員長 どうもありがとうございます。

次に、太田参考人にお願ひいたします。

○太田参考人 経団連の太田でございます。座って発言させていただきます。こういう機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

早速、再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、経団連の考え方を申し上げさせていただきます。

まず最初に、今回の改正案についての考え方であり、従来からのリサイクル対策に加えまして、新たにリデュース、リユース対策を盛り込んだことが特徴と理解をしております。その方向性に経団連は賛成をいたしております。

後ほど、経団連の循環型社会に向けた取り組みを御紹介したいと思ひますが、今回の法改正は、産業界の自主的な取り組みと一体となってリサイクル等の推進を図るものと考えております。

ただ、ここで一点だけ強調をしておきたいと思ひますのは、この法律の運用に当たりまして、産業界が既にやってきた業種、業態を踏まえた、自主的取り組みと申すかと思ひますが、そういう取り組みを最大限尊重していただきたいという点であります。政省令を定め、具体的な取り組みの枠組みをこれから規定されていきますと、それに伴って業種、製品についてはそれにある程度従ってまいりますが、その際、十分に実態を踏まえていただくことが不可欠でございます。

それでは、産業界が、これまでリサイクル、リデュース、リユース、いわゆる3Rへの取り組みをいろいろやってございますが、それを踏まえまして、今回の改正法の運用に当たり特に御考慮いただきたい点について、やや具体的に四点ほど申し上げたいと思ひます。

まず第一の廃棄物の発生抑制、つまりリデュース対策でございますけれども、産業界は既に、設計段階から製品の長寿命化に努力する等と、あるいは使用済み製品がリサイクルしやすくするようにさまざまな取り組みを行っております。

ここでのポイントは、発生抑制につながる省資源、長寿命化といふものと技術革新のバランスの問題でございます。例えば車を例にとりますと、いわゆる排ガスですとか燃費の効率ですとか、こういった環境に配慮することが一方で求められておりますので、技術進歩に対応してこうした対策車を買いかえていただくということも重要でございます。つまり、製品の特性に合わせて長寿命化と技術進歩のバランスをうまくとっていただくことが重要であるという点であります。

それから次に、リユース対策、部品等の再使用の問題であります。

ここでは、企業としては安全性の確保にも努めなければならぬということでございますので、これまで自動車の例をとりますと、経年劣化した部品を組み入れるという場合には、安全性が十分に担保されていなければならないという問題もございまして。

それから、技術開発とのバランスの観点から申し上げますと、例えば情報機器の場合には、省資源の観点からしますと、小型化あるいは多機能化のための技術開発が極めて著しい、激しく行われております。したがって、部品を保管しておきましても、必ずしもそのまま使えるわけではなくという問題もございまして。

それから三つ目ですが、回収、リサイクルの推進の問題、これは拡大生産者責任の考え方と密接に関連していると思ひますが、この回収、リサイ

クルの問題について、今後政省令で定められる際、やはりこれも、製品の使用形態等の特性を踏まえた製品ごとの仕組みをつくっていただきたいということでございます。

拡大生産者責任の考え方について経団連がどんなふうに考えているか、やや皆様には当然のことと思われるかもしれませんが、あえて申し上げさせていただきますと、既に容器包装リサイクル法や家電リサイクル法では、使用済み製品の引き取り、処理、リサイクルにかかわる地方公共団体、事業者、消費者の役割分担が明確にされております。これらは、いわば業種、業態の特性に合った合理的、実効性のある製品ごとのシステムであるというふうに評価をしております。

そこで、問題は、こうした拡大生産者責任の議論をしておりまして、いつの間にか生産者、事業者が引き取りから処理までの責任を負うべきであるという、いわば、私どもはこれを全面生産者責任と言っておりますが、ゼロ生産者責任といふのはつくつたものに一切関知しない、関与しないというのがゼロと申すこと、その対極にある全面生産者責任といふのは、すべて責任を負えという、これが無意識のうちに展開されている場合がよくあるという点であります。

この全面生産者責任という考え方は、製品価格にリサイクルするためのコスト、つまり、引き取り、回収、処理コストを上乗せする、あるいは内部化されているということになりますと、どんな価格であれ、消費者がリサイクル費用をもう既に払っているということになりますので、生産者、事業者が個々の消費者の使い終わった製品を引き取りに行くべきであるという結論になってしまいます。これは極端なケースですけれども、空き地などに捨てられた製品の引き取り義務、そして適正処理する責任も負わなければならないといういわば極めて不合理なことになってしまいます。つまり、不法投棄対策の処理回収コストまで負わなければならない。

しかしながら、申し上げるまでもございませ

が、循環型社会の形成推進のためには、生産者はもとよりでございすが、行政の参画と並んで、製品の購買、保守を含む使用段階あるいは廃棄という段階で一定の役割を持つ消費者の協力が絶対に不可欠であると思ひます。これは、製品ごとにいろいろなシステムが組めると思ひますが、基本的には、消費者が使い終わった製品を廃棄する場合に指定の引き取り場所へ持っていくとか、もしそれがかなわない場合には、運送業者、運搬業者等、あるいは販売店等に負担をして引き取っていただくとか、さらに、処理費用についても適宜負担することが妥当ではないかと考えております。

消費者による排出時の処理費用の負担というのは、メンテナンスに注意を払うでありますとか、いわば長期使用を助長する、そういった観点から排出抑制にもつながると思ひます。もちろん、若干、不法投棄という極めて厄介な問題もあるという事は承知しております。そもそも、製品価格に内部化をされるという事も、製品の販売時に、将来廃棄される時点での処理コストというのを算定するというのは極めて困難という問題もあると思ひます。

いずれにしても、製品の回収、リサイクルの推進というのは、社会全体として循環、効率性、実効性、公平性が確保されて、製品ごとに流通形態あるいは消費形態、さらには製品の持つ有害性、処理の困難性、こういったものに合った形で、事業者、消費者、行政が一つの輪となつて、これはいづれが欠けても成り立たない問題であります。輪となつて進めるといふことが重要であるといふことを申し上げたいと存じます。

それから、次の問題ですが、副産物、いわゆる産業廃棄物と言われる副産物の発生抑制、リサイクル対策の問題であります。既に産業界では、リデュース、リサイクルの結果として、最終処分量を極力減らすということが最重要であるという認識のもとに、最終処分量削減の観点から廃棄物対策に取り組んでまいりました。

それで、最終処分量の削減についての経団連の

取り組みというのは後ほど申し上げたいと思ひますが、原則として、やはりリデュース、リサイクルの対策は、みずからの産業について技術的、経済的に熟知したそれぞれの業種が、業界が最も効果的と思はれるそれぞれのやり方で自主的に取り組むことが、効率性、実効性の観点から望ましいというふうに考えております。

この点に関連して、今回の改正リサイクル法案について一点申し上げます、いわゆる事業者に対する副産物有効利用計画の策定義務というのが導入されております。これは、廃棄物処理法に基づいて既に一部の地方公共団体において行われている、多量排出事業者による産業廃棄物の処理計画作成との重複という点がございしますので、これについて十分留意をしていただきたい。法案には、第十四条におきまして、環境大臣と密接に連絡して行うものとすると言かれておりますが、改めて指摘させていただきます。

以上が、改正リサイクル法案への経団連の考え方ですが、関連して、今後循環型社会の形成に向けて社会全体として取り組む必要がある、いわば残された課題というものについて、三点に絞つて説明をさせていただきます。

まず一つは、処理・処分場の整備の促進の問題であります。リサイクル施設の整備も含めまして、廃棄物の処理・処分施設の整備促進が極めて重要でございします。先ほど触れましたように、経団連は昨年、産業廃棄物の最終処分量の減量化目標を発表いたしました。

いろいろ資料をお配りしておりますが、資料第三をごらんいただきたいと存じます。ほかの資料につきましては適宜お目通しをいただければ幸いでございしますが、資料第三の二ページをごらんいただきたいと思います。一番下に、経団連の産業廃棄物最終処分量の減量化の目標の内容を記してございします。

かねてから、廃棄物問題について業界ごとに行ういろいろな目標と対策を立てて、それを世の中に発表してまいりました。しかし、産業界全体として

どういう取り組みをしているかわからないではないかという御批判もいただきましたので、二〇一〇年度におきましては産業廃棄物の最終処分量を一九九〇年比七五％削減する、つまり四分の一にするというものであります。これを九六年度に比しますと七〇％削減する、つまり三〇％に落とす。これを産業界全体の目標として設定し、今後、最終処分量の削減を対策の基本として各業界において自主的取り組みを一層進め、みずからの定めた目標の達成を目指すことにいたしております。

一ページめくっていただきますと、二ページ目にはグラフを載せてございします。

この目標は、政府が昨年九月に発表いたしました二〇一〇年度の最終処分量を九六年度の半分にするという目標からしますと、経団連では三〇％にするということで、その目標を上回っております。しかし、農業部門あるいは私どもが使用します上下水道から出る汚泥、これは産業廃棄物に入っておりますが、これが産業廃棄物全体の三五％強を占めておりまして、経団連の目標にはこれが入っておりません。したがって、政府の目標とは直接比較することはできません。

そうはいっても、その点を差し引きまして、産業界の取り組みというのはかなり思い切つたものであるといふに我々は自負をいたしてしております。これは毎年レビューをいたしまして、その結果を公表いたしますし、できれば目標の改善にも努めてまいりたいと思っております。

ここでの問題は、このようにリサイクル対策などを進めて最終処分量をできるだけ減らすといつても、ゼロにはならないということでありまして、厚生省の調査によりますと、ここへ来て最終処分場の新規の許可件数というのは激減しております。現在で一年半というふうなことになるっております。

このまま推移いたしますと、幾ら最終処分量を減らしていても、早晩我が国の経済社会は行き詰まってしまうのではないかと、いわば非

常に緊急事態に直面する可能性があるということでありまして。

施設整備に当たりまして、産業廃棄物の処理、処分の責任を持つ排出者である企業が中心的な役割を果たすべきは当然であります。しかしながら、企業が土地や資金、設備や人員を手当ていたしましたも、周辺住民を初めとする利害関係者の合意を得ることが極めて難しい、そのために建設許可がおりないというのは御承知のとおりでございします。民間企業の力にはどうしても限界がございします。したがって、国や地方の政府が協力をしていただきますと、利害関係者間の合意形成に向けた透明性のある手続をぜひとも確立していただきたいと考えております。

例えば、施設整備の作成計画についての必要性についての合意、計画そのものについての合意、実行段階の手続面についての合意、あるいは立地基準、どんなところに立地できるのか、さらには施設基準、それから運営基準、運営には例えば住民の代表者がマネジメントに参画をするとか、情報開示のルール、こういったものを早急に整備をしていただくことが重要と考えております。

二つ目の点は、不法投棄あるいは不適正処理対策であります。厚生省の調査によりますと、不法投棄量そのものは、産業廃棄物四億トンのうち四十万トン程度でございしますが、事態はかなり深刻でございします。しかも、不法投棄自体が小口化、多発化している、いわば悪質化しているという点であります。

今後は、まず第一に、一層不法投棄に対する取り締まり、摘発に取り組んでいただく必要があるというところであります。

第二は、処理業者の許可要件の見直しの問題であります。これは捨て得を許すといひますか、捨て得が認められ、優良なといひますか、当たり前にビジネスをやる処理業者が報われない、そういう状況を改善して、当たり前のビジネスが持続可能となるような条件整備をしていただきたい。

例えば、不法投棄行為者が逮捕されましたも、

行為者が資金不足であるという場合が間々見受けられます。そこで、あらかじめボンドを積んでいただく、ボンドを積むことを義務化するということによって、例えば資金不足で支払えないといった場合には、このボンドを徴収するというようなこと。

あるいは、廃棄物を取り扱う人が何の知識も持たないで運んだり処理をするというの問題かと思ひます。有害性の有無等について必要最小限の知識を持つ技能者を置くことを義務化するということの一つの考え方であるかと思ひます。また、優良な事業者を国等が選定するいわゆるマル適マークの導入、あるいはドイツなどで行われております監査制度の導入なども有効ではないかと思ひます。

最後になりましたが、不法投棄の問題というのは、排出元である企業の責任のとり方の問題もございします。適正な処理委託料を支払うことでありますとか、最終処理までの確認を含むマニフェスト制度の遵守、これを厳密に遵守するということがであるとか、あるいはみずから自社処理を推進する、優良事業者との連携強化ということについても努力をする必要があると思ひます。この点については、廃掃法の改正によって若干強化されつつあるというふうに理解しております。

なお、不法投棄問題につきまして、御参考までに申し上げますと、経団連は、優良な産業廃棄物処理施設の整備促進を図ることを目的といたしまして、財団の設立、運営に協力しております。また、不法投棄の対策につきましても、社会的責任から、産業廃棄物の不法投棄原状回復基金に資金を拠出したしまして、地方公共団体が不法投棄物の撤去などの原状回復事業を行う際には、その必要経費の半分を負担しております。

最後に、三点目でございますが、現行法において見直すべきや長期的な課題についてつけ加えておきたいと存じます。

それは、まず一般廃棄物と産業廃棄物の区分を

見直すといいますが、廃止をしていただくということでありまして、これは有害性の有無に着目して、一体的、合理的、適正な処理を推進するという考え方でありまして、ヨーロッパの多くの国々では、日本のように一廃、産業と分けて別々のルートで処理をするのではなくて、有害性の度合いに応じて一括してリサイクル処理あるいは廃棄物処理をする体制が確立しております。

また、自区内処理原則というのがございします。これも考え方としてはよくわかりますが、例えば東京都をとりましても、都内で発生する廃棄物をすべて自区内で処理するということは、実際には困難でございします。そうした実情を踏まえまして、都道府県を超えて広域処理ができるような必要な措置を講じていただきたい。

今後、循環型社会を推進していくに当たって、現行の法制度の中には、今申し上げたような問題、あるいは規制の問題というのがあるということをつけ加えておきます。

以上、改正リサイクル法案についておおむね賛成であるということ、そして循環型社会の形成に向けて取り組むべき課題等について御説明をさせていただきました。

どうも御清聴ありがとうございました。(拍手)

○中山委員長 どうもありがとうございました。

次に、松田参考人にお願ひいたします。

○松田参考人 松田美夜子でございます。

まず、私の自己紹介からさせていただきます。私は、専業主婦として市政モニターとなり、川口市の瓶、缶の分別システムづくりにかかわったのがきっかけで、欧米のリサイクル文化や環境政策を調査研究するようになりました。日本が循環型社会へ向かうためにはどのような社会システムが必要であるかを国の専門委員として発言を続けるとともに、全国のごみ問題に関心のある市民、行政、企業の人々と緩やかに連携をしていくための情報交換の場として、元氣なごみ仲間の会、会員千二百名の代表も務めています。本日は、そのような活動を通して、この法律への私の考えを述べさせていただきます。

一九九九年七月に産業構造審議会がまとめた循環経済ビジョンを拝見したとき、国が描く循環型社会への意気込みがひしひしと伝わってきました。その後の動きを気にかけていたところ、新聞の一面トップで、再生資源利用促進法が資源の有効な利用の促進に関する法律と名称を改め、リサイクルから、リデュース、発生抑制、リユース、再使用へと枠組みを広げた本格的な法律として再スタートすることを知ったときは、長年の願ひがやっと実ったようで、本当に心強い気がしました。

内容を拝見していきますと、法律として基本を押さえ、熟慮されており、この法律が制定されていくと、一気に日本は、循環型社会へ向けての土台づくりを終え、ごみの少ない社会の実現へと動きそうに思えます。

その理由は、今までの再生資源利用促進法は使った後のリサイクルを推進するものでしたが、この改正法は、廃棄物の発生抑制を最優先し、次に部品の再使用を行い、その次に原料として再利用、最後に熱回収を位置づけた循環型社会推進基本法案の受け皿となつて、循環型社会に向けた取り組みを現実に行う法律となつていふところからです。

産業界と一口に言っても、業界や業種により取り扱う製品は個々に違つてきますので、業界、業種は政令で、何をすべきかは省令で具体的に規定されることになっていきます。既に公表されている政令案や省令案を見ますと、法律で指定されるのは、ごみの組成として、容器包装、使用済み家電製品に次いで自治体での取り扱いが困難なものばかりです。法律上の手当てが待ち望まれていたものばかりです。それらが、省令により、目標とする判断基準やリサイクル率が決定されていくのは、本当にうれしいことです。

現在、政令指定が予定されている自動車、パソコン、複写機、家電、ガス・石油機器、大型家具、パチンコ台、二次電池、ニカド電池などは、これから省資源化、長寿命化、再使用の推進、リサイ

クル率の設定などが、製品の特性により、それぞれ何をすべきかが省令で決められていきます。

関係する企業の人々にとつても、これまでは何を基準にして環境に配慮しているとするかの判断基準がなかったもので、取り組みが進まない面もありましたが、この改正法により、業種ごとの方向軸がそろい、各企業ごとにごみの発生抑制と再使用への仕組みづくりが進んでいくことでしょう。今までもつれていた循環型社会づくりのイメージが、やつと方程式が解けていくような、未来へ向けての明るさを感じます。

とはいへ、大量生産、大量消費になつてきた企業の人々にとつては、このような法律ができてくると物が売れなくなるのではないかと不安があるかもしれません。それについても、循環経済ビジョンでは次のように述べており、ごみの回避を願う私たちに、大変心強い記述になっていきます。今の世論をきちんと反映させていると思ひますので、引用します。

製品の長期利用、リデュースや製品の再使用、リユースを推進すると、経済が縮小し、物が売れなくなるのではないかと指摘があるが、この点については、一、産業活動が製品の提供から機能の提供に重点が移ることにより、新たなビジネスチャンスや新たな活動が生まれる。二、ごみの発生量が少なくなることにより、廃棄物の最終処分場の寿命が伸び、有害物質の排出など環境にマイナスになるものが減る。そのため、それらに使われていた財産が新たなサービスのために投資されるようになり、社会全体としては大きな効果を生む。このことを考えれば、リデュース、リユースの促進によって持続的な経済成長は十分に可能である。

通産省の産業構造審議会という産業政策を束ねる委員会がこのように明確に言い切る自信があるということであり、日本は瞬く間に、環境政策の理念についてはヨーロッパの環境先進国と肩を並べるようになったことがうかがえます。

しかし、ここで一つだけ、この法律について見守りたいところがあります。それは、さきの再生資源利用促進法は、制定された後企業の自主的な取り組みが十分に行われず、随分頼りなく思えた時期がありました。自主的な取り組み任せではきつと十分な成果は上がりません。ニカド電池にしても回収量は低く、この法律ができたから急に回収量がふえるとも今の状態では思えませんし、回収されたニカド電池が自治体の不燃ごみの日に返されてくるのを見たこともあります。つまり、今回の法律も、政令や省令によって中身が薄くならないよう、目標設定は高く掲げる必要があります。また、政令案が確実に実行されていくことを望みます。

さらに、当事者だけで政令や省令が決まると、どうしても企業寄りになり、目標値が低く設定されやすくなります。その点が要注意です。目標設定を決めるときには、企業と市民が十分に意見を交換し合える場を設け、目標設定を決める過程にも市民が加わり発言できる仕組みをつくってください。また、その目標設定が公的な機関の評価を受け、国民にも公表されていく仕組みを必ず盛り込んでいただきたいと思います。

戦後五十年間続いてきた大量生産、大量消費、大量廃棄が経済発展の原動力という考え方は、二十一世紀は資源が枯渇し、日本はごみで埋もれてしまっています。大量リサイクルをしてみたが、やはり反省点はあることに気づいた私たちは、学習と実践を通して、発生抑制や物の再使用をする社会こそ健康な社会であることを今学んでいます。そして、ゆつくりと循環型社会へと方向軸を変え始めました。

国民にとっても企業にとっても初めてのことがかりですから、何の問題も起きずに方向軸の転換ができるとは思いません。むしろ、問題が起きるたびに原点に戻り、問題解決の糸口を見つけた気持ちで、知恵を出し、工夫をしていきたいと思っています。そのとき、循環型社会形成推進基本法の理念と、それに基づいて、企業に対して、発生抑制、

リデュース、再使用、リユース、原料の再利用、リサイクルを企業の責務として定めたこの法律は、今後誕生が予想されてくる製品別個別法の親法として、きちんと法律が動いていけば、大きな効果を上げると思います。

公害問題は、個別の企業がはつきりとした汚染者だったのだ、その企業にのみ責任を問えば解決へ向けることができた。しかし、環境問題は、一人一人の人間が出す汚染が原因ですから、その解決には一人一人が参加しなければなりません。つまり、この法律が育っていくには、企業の取り組みとともに、消費者としての国民の意識も試されていきます。つまり、企業と消費者は両輪となり、お互いに支え合っていく時代となります。

環境に配慮した製品は、環境のことを考えていない製品より価格が高くなるかもしれません。しかし、それを購入することで、消費者はその企業を応援できます。長寿命の商品を選び、丁寧に使い、修理して使えば、価格の値打ちを十分に生かして使い切ることもできます。リサイクルにかかる費用は、結局のところ商品の価格へ組み込まれていくのですから、消費者が適正なリサイクル費を払うのは当たり前のことだと思います。消費者は、価格の安さだけが商品選択の基準ではないことを二十一世紀のライフスタイルの基本とすべきです。私たち国民は、この点についてきちんと学び、環境を考えて行動する消費者として企業の応援団を務めていきたいと思います。

二十一世紀は、二十世紀の反省を踏まえて、ごみの少ない循環型社会を目指したいと思っています。その第一歩が、今回名前も新しくなった資源の有効な利用の促進に関する法律です。この法律の誕生を心から願っています。松田美夜子。(拍手)

○中山委員長 どうもありがとうございます。

次に、篠木参考人をお願いいたします。

○篠木参考人 全国都市清掃会議の専務理事をしておりまして篠木でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。座ったままで発言させていただきます。

私は、いわゆる一般廃棄物の処理業務を担っておりまして市町村の行政の関係者の一員として、ただいま提案されております法律案につきまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

まず初めに、現行法ができ上がった時代にはさかのぼってみたいと思うわけでございますが、現行法ができ上がったのは、先生方御案内のとおり、平成三年でございました。当時の社会状況を一口で申し上げますと、バブル経済が崩壊をして、その後どういふ変化が起こってくるか、暗中模索をしていた時代と言っているのではないかと考えております。

そのころは、やはりごみが、平成三年度全国のごみの発生量、一般廃棄物でございまして、ピークを迎えた時期にも符合してございまして、それ以降、今日までごみの発生量が高原状態を続けているという時代になっているわけでございまして、いわば、当時はやつた言葉でございまして、消費は文化のパロメーターと言われましたし、また、紙の消費量がそれぞれの国の文化水準を決めるといふ価値判断がそのころまで使われていた時代と言っているのではないかと考えております。そういう時代に現行法ができまして、その意味では、現行法ができただけでございまして、高かったと言っているのではないかとこのように思っております。

そういう意味での現行法の成果、それを一口で申し上げますと、それまでの大量生産、大量消費、そして大量廃棄という社会システム、この中にリサイクルという視点を入れたということが、やはり一番大きな意義と言っているのではないかと考えております。

この問題を市町村の立場から見ますと、市町村の扱っております廃棄物の中で、粗大ごみないしは不燃ごみというものが多数含まれております。最新の統計でも、年間五千五百五十万トン発生する一般廃棄物のうち、約一％強、五百九十万トン程度がいわゆる不燃あるいは粗大ごみと言われている

る廃棄物になっているわけでございます。

こういった廃棄物に対して、現行法は一定の対応策を提示して下さったわけでございまして、いわゆる当時の第一種、第二種指定製品となつて、そういった廃棄物に対して、産業界も含めて何らかのリサイクルに取り組むという視点が打ち出されたことを高く評価しているのではないかと考えております。そういった動きと同時に、資源循環型の芽が産業界にも芽生えてきたわけでもございましたし、また、その後の容器包装リサイクル法とか廃家電リサイクル法を生み出す土壌も、そのころから少しずつ醸成されてきたのではないかとこのように受けとめていたところでございます。

その法律ができましてから、もう既に九年以上たっているわけでございまして、やはり今日の社会経済環境から見ますと、課題があつたわけでございまして。それは、一番大事な発生抑制という視点が現行法では欠けていたということに尽きるのではないかとこのように思います。当時の大量生産、大量消費の時代では、発生抑制というところまではなかなか踏み込めなかったことは十分理解できるわけでございまして、そこまで要求するのは酷であつたと言つてもいいのではないかとこのように思いますが、あれから九年、やつとそういう発生抑制を真剣に考える時代に入ってきたのではないかとこのように私は現在の状況を受けとめているわけでございまして。

そういう意味で、新しい改正案を高く評価しておるわけでございまして、その評価する点は、大きく二つあるかと思ひます。

一つは、ただいま申し上げました、リサイクルという視点に対して、発生抑制ないしは再利用という視点をシステムとして取り入れようとしている点、これは極めて大きいと思ひます。現行法が「再生資源の利用の促進に関する所要の措置」をとるのだということに対して、新しい法案では、「使用済物品等及び副産物の発生抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置」ということで、考え方の部分から明確にそ

の考え方を明示しているという点を評価したいと思っております。

それからもう一つは、事業者に対する自主回収及び再資源化の実施を義務づけている点を高く評価しているのではないかと考えております。そういう意味では、まだまだ多くの議論がございます。事業者責任について、やはり法律の面から一定の位置づけを与えたという点を高く評価していいのではないかとふうに思っているわけでございます。幾つかまだございますが、代表的にはこの二つの視点が今回の新しい改正案の骨格をなしていると思っております。その意味で、この二つの考え方は高く評価をしたいと思っております。

そういう意味で、私も市町村から見ますと、この法律のできるだけ早い成立を期待しているわけでございますけれども、なお今後にも課題がございますので、今後についての意見を幾つか申し述べさせていただきます。

御案内のとおり、新しい法律案は、法律ではございますが、法律の性格上、これはシステムの基本的な枠組みをつくるものでございまして、法案にもございまして、これからの具体的なソフトウエアにつきましては、基本方針等につきまして政令等にゆだねられているわけでございます。したがって、我々の関心はそちらにこれから移っていくわけでございますが、改正案の基本的な考え方、これを高く評価していただきまして、その考え方を最大限に生かすような基本方針等をぜひつくっていただきたいということでございまして、そのためには、ソフトウエア部分については関係者が非常に多くいるわけでございます。消費者から生産者までさまざまな方々がいらっしゃいますので、そういった方々の意見を十分受けとめていただいて、合意の得られる基本方針等をぜひつくっていただきたいということでございまして、それから、新しい法律の中には、指定再利用促進製品ないしは指定省資源化製品という考え方が打ち出されております。これらの対応品目についても、考え方に沿って幾つかの例示がなされてい

るわけでございますが、既に通産省等から出されております例示製品についてはぜひやっていただきたいと同時に、そういった考え方に対応できる製品開発を事業者においては努力されたいと、対象範囲を広げる努力もあわせて実施していただきたいというふうに思っています。

特に、指定再資源化製品という制度の中に自主回収システムが取り入れられたわけでございます。この部分の円滑、スムーズな拡充が求められるわけでございます。対象品目の段階的な拡大を含めまして、円滑なシステムができるように御検討いただければ大変ありがたいと思っております。

この分野におきましては、自主回収という言葉でございますので、事業者が中心となって回収していただくわけでございますが、そのことによつて市町村がその義務を全く免れるということとは恐らくできないだろうと思っております。何らかの役割を果たしていかなければならないと思っております。が、やはり事業者による自主回収を中心として、これからのよりよいシステムづくりのために、市町村も事業者と共同してこれからこの対応に取り組んでいきたいと考えておりますので、そういう意味でのこの自主回収システムをできるだけ拡充する方向で検討をしていただければというふうに考えております。

それから、三つ目でございますが、この機会に、製品に対する修理体制というものを事業者が中心となつてぜひ確立をしていただきたいと思っております。

私どもの生活を豊かにする製品、商品が数多く出て、販売されているわけでございます。よく一方通行ということで問題になっておりますけれども、やはり今の商品が使い方においても一方通行に流れている嫌いがあるのではないかと気がしております。もつと修理をすれば長く使えるものが、小売店等においても修理ができないということのために新しい商品と買いかえさせられているという実態がございます。

先ほど、他の参考人の方から、技術革新に対応する必要があるのだというお話がございました。それはそのとおりでございますが、それ以外にも、物を大切に使うという部分は当然残されているわけでございますし、小売店ルートでもつと修理をすることによつて、消費者のニーズにこたえていくようなシステムをぜひつくっていただければと思っております。それは、やはり製品開発の段階で部品のユニット化を進める等を図ることによつて、故障部分をもつと簡単に発見して進める方法もあり得るのではないかとふうに思っております。

また、これからは高齢社会に入っていくというふうに言われております。恐らく、これからの二十一世紀におきましては、民間企業で活躍された多くの技術者が、高齢者として社会参加していく形になっていくのだらうと思っておりますが、そういった方々の英知なりノウハウを積極的に使うことによつて、やはり新しい仕組みの修理体制というものもつくり得るのではないかと考えております。で、そういった視点も新しい考え方の中でぜひ生かしていただければありがたいと思う次第でございます。

以上、るる申し上げまして、基本的にはこの法案に全面的に賛成するものでございますが、冒頭申し上げました、平成三年当時は消費文化のバロメーターと言われました。そのキャッチフレーズを、これからの二十一世紀では、物を大切にする気持ちをバロメーターにするという時代に一日も早く変えていく努力を、私も含めて事業者、消費者ともどもこれから努力をしていく必要があるのではないかと、そういう決意を申し上げます。私の意見とさせていただきます。

○中山委員長 どうもありがとうございます。以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○中山委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。竹本直一君。

○竹本委員 参考人の諸先生方、卓越した御意見をお聞かせいただきまして、どうもありがとうございます。

まず永田参考人にお伺いしたいのですけれども、お話の中で、そのままで済み、見方を変えれば資源というお言葉が非常に私にとっては印象強く響いたわけでございますが、今、日本社会はまさにそういう時代に来ているのではないかなというふうに思います。

十数年前に、アルビン・トフラーが大量生産、大量消費、それを美しい新しい文化スタイルだということ強く訴えた本が出て、ベストセラーにもなりました。私もそれを読んだ記憶がございますけれども、それがたつた十年前でございます。今全く逆のことを我々は叫んでいるわけでございます。まして、言ってみれば、一般の人々はその思想の変わりに戸惑うのではないかとさえ思うぐらいであります。しかしながら、現実生活においては、リサイクルを中心とした循環型社会をどうしてものつくらないと社会がもたない時代まで来ているわけでございます。

そこで、お聞きしたいのは、日本の廃棄物処理あるいはリサイクルのいろいろなシステム、こういったものを全体的に見まして、ヨーロッパあるいは米国、こういったところと比較して、一体進んでいるのか進んでいないのか、そして日本の特徴はどういうところにあるのか、その点についてお伺いしたいと思っております。

○永田参考人 日本の循環型社会のレベルというお尋ねでございますけれども、先ほど申し上げましたように、循環型社会というのは、先進諸国がそれぞれ自分のベースを背負いながら目標に掲げて取り組んでいるわけでございます。

そうした中であつて、方法論で見てもいろいろと、一つはドイツを中心とした理念をベースにした組み方といえますか、これはよくコンチネンタルスタイルというような言い方もされることがござ

ざいます。一方で、経済的なインセンティブをベースにしたアメリカンスタイル、この両者が両極にあらうかというふうにも思っております。

廃棄物の問題は、社会あるいは文化と非常に密着した場面で生じるものでございますので、そういう意味では、解決の方法も異なる。家電リサイクル法をジャパン・モデルとして打ち出してきたわけでございますが、それも日本の土壌をベースにして制度化を図ったという意味が非常に強く込められておるわけでございます。

ドイツとの比較という点になってまいりますと、この家電リサイクル法を取り上げまして、提案自体はドイツの方が先でございましたけれども、実態としての成立は日本が先行いたしました。恐らく、今後かなり精力的に日本の家電のリサイクルは進行するものというふうにも考えております。

今般、本法案も含めまして、議員立法も含めて六つの新しい法案や改正法案が審議されるということをお願いしております。こうした法案が成立した暁には、またその実行に向けて動き出したときには、日本は恐らく循環型社会構築に向けて世界の先陣を走っているということになるかと私は思います。

こうした点が、これからこのような問題に行き当たる発展途上国等の参考にもなるでしょうし、また一方で、こうした法案の対象となりました製品等に当たりましては、今後の一つの競争側面としての環境の部分で、非常に国際競争力の高まりが図れるものというふうにも考えております。

以上です。

○竹本委員 ありがとうございます。

それでは次に、太田参考人にお聞きしたいと思いますが、

その当時日本の対抗馬は、アメリカではU.S.チールでした。ところが、そのU.S.チールが、鉄鋼産業はどんどん衰えていって、ほとんど何かおかしくなったのではないかと言われておりましたけれども、最近すっかりまた盛り返ってきておる。

どういふことかという点、粗鉄をつくるのに石炭と鉄鉱石で溶かしてやっておった。ところが、既に使った廃棄物の鉄材がございましてね。そのごみを全部集めてきて、そしてそれをブチミルと言われる小さい平炉で溶かして、それを再生利用する。そうしますと、鉄鋼業が新しい産業としてどんどん芽生えてきて、今アメリカは鉄鋼業は非常に盛んでありますし、国内生産だけでは国内需要を賄えないということで、海外からどんどん輸入します。余りに輸入するものですから、鉄鉱石のダンピングだといって、アメリカ政府から日本に対してもあるいは韓国に対しても騒がれたわけでございますけれども。

このように、既にある廃棄物を再利用することによって産業自身がよみがえってきたわけでございますが、この一つの実例を見ますと、我が日本社会においても、いろいろな分野で生じます廃棄物をきっちり再生、リユースする、そういうシステムを社会全体にやほりつくっていく必要がある。その場合に、心構えだけでは実際これはできない。それを社会にシステム化しなきゃいけない。そのためにどうするか。

例えば、バージン材だと、原材料だとまだ安くつくわけですね。再生材だと高くつく。その差をどのようにして補うか。あるいは、再生した方が少し有利だというふうな社会システムをつくっていくか。具体的な手段であれば、減税とかそういうようなことだろうと思えますけれども、実際、産業界のいろいろなこういう問題を担当しておられる太田参考人の方では、このインセンティブのシステム化ということについてどういふお考えをお持ちかということをお聞きしたいと思っております。

○太田参考人 リサイクルシステムあるいはリースのシステムをつくるに当たって、インセンティブというものが活用できるのではないかとこの御指摘だと思うのですが、考え方としてはもちろんそのとおりだと思います。

ただ、具体的に、例えばバージン原料と一度使った原料との差をどのように処理していくか、これは私も、特に中でさちと議論をしたことがございまして、経団連の考え方というわけにはまいりませんが、一般的な考え方としては、やはり市場というものを重視していくということでありまして、必ずしも、インセンティブをつけることによって解決しようという考え方が強く打ち出されているというふうには、私も思っております。

あくまでも、その差があった場合に、技術開発、技術力によって、あるいはニーズを十分見きわめて、コストが高くても使う消費者、ユーザーもおりますし、また、使い方によっては十分、やや劣化していても問題ないとか、いろいろな市場で解決されるのが望ましいのではないかと一方では思っております。

それからまた、バージン価格と使用原料に差をつけるということは、通商上、海外との通商摩擦、WTOとの問題も生じてくると思えます。つまり、補助金をつけるということでありまして、いい補助金、グリーン、レッド、イエローとこうありますが、その点も考慮しなければいけないと思えます。

また、古い原材料を使っても本当に競争力が出てくるかどうか。いろいろな部品に組み立てられるわけでありまして、それが海外製品との間で競争力を本当に持ち得るのかどうか。やはり市場というものが評価するわけでございますので、考え方としては理解できますが、かなり複雑な問題を持つていてはないかというふうにも考えております。

○竹本委員 太田参考人の最後の言葉でございますが、市場というものが評価する、まさにその

とおりだと思います。ですから、単なる金銭的インセンティブのみならず、市場がその方向に動くような、そういう動きを社会にシステム化するところが大事だと私は思うわけであります。そういう意味で御質問させていただきました。ありがとうございます。

次に、松田参考人にお聞きしたいと思っております。

お話を伺っております。元々なごみ仲間ということが出てまいりました。私は、昔、オレゴン州のポートランドというところで、あそこにある大学でしばらく講師をしたことがあるのですけれども、しばらく住んでおりました、非常に町がきれいなんです。いろいろな市民の方々の行動を見ておりました。徹底してごみを拾って、回収して、そしてそれを、市の外郭団体みたいなものがありまして、第三セクターみたいなところで完全に再利用しておりました。結構前の話でございますけれども。

その姿を見ておりましたと、やはり最後は、永田参考人の論文にもございまして、市民と事業者という言葉がございましてけれども、その両方でありサイクル社会を支えていく中で、特に市民の意識というのは非常に重要だと思えます。したがって、そういう意識を市民に広く広めるためにはどういふ工夫が実際上必要かということについて、少し御意見をいただきたいと思います。

○松田参考人 まずは、いろいろな正しい情報を正しく伝えていくことが必要ですので、学校教育をスタートとして、生涯学習、毎日ごみとかりサイクルの話が話題になる社会をつくるのが一番大事だと思います。

○竹本委員 もう一つ思いますが、みんながごみを平気で捨てている中で、一人だけごみをきれいに片づけておいても、その行為はきれいではないけれども、社会全体としてごみをきれいにするという目的には相反する結果になっていきますね。したがって、結果としては、みんながやる

利用するという精神を持つことが大事だと思いますけれども、そのみんなで作る社会にするためには、今おっしゃったような、まず小学校からの教育ということも大事だと思いますけれども、同時に私は、きれいな、清潔な、こういう循環型社会にするとういういいことがいろいろあるんだということもまた、いろいろな機会をとらえて教えていくことが必要なのかなという感じがするわけです。

最近、江戸文化の礼賛ということがよく言われます。あれはある種の循環型社会であって、だからうまくいったんだという本も出ておりまして、けれども、そういう意味で、先生のおっしゃるみんなで作ることが大切ということは本当にそのとおりじゃないかなというふうな私の印象でもあります。

次に、篠木参考人にお伺いしたいと思いますが、

市町村の立場で、消費者の協力を得るのにどういう点で苦労がおりなのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○篠木参考人 一言で申し上げれば、いかに理解をしていただくかということに尽きるといえます。

御案内のとおり、今、市民の方をお願いすることは、今までと比べて出しているというものを、あれを分けてください、これは分けてください、出す日をこの日に決めてくださいということをお願いしていくわけですが、なぜそういうことをしなければならぬのかという原点から理解してもらわなければ、市民の方々の協力はなかなか得られないということがございます。

そういう努力は、例えば、一枚のチラシをつくって新聞折り込みで配っただけでは、なかなか徹底しない部分がございます。もちろん、そういうマスの手段を使った方法も必要でございますが、それと、やはり個々に説明をして理解を得るという努力を重ねていく必要がある。

そういう意味では、時間を問わず、昼夜問わず、

きめ細かい市民との意見交換、話し合いの場を持つていくというのは極めて大事だろうというふうに思っておりますので、時間に限られてくるという部分がございます。

市民の方にも協力をいただきまして、ある程度まとまっていたら、例えば学習会方式でいいわけですが、そういう方法で協力していただけると、お互いの立場を理解することが進むのではないかと。そういう意味での努力はこれから私どもはしていかなければいけないのかなと思っております。

○竹本委員 今、最終処分場が余りなくて、東京、大阪、非常に困っております。大阪でもフェニックス計画に基づいてやっておりますが、あと本年に一、二年という感じになっているのではないかと思います。

そうしますと、どこかに最終処分場をつくらなきゃいけない、またごみの焼却場をつくらなきゃいけない、これは市民生活を送る上で当然つきまといてくるものであります。しかし、この施設は嫌悪施設であります。人々が嫌がる施設であります。それをどのように市民に納得してもらうかというところでございますが、私が思いますのは、もう少し自治体の指導性ということをお願いしたいなと思うのです。どちらかというと、ごみの持つていき場所がないから、いろいろ業者が提案して、この辺に処分場をつくるのを申請する、そうすると、付近の住民はそれを、どうせ悪徳業者だろうからということで非常に嫌がる、問題になるというところが全国各地で起こっております。

したがって、都市計画を立てるときに、将来この地域ではごみ焼却場をつくるか、あるいは最終処分場をつくるか、そういうことをもって積極的に行政が事前に長いスパンで提案していくことが必要なのではないか。そういう視点から見ると、行政はおくれている点が多分にあるのではないかなという感じがするのであれば

も、いかがでしょうか。

○篠木参考人 御指摘のとおりだと思っております。

自治体もそのための努力を重ねてきているわけですが、古くさかのほりますと、昭和三十年代につくった清掃工場ですと、迷惑施設という言葉がごく当然のことのように言われておりました。その当時は、先ほども話題になりましたけれども、迷惑の公平な負担ということが市民の理解をいただく大きな前提になった時代がございました。それと同時に、市町村では技術開発にも努力してまいりましたので、最近の清掃工場ではまず迷惑施設と言われることはなくなっています。そして、都市計画ときちんと整合性のとれた施設づくりがかなり普及してきました。

そういうこともございまして、清掃工場、中間処理施設についてはほとんどの自治体ででき上がりました。現在はダイオキシン対策に真剣に取り組んでいる状況でございますけれども、恐らく、市民の理解は相当得られてきたと思っております。

ただ、最終処分場につきましては、これまでの施設に構造的に欠陥等があったために、まだまだ十分理解が得られていないという部分がございます。必要な施設でございますので、つくっていかねばいけません。どこにつくるのが一番公平か、公正かという視点がやはり大事になってくるだろうと思います。その判断は、やはり都市計画決定の中でどう位置づけるかということを通じて通ることができません。

その際に、最終処分場だけで考えますとやはり問題がございますので、中間処理施設である清掃工場とか、それからリサイクル施設、最終処分場、これからは広域化計画という位置づけのもとに、都道府県が中心となって市町村行政を補完していくというシステムに移ってきておりますけれども、広域化計画の中で、やはりどの施設をどの地域に配置するか、土地利用状況にもらみながら、合理性のある公平性のある施設配置計画をこれか

ら確立するということが一番大事だろうと思っております。

それにあわせて技術開発、市民の理解と協力が得られる技術水準の施設をつくっていく。この二つが一番大事だろうと思っておりますし、そのための努力は惜しまずやっていかねばいけないと思っております。

○竹本委員 日本は環境技術においては先進国と言われております。こういうごみ処理については相当技術が発達しておりますから、京都で行われましたCOP3におきましてもそういった技術を世界に見せたところでございます。したがって、この技術をもっと自治体を含む一般関係者に流布、PRをしていただきまして、そして必ずしもごみの施設は嫌悪施設じゃないのだ、安全だ、したがって、みんなが負担しなければならぬ施設は、この地域においてはこの場所にとりうな合意を市民の間で形成していただくような、そういう努力がやはり必要ではないかと思っております。

この四月から介護保険制度がスタートいたしましたけれども、あれもまさにある種の広域行政の中でお互い助け合っているという一つの事例でございます。それと同じ発想で、この循環型社会におけるごみの処分という点について、そういった意味での環境技術を示すことによって市民を安心させることによってその普及を図っていく、そういう努力が必要ではないか。きょう、先生方のお話を聞かしてそういう感じを持ちましたので、その感想を述べまして、この質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○中山委員長 中山義浩君。

○中山(義)委員 参考人の皆さんには、大変お忙しいところを貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。民主党の中山義浩でございます。

この新しい循環型社会というのは、今までの大量生産、大量消費、大量廃棄、このツケをこれからどうするかという大変な課題が詰まっています。

いろいろな意味でそうやって産業を転換していく、いわゆる物づくりだけじゃなくて、知恵の社会ですから、そういう知恵の部分を使わしていつてその産業を伸ばしていくという方法論はあるかと思うのです。

そういう面では、これからの世の中、この理想に向かつていったときに、それが経済活動に結びついていく、いわゆる自由主義社会の経済に結びついていけば、一番それはいい方法だと思ふのです。

篠木参考人は、東京都におりましていろいろ行つたと思うのですが、東京都のいわゆるごみの予算というのは三千億円ぐらいかかっていましたね。ごみが大体四百三十万トンぐらい年間出たと言われる。しかし、実際は六百万トン以上出たのだとすね。では、その二百万トンの違いは何かという、製紙原料ですね。いわゆる古紙を集めてそれを古紙パルプにする業者が、全然東京都には関係なく二百万トンのごみを商売として処理をしていた。もしこれが、あとの四百万トンもそういうことになれば、東京都の三千億円の予算というのは要らなくなるわけですね。ですから、民間の方がそういうことをやっていることをどう助成をしていくかということが必要だと思ふのです。

それは、さつきいろいろ先生方のお話の中で永田参考人や太田参考人が言つたように、出口論ですね。さつき、紙を、どんどん古紙パルプをつくりていくけれども、需要がもう精いっぱいなわけです、二百万トンの古紙を使つて古紙パルプをつくる、しかしもうこれはいっぱいだ、さつきお話がありました。そうしたら、どうやって広げていくかといつたら、輸出ですね。

つまり、中国は文化がどんどん進んできた、経済も発展してきた、紙が必要だ。東アジアもだんだん紙が必要だ。しかしながら、紙をつくるパルプなり木もだんだん枯渇してきている。最近では、もうアシだとかカヤとか竹だとか使つて紙をつくる。それはすごい水を汚すわけですね。世界の水

を汚しているわけですね。だから、紙で中国に援助するとか、さつき言つたWTOの問題にひつかかるのであれば、これは援助だ。つまり、中国というところは、自由主義経済はやっているかもしれないけれども、国の統制がきくところだから、そこに紙で援助をするとか、そういうような方法もあるのではないかな。

または、今の古紙パルプが大部分日本のやり方がうまくなつてきたというところで、十分外国にも輸出できるような状況にしてきて、かなり売っているんですね。しかし、こういうものを伸ばすことによって出口論を広げていきまないと、幾ら補助金を出してもなかなか広がっていかない。

今まで補助金を出していたのは、古紙を集めるところに補助金を出しているんですよ。だから、地域社会の婦人部とか青年部とか、廃品回収というので一生懸命皆さんが手押し車でやっているのです。これに十五億ぐらい東京都が出している。だけれども、私たちがやってほしいのは、古紙を集める作業じゃなくて、それを古紙パルプにして売る出口の方をしつかり行政が研究をしていかなければいけないんじゃないかと思ふのですが、篠木参考人、ひとつお願いします。

○篠木参考人 御指摘のとおりでございます、事業育成という部分も避けて通れないと思ひます。

しかし、私は、一番やはり考えなきゃいけないのは、先ほど来問題になつております出口論でございます、需要をどういうふうに確保していくかということがやはり基本だろうと思つております。

先ほどから東京都の例でお話ございました、で、経験から触れさせていただきますと、東京都では、新聞紙の中に古紙利用率を高めてほしいというところをお願いしてまいりました。それから、これは全国的な動きとして、教科書も古紙でつくつてほしい、それが学生に対する一番いい教育になるんだということも含めてお願いをしてま

いりました。そういう努力の積み重ねによつて古紙の需要も相当伸びてまいりまして、最近では需給バランスが非常にいい方に好転をしているという話も聞いております。

第一義的に取り組むべきことは、出口をいかに育てていくかということが一番大事だろうと思つております。そこが溝が埋まらない部分を、行政が公平性の原点に立つて支援をしていくというところを進めていくべきだろうと思ひますので、その面からこの問題に取り組んでいく必要があるのではないかと今ふに考えております。

○中山(義)委員 今お話しのとおり、新聞をもつと古紙を使うように我々も委員会でもやつてきて、新聞社が並んでいると、あなたたち、日ごろ環境だ何だかんだ、再利用しようとか言つたつて、自分がやらないじゃないかと、僕は新聞社に指さして東京都で随分やりましたよ。そのくらいやはり出口というのはすごく大事でございまして、インセンティブはどこに引いていくかということが必要ですね。

ですから、では、もしデポジット制度なんかの場合も、あれは本場の東京ルールとしてインセンティブになつてきたのかどうか、これもすごく難しい問題ですね。

ある意味ではこういうことだ。僕はこの間も質問したのですが、都立高校で一日千本の何か飲み物が売れるんだそうです。それをつぶす機械があるのです。つぶすと五円ぐらいもらえるんだそうです。それが一日千五百つぶれている。というところは、千しかないので千五百というところは、家から持つてきているわけですよ。そのくらい、たつた五円とか十円でも、やはり経済というものの中でうまく生かせばインセンティブが引ける。しかも、そのつぶしたものは非常に運びやすいし、後で再利用しやすいという形をつくるわけですね。

そういう面では、お金と言つてはいけないうのが、経済というものがあつた以上、経団連の太田参考人、この辺はどうですか。本場に、やはりお金

というものの、または経済というものの、この辺は大きなインセンティブになつてくると思うのですが、いわゆるこの社会の中に、自由主義経済に組み入れたリサイクル事業、ここを考えた限りは、さつき言つた、結果的には経済の力を弱めていっちゃう、こう思ふのですが、いかがですか。

○太田参考人 価格がもうとにかく市場で唯一という、唯一に近い形での指標になつていくわけですから、これが大きな決め手だろうと思ひます。ただ、価格に加えて、商品の性質でありますとかその利用の仕方とかいろいろありますから、それがすべてであつて、そのほかのものは、価格以外のものはないかということでもないと思ひますが、大体基本的な考え方は、やはり価格に反映されてくるものだと思います。そこから考えますと、やはりインセンティブというものの、いわゆるリサイクル市場がございまして回つていきませんので、それはある種のインセンティブというのは必要だろうと思つております。

ただ、そのインセンティブのつけ方とか、どういう仕組みをつくらうかというの、製品であるとか原材料によつてかなり違ふのではないかと考えております。

○中山(義)委員 永田参考人にお聞きしますが、ごみというものをいろいろ分別したりなんかする作業があります。これは消費者がやるのですが、さらに、もうちょっと逆の発想をする方もいるわけですね。全部集めてしまえ、全部燃やしてしまえ、その燃やしたエネルギーを活用するの、リサイクルじゃないか、こういう発想をする方たちもいらっしゃるわけですね。

私は、基本的にはごみは燃やさないというのが絶対原則で、それをどうやってリサイクルするか、そこが一番大事だと思つていのですが、燃やさないということ、例えば電力をそれでつくつて、卸電力もできるようなりましたから、そこで電力を買つてもう、電力を卸して、こういう方法もあるわけですが、この燃やしてつくるエネルギーというの、永田参考人、これはリ

サイクルと言いますか。そういう方法は非常に効率がいいとか、いろいろ御意見があるでしょうが、その辺、いかがでしょうか。

○永田参考人 実は、私は機械工学科というところにも所属しております。基本的には熱関係の出身なもので、そういう意味ではエネルギー回収というものに関してそれなりの思い入れがないわけではございません。

最近、大分言葉の定義が入り乱れてきて、海外でも若干混乱はないわけじゃないのですが、リサイクルと言われるたぐいのものは基本的にはマテリアルリサイクルのことを指すのであって、お話しのような熱回収のシステムというのは、いわゆるエネルギー回収、エナジーリカバリーという格好で、別の定義の分類に入るといふふうに思っております。

基本的な優先順位というのは、リデュース、リユース、マテリアルリサイクル、それからエネルギー回収、それから適正な処理ということで、この原則論は私は変わらないといふふうに思っております。

ただ、私も、ライフサイクルアセスメントというところで、さまざまな環境負荷、先ほどの図の中で一箇に書きましたような、例えば廃棄物焼却炉でしたら、そこに入ってくる物質だとかエネルギーだとか、それから燃やした後に出てくる排気ガスの有害成分だとかというものを相対的に評価するような手法をとって、例えばマテリアルリサイクルとサマールリサイクルの比較をしてみる。そうした中にあるのは、サマールリサイクルとここでは言わせていただきますが、あるいはサマールリサイクルの方が環境の負荷が小さい、そういう判断ができるものもあり得るかもしれない。そういう流れの中で、サマールリサイクルの位置づけというものを考えなくてはいけなくてはいけぬというふうに思っております。

一方で、サマールリサイクルの位置づけを決定するに当たっては、マテリアルリサイクルとの境

目というのでも大分あいまいになってまいります。それから、今度は、単なる焼却に近いものも含めて、その線引きというのも重要な視点かといふふうに思っております。

実は、容器包装リサイクル法その他紙容器包装につきましても、一部サマールリサイクルが認められるという方向になっておりますが、そこでの基準づくりにも私も参画しておりますが、かならずしも、熱回収で七五%、総合的なエネルギー利用で七〇%というような、そうしたレベルで一つの目標を設定させていただいたわけでもない。すけれども、今後の流れの中で、こうした目標を一つの参考にしたが、サマールリサイクルの位置づけを先ほど申し上げた総合的な環境負荷の視点で判断していくということを実施していかなければいけないだろうというふうに思っております。

○中山(義)委員 最後によつとお礼だけ申し上げたいのです。本当にありがとうございました。私たち民主党も、ある種の覚悟を持って循環型社会を目指してやっています。このように思っておりますので、それだけ申し上げまして、終わります。ありがとうございました。

○河本委員長代理 久保哲司君。
○久保委員 参考人の先生方、本日はまことにありがとうございました。公明党の久保哲司でございます。

今国会には、循環型社会推進基本法がありまして、それ以外に、きょうこの商工委員会でも審議をしております再生資源の話、あるいは廃棄物処理等の関係の法案は厚生委員会、あるいはまた食品循環資源というような形でもって農林水産委員会、あるいはまた建設資材の再利用というようなことでこれは建設委員会という、まさに循環型といえますが、再生資源として使っていくんだというのが、言うならば、この国会、オンパレードのような形で、今審議が進められておるところでございます。

とはいえ、先ほど来四名の参考人の先生方から

さまざまなお話を伺いまして、いろいろな角度からのお話を聞いて、私も大変に勉強させていただいたわけでありまして、考えてみると、人間がふえたこと自体がやはり一番問題なのかなと思うときが多々ございます。

と同時に、その中で、人間の欲求といいますが、要望といいますが、欲望といいますが、便利さを追求する、あるいはきれいな環境で住みたい、に、おい、汚いのはかなわぬ、そういう中で、結局は、例えば昔の田んぼであればふん尿を肥料として使っておたのが、近くに人が住むようになると、そんなにおいかなわぬということでもって化学肥料が使われるようになる。確かに便利なんだけれども、それが結果として土地の力を落としてしまふみたいなところが出てきてしまう。

あるいは、田んぼでさまざまなもの、稲を刈った後、昔はそのわらでもって結んでやつておた。それをビニールのひもでやるようになる。そうすると、今度は、ビニールのひもは腐らないから、次に耕運機等やるときには必ずひっかかってしまう。まさに、科学を取り入れて便利になった分、片方で大変不自由になっている部分がある。

ごみもそうだと思います。今、燃やす燃やさないという議論も一つありましたが、これも完全に自然に返るものばかりであれば、基本的に問題がない。だけれども、自然に返らない化学製品がまざるから、そこでダイオキシンだ、何だかんだとこういう問題も起こってくる。

一方、昔一度聞いたことがあるのですけれども、台所で作る家庭の生ごみというのは、まさに生ごみというのは、五十年間分たても、それが自然に返っていく土に還元されるということではない。土の量というのはこのくらしかふえない。というのを聞いたことがあります。だから、例えば敷地がある家であれば、穴を掘ってそれを腐らせていけばそういう状態になるんだ、こんなことを聞いたことがありますが、これも今ほ腐るものばかりじゃないからそうはできなくなっ

てしまっている。一方また、人口がふえた、都市化が進んだ団地形式のところでは、それ自体もまならない、こういう部分も当然でございます。

小学校、中学校のときに我々が学んだ理科の本あるいは社会の本等の中で、食物連鎖あるいは動物連鎖といいますが、小さい魚をもうちょっと大きいのが食べて、もうちょっと大きいのがまた食べて、それをしてきて人間が食べてという、あるいは木の葉っぱであれば、それが落ちて腐葉土になって肥料になってというふうなものを、我々は、科学というものが発達し便利さを追った結果、それをどこかでぶちっと切ってしまった。切ってしまった結果が今日にあって、この循環型社会というものを一回考え直さぬといかぬ、こんなところに来ているのかな、そんな思いを強く持つておるところなんです。

とはいえ、今から五十年前を振り返ったところはどうしようもないわけで、今日の前にある問題をどうにかしなければならぬ、それはそれでまた我々の課せられた仕事なんだろう、そんなふうに思っております。

そこで、まず最初に永田参考人にちよつとお伺いをしたいのですが、今国会、先ほど申し上げました、いわゆる我々が扱っている法案の根っこにあるような基本法案としての循環型社会推進基本法があるわけでありまして、この基本法の中では、やつていく仕事の優先順位ということで、一つは、リデュースがまず第一だ、その次にリユースだ、あるいはマテリアルリサイクルだ、三番目には環境保全に万全を期した適正処分というふうな順序づけをやっております。

一方、我々が今回審議をしております法案の中では、言葉としてリデュース、リユース、リサイクルとこう並んでおるわけでありまして、けれども、あえて法案の中で優先順位等は明示をしております。

そういったことを比べたときに、法律が違ふからということも当然でございますけれども、今回の我々が扱っております再生資源の利用の促進に関

する法律の中にあつて、今後具体的に行政の側でそれを料理していただくわけでありまふけれども、先生の立場から見られたときに、この優先順位というのはどうあるべきなのか、同時に、この法律を本当に意義あるものとするためには、その運用をどのように展開していけばベストな形を望めるのかといったことについての御意見があればお伺いをしたいんです。

〔河本委員長代理退席、委員長着席〕

○永田参考人 優先順位につきましては先ほど申し上げましたし、今も基本法の方の話を御紹介いただきましたが、その流れが原則論というふうに私も理解しております。これは世界各国共通というふうになっていると思っております。

ただ、先ほど申し上げたように、状況によってはこれが変化する場合も起こり得るということになるわけですが、一方で、今般の改正案の方でそれを積極的に順位づけしてという形では、確かに明示的には示されていないというふうに思いますが、そうした中にありまして、新たに取入れられたものというのは、そういう意味ではかなり難しい取り組みの中に入ってくるものが多い。そうした点を踏まえて、これからの取り組みの状況を見ながら、あるいはその目標値を決めていくとか、そうした方策で誘導していくことも必要ではなからうかというふうに思っております。

ただ、先進的な企業においては既にかなりの実績が積み、また、その実績を見ても、経済的にも十分成立する。特にリデュースの場合には、これは省資源化の話が中心でございまして、そうした観点からするとプラスの面というのはある程度見えてくると思ひますけれども、リユースにあつても、そうした取り組みではその高度化を図る、あるいは量的拡大を図ることによってプラスに転換しているという実績もございまして、そうしたことも積極的にアピールしながら、その有為性というものを皆さんに見ていただけて、そちらの方向に向かうようになっていただければという

ふうに思っております。

以上です。

○久保委員 ありがとうございます。それでは、順次ちよつとお伺いをしたいと思ひます。

経団連の太田さんにちよつとお伺いをしたいんですが、こういう循環型ということになってきまして、経済の分野においても、ある意味ではそれに対応した形の循環型の経済システムというものを考えていかなければならないのかな。そうやっていきますと、今、新聞報道等でもさまざまなありますけれども、リサイクルするための費用が物すごく高くつくんだよ、それをだれに持ってもらうのか、こんな部分もございまして。そういう意味では、リサイクル等にかかるコストをダウンさせること、あるいは一方では、より品質の高いリサイクル材、これを提供できる構造をつくっていくかぬとあかんというのが大前提であると思ひます。

そういう社会になったときに考えられるのは、今までのように新たな材料を持ってくる設計、開発し、生産する、そういう工程から、逆に、物の生産に当たつても、回収してそれを分解、分別して、そして再利用するといったような、今までの形を考えれば逆のような工程を経て製品化していく、こういった工程につくりかえていく分野も当然出てくるのかなと思ひます。その変革が求められていくことについて産業界としてどう対応していけるのかというのが一点。

もう一つは、そういう効率的なリサイクルを行つて、それで産業廃棄物の処理を再生物の生産へと変革をしていく、言うならばいわゆるゼロエミッション社会の実現、こういうことも求められていくんだらうというように思ひますが、この点についてもお考え、御所見があればちよつとお伺いをしたいと思ひます。

○太田参考人 循環型社会を、とにかく私どもはこれから不断の努力によって少しでもそういう社会に近づけるように努力をしていかなければなら

ないんだということだと思ひますが、その際、一番キーワードみたいなものはやはり省資源であり、省エネルギーであり、そして最終的には、環境負荷が結果として一番少ない、今よりもあす、あすよりもあさつて少ない社会というものを築くための不断の努力であるいはプロセスだということに理解しておるわけです。

今お話しした、例えばリサイクルのコストが高い、そしてリサイクル材が安いものでなければいけない、これも新しい材料を使うよりもそちらの方がよいものであるようにこれから取り組んでいかなきゃいけない、おっしゃるとおりであります。その全体、トータルの中でのやはりリサイクルであつて、リユースであつて、またリデュースだろ

うというふうになります。リサイクルコストをできるだけ下げるには、そもそもリサイクルしやすい製品づくりに努める必要があるとか、それから分解する際にどこを取りかえればリユースとして使えるとか、ありとあらゆる局面があつて、一律にこうだという決め手、手品のようなわけにはいかないのではないかと。

そういうふうになりますと、やはり新材料という、新しい原料、これは当然なだけではやっていけないものだらうと思ひます。基本的には、材料というのは何度か使っていると劣化するやうであります。これを劣化しないやうな技術というものがいろいろな形で出てくる、あるいはそもそも劣化のしにくいマテリアルをつくっていく、これもまた一見それが正しうに見えますけれども、後々になってみると、えらい大変なものだったりとか、その処分がとんでもないことになるやうなことがあつてあるわけですから、常に光と影があつて、その辺のバランスで物を見ていくのではないかと。

それから、ゼロエミッションというお言葉がございましたが、これも、循環型社会というのを定義し始めると大変と同じように、ゼロエミッションというのものの考え方としては大変結構な考え方、コンセプトであらうと思ひます。

ただ、世の中でよく使われているゼロエミッションというのは、局部的あるいは一定の条件のもとで、一定のごみなり、排ガスとかそういうものをに入れてしまひますとそもそもあり得ないことだと思ひますが、ある一定の条件を満たしたものをゼロエミッションと呼んでいいわけですから、廃棄物が実際になくなるんだというのではないではないかというふうにも考えております。

もちろん、ガス化溶融とかいろいろなことをやつてできるだけごみを少なくする、減量化をする、あるいは有効に使っていくという意味での、ゼロエミッションコンセプトに近づけるという意味でのゼロエミッションという考え方は賛成いたしますが、現実問題としてゼロエミッションというものが実現できているということではないというふうにも理解しております。

○久保委員 ありがとうございます。

続いて、松田参考人にちよつとお伺いしておきたいんですが、先ほどお話の中で、消費者という言葉が出てまいりました。また、環境を考へる消費者として企業を応援していきたい、こういうお言葉もあつたわけでありまふけれども、まさに私も、そういうふうには消費者と企業が一体になつて物と考へるというのには非常に大事だろ

と同時に、消費者というのは、ある意味でごみの直接の排出者といひますか、最終排出者であると同時に、また一方で購入者でもありますし、また消費行動を通じて事業者の生産行動といったことにもいろいろの意味で影響を与えていく。今までもそうであつたし、これからまたその基本形態は変わらないと思ひます。

そんな中で、いわゆるNPOといひますが、先ほど団体の、千二百人のグループの代表も務めていとおっしゃつておられましたけれども、そういったいわゆる今日注目をされておられますNPOという形のもの、こういう循環型社会をつくっていく中で、またみんなの力ですれを

産者責任についての考え方の発展とか取り組みの発展について伺いたいというふうに思います。

○永田参考人 拡大生産者責任、ドイツの循環経済・廃棄物法の中で明示的にうたわれ、その段階ではいわゆる生産物責任という言い方で、プロダクトレスポンスビリティという言葉だった。この生産物責任が製造者責任にどうして変わったかという理由につきましては、何人かの方にいろいろ伺いたのですが、なかなか明快なお答えを得ることはできませんでした。

拡大生産者責任でいえば、私の浅はかな勉強の成果で十分なお答えになるかどうかわかりませんが、廃棄物の発生抑制と資源の有効利用を、社会コストをできるだけ少ない状態で実現するための一つの政策コンセプトだという言い方をヨーロッパの人たちはしております。

したがって、製品廃棄物の処理、リサイクル等におきましては、一般的にこうした政策が妥当だろうということが想定されるわけでございまして、これはあくまでも一般的な話でありまして、製品個々ではあるいは自立的で健全な既存の処理システムを活用した方が社会コストが少なく済むという場合もあり得るでありまして、また、特に回収についてはそうした点がより一層強くあらわれてくることも考えられるというふうに思っております。

OECDの議論の場でも、いわゆるシェアードレスポンスビリティといいますが、役割分担を考えた上での対応という案もいろいろ検討されておるところでございます。私といたしましては、こうした政策コンセプトというものを適用するに当たりましては、廃棄物だけの視点ではなくて、一番最初の意見のときにも申し上げましたように、今後の環境問題に対する対処のあり方との共通性というものも十分私は認識しておかなくてはならないのではなからうかというふうに思っております。

廃棄物になって捨てればだれかが対応してくれるとか、事業者が対応してくれるというような考

え方、捨てるときに痛みを伴わないような考え方が根づいてしまったのでは、先ほどからもお話のあるような、もったいないとかあるいは物を大切に使うというような我々の美徳も失われてしまうのではないかとというような気が一方でいたしております。

以上です。

○吉井委員 それでは次に、篠木参考人に伺いたいと思っております。

容り法以降、確かにPETボトルの回収などが飛躍的に進んできたということはデータでも出ているわけですが、それに伴って全国各地で回収したPETボトルの野積みがこれまた問題になっておりまして、せんだつても川崎市の浮島処理センターに三メートルの高さに積まれたのが五十メートルにわたつてのPETボトルの土手ができてしまったということも紹介されておりましたが、実は、私たちも各地方自治体、地域の取り組みを見せていただいたりいろいろしているところ、やはり回収して、古紙にしろPETにしても、そこでいっぱいになってしまふか、ではこれはリサイクルの工場ができたなら全部解決するかとしたら、確かにその部分がなくなる、しかし問題の場所が移ってしまつて、今度はリサイクルチップなりあるいはリペレットなりの形で、その場合は野積みは少なくて倉庫の中かもしれません、いっばいになつてしまふ。

だから、やはり優先使用とか需要の拡大というものに本格的に取り組むということと結びつけてやらなかつたら、最初の野積みで問題を起すからリサイクル工場を出た段階で倉庫がパンクしてしまふか、いづれにしてもなかなかこれは解決できない。そのところが自治体の皆さんも実は非常に悩んでいらつしやるところじゃないかと思うのですが、この辺のところを少し詳しく伺いたいと思

います。

○篠木参考人 昨年来、新聞紙上等をにぎわしておりますPET問題につきましては多くの方々に関心を持っていただいたところでございます。

実は、私も、昨年の十月に全国三千二百の市町村の代表百人が集まりまして評議委員会を開催したときだったわけですが、その時点でPETボトルの収集量が当初の計画より大幅に伸びてしまふという状況が出てまいりまして、容器包装リサイクル協会、指定法人でございますが、指定法人の方から全量とても引き受けられませんが、この話が出てまいりまして、市町村側にとつて大きな問題になつたわけでございます。

これは、最大なのは、せっかく市民の方々が協力してくださつて出してくれているものをやはりきちんとリサイクルに回さなければいけないだろうということ、それから、市町村は限られた施設の中でやっておりますのでストックヤードがない、したがって置き場所がないというので困つてしまふというところで大きな問題になりました。

この問題については、やはり短期的な問題と長期的な問題が先生御指摘のとおりあるわけでございます。短期的な問題としては、昨年の十二月時点で約五千トン程度超過してしまふという可能性があつたわけですが、これを極力減らすために指定法人で可能な限り多く引き取つてほしいということをお願いしてまいりました。と同時に、各市町村では指定法人ルートを通さないで独自で再商品化事業者を探してお願ひしようという取り組みをやつてまいりました。両々相まちなして、少なくとも年度末には、五千トンという大きな数字じゃなくて恐らく千トン程度のオーダーにおさまつたのではないかと思つておりますが、いづれにしても、そういう量を翌年度に繰り越してきていることは事実でございます。

生産量が大幅に伸びておりますので、それから参加する自治体もふえておりますので、恐らく収集量がふえていくことも間違いないだろうと見込んでおりまして、私どもとしては、現時点で新年度に向かつてお願いしておりますことは、まず再商品化事業者の処理能力を大きくふやしてほしいということ、一つお願いをしてきております。

それから、PETボトルを再商品化する経費を

利用する事業者負担をしていただくわけですが、その作業、どのくらい義務量が出てくるかという計算は関係四省庁でやつていただくわけですが、現時点で、四省庁の方で既に計算した数字ではなくて、現時点で生産量を踏まえた見直しをやつていただいて、実態に対応した再商品化義務量を算定していただきたいということの二つをお願いして、昨年の十月以降取り組んでまいりました。ことしに入つてからだったと思いますが、PETボトルのリサイクル促進協議会という業界団体がございますが、そちらの方では、これからはPETボトルの収集量がふえるということが確実になつてまいりましたので、新年度からは再商品化能力をふやしますということで設備を増強してくだ

さいました。

国におかれましては、四省庁協議をして再商品化義務量の再算定をしようということで取り組んでくださつておりますので、十二年度においては、一応市町村が野積みをしてしまふというふうなことが避けられるのではないかと、我々が想像する点では考えておりますけれども、我々が想像する以上に生産量が伸びておる関係、あるいは消費者のニーズが瓶や缶からPETに移つて、そういう消費者ニーズもございまして、恐らく我々が現時点で想定している以上に集まるかもわからないという危惧も持つておりますので、その対応についてはきめ細かくこれから対応していかなければいけないかなというふうに考えているところでございます。

もう一つの長期的な視点としては、PETがどういうふうなリサイクルされていくのかということにも問題がございます。

我々として最低限やっていただきたいことは、PET・ツー・PET、PETをさらにPETとして再利用していくというシステムをつくつてほしいというふうに願つておるわけでございまして、現時点での技術ではそれは非常に難しいというのが局面的でございます。

ターナブル化を進めているようにございますが、どうしても傷がつきやすいという問題もございまして、これはなかなか日本の消費者には合わないのではないかと思います。そういった面でも難しいという感じがしてございます。

現状でPETボトルの用途を見ますと、例えば作業服とか私どもが使うワイシャツのような繊維として使うのが全体の約六割以上を占めてございまして、それ以外は卵を包装するパックとかそれから洗剤等の不透明なボトルあるいは植木鉢等々々で使われておりまして、実はPETとして使われたものが廃棄された段階の使い道としてはPETとしては使えないという問題がございまして、残念ながら、繊維として使うといつても限界がございしますので、将来にわたつての有効な再商品化手法にはなり得ないのだろうと思っております。

そういう意味で、消費者のニーズにこたえてPETボトルの使用量がふえていくならば、この再商品化の手法を開発していただいて、少なくともPETからPETに戻す、リサイクルしていくような仕組みをつくっていただかないと、早晩このPETの問題は行き詰まってしまうのではないか。

その際には、私ども、業界に対しましてP.E.T.の使用をやめてほしいということをお願いせざるを得なくなるのではないかとということまで危惧しておるところでございますので、そういう意味では、消費者、行政、業界、三者一体となつてこの問題にどう取り組んでいったらいいのか、これから検討していく重大な課題ではないかというふううに受けとめておるところでございます。

○吉井委員　今の深刻な実情をよくお聞かせいた
だきまして、それで実際データを見ておりまして
も、回収量も確かに物すごくふえているのですね。
だけれども、回収量のふえた以上に生産量がPET
でふえているのですね。ですから、このやり方方
を続けておったのでは本当に、しっかりと回収す
ればするほど野積みがふえる、セクターの処理を

やせばあやすほどリベレットの形でふえていく、
 こういふところへ来ておりますから、今フラワー
 ポットとかいろいろなお話ありましたけれども、
 ポリプロピレンその他のリサイクルの分野でも、
 一番簡単に考えるのがちり取りであつたりフラ
 ワーポットみたいなものですから、同じものばか
 りやつておつたのでは、この分野でも需要の面で
 解決できない、今そういう問題にぶつかっている
 のだらうと思います。

そこで、太田参考人に伺いたいのですが、家電リサイクル法を議論いたしましたときに、ソニーとかNECとかトヨタでは、ドイツの循環経済法に見合う製品開発を既に進めていらつしやうて、大体見込みがついているということを伺いました。

そうすると、これらの企業は、もちろんかなり日本国内でもリサイクルの厳しい、リユースの厳しい基準値を設けて、数値目標を立てて、それに向かつて努力をしていくということはかなり可能ではないかな。ドイツ向けで可能なわけですから、そういうふうにいるわけですが、日本の企業全体としても、いわばこのソニー、NEC、トヨタなどどがトップランナーになって頑張っていられるということが、ほかの企業もやはりもつとこの問題の解決に向かつて努力する、そういう非常に強いインセンティブを与えることになるかと思いますが、この点についてのお考えを伺いたいと思います。

○太田参考人 まことに申しわけないのですが、私は経団連という組織におりますものですから、各企業あるいは各業界の詳しい事情は承知しておりません。

しかしながら、最近、会員企業の皆さんとお話をしていきますと、やはりそれぞれの取り組みというのを、例えば環境報告書であるとかいろいろな形で情報発信をしております。また、トップランナーという言葉が出ましたが、これは省エネ法の中にそういう考え方がありまじし、いざというときには伝家の宝刀で、トップランナーにおくれる

こと何年たつても追いつけないというような場合には、最終的には市場から退場ということも場合によつてはあり得るわけですから、こういう非常に緩やかな方向性を示した枠組みというのはいかに有効ではないか。

家電リサイクルについてはまだ端緒についたばかりでありますので、専らいろいろな仕組みが来年の施行に向けて行われているところでして、私どもその実情を細かく知っておりませんので、申しわけございませんが、以上で終わりたいと思います。

○吉井委員 太田参考人にあわせて伺っておきたいのですが、今篠木参考人の方からもお話を伺いました。要するに、リベレットしたものその先ですね、ここを経済界の皆さんとしてもどう実現していくかということが大事だと思うのです。そのときに、バージンベレットとリベレットあるい

率は、リサイクルのものをうんと高める、その目標を立てて進むということも一つの道ですし、同時に、製品アクセスメントの段階で、最初から最終処分までを考えた技術開発によって、技術的にもリサイクルのものを使ったつて強度がちゃんとも

てはいいか、安全とか衛生の面でもてはいいか、というのであれば、最初からそのことを考えたやり方にする、例えばPETにしても、透明で始めてしまっているものですか何か薄汚れた感じだから評判が悪いように感じますが、しかし別に安全とか衛生の面で問題なければ、あるいは強度面で問題なければ、最初から透明でないものであったっておかしくないわけです。

その辺の製品アセスメントとか、あるいはリベレットなどの数値を高める、目標を持って取り組んでいくということが大事ではないかと思うのですが、この点についてのお考えというものを伺って、それで私の持ち時間が参りましたので終わりにしたいと思います。

○太田参考人　今の御指摘については、必ずしも一〇〇％私ども解答を持っていないというのが実

態であります。

結局供給サイドの話、つまり技術開発の面であるとかアセスの考え方、これは古いものをどこまで使うか、それも技術によつてはかなりの安全度が高まるわけであります。ただ問題は、消費需要側ですね。先ほども御指摘がありましたのが、例えばドイツのように分厚いPETボトルで何度

もリタナブルとして使うということが消費者にどうやって受け入れてもらえるか、こういうことがあると思います。ですから、これはまた先ほどの消費者の教育あるいは啓発、これをだれがどうやってやるかというような、その両輪を考えてやっていかなければならないのではないかと。

○吉井委員 時間が参りましたので、終わります。どうもありがとうございました。

○中山委員長 青山丘君。

○青山(丘)委員 四人の参考人の皆様には本当に示唆に富んだ有意義なお話をいただきました。私は十年、いやいや、数十年前のあの授業に出た、少ししじめで少しふまじめな生徒の心境になっておりました。本当に教えられるところがたくさんありまして、ありがたい気持ちで授業を聞いてお

りました。ぜひひとつこれからも、引き続き長く私は皆様方に御指導をいただきたいと思います。循環型社会の構築については大体国民の合意が大きき形成されてきておるような気がいたしますが、実は全く違う分野でいいますと、私は、社会がとかく人のせいにするというような、そして、

人は悪いけれども自分は正しいかのような社会になつてきておつたあの風潮を、非常に残念なことだ、こんな風潮が社会にはびこつてきたら決して創造的な社会になっていかない、むしろ社会は破壊的な社会になつていってしまうのではないかと憂慮しておりました。しかし、私は先ほど来お話し

を聞いていて、それが、この循環型社会の構築については合意がだんだんできてきていて、非常によい方向に世の中が動いてきつつあるという感じを強く持ちました。

い反発を持ったときもありましたし、それに随らされた消費者の立場でいたときに、自分の至らなさをやはり感じたこともありました。したがって、先ほどのやりとりを聞いておりました、たくさん、これから我々が創造的な社会をつくっていくときに考えなければならぬ点を幾つか教えていただいたことで、私はその意味で本当にありがたうお話を聞きました。

さてそこで、私は、生産者、事業者が使用済み製品の処理、リサイクルに重要な責任を負うという拡大生産者責任の考え方について、各参考人の皆さんにこれからお尋ねをしていきたいと思ひます。

既に容器包装リサイクル法や家電リサイクル法に見られますように、国と地方公共団体の役割、事業者、消費者の役割、いずれも分担をして役割を担っていくという点では明確化された分野があります。また、自動車についても、使用済み自動車対策が事業者の自主的な取り組みによって進められております。このように、業種、業態の特性を踏まえて実効性のあるシステムの構築を目指すものについては、私は理解をしております。

ただ、一律的に、生産者、事業者が引き取りから処理まですべての責任を負うべきであるとする考え方には、私は疑問があります。循環型社会の構築に当たって、生産の段階、流通、消費、廃棄の各段階における分野ごとの役割分担をきちっと担っていくことがこれから必要になってくる。その意味で、事業者や消費者及び地方公共団体の役割分担のもとで、最も望ましいシステムを構築していくことが私は基本にあるのではないかとと思ひます。

この点について、皆様は御質問を申し上げるに、御所見がありましたら御意見を聞かせたいのでございますが、まず、永田参考人にお尋ねしたいと思ひます。

先ほど、分ければ資源、まぜればごみと、まことに名言を私は聞きました、目からうろこが落ちる思いがいたしました、まさに生徒の心境にさせていただきました。

ていただきました。

そこで、産業界においては多くの産業分野で既に自主的な取り組みが進んでおりますが、今後循環型社会の構築に向けて、一つは、産業界が環境に配慮した構造に転換するための一層の取り組みが求められてくること、そして、新たな環境ビジネスの発展や展開にこれがつなげていくことができるのかどうか、つなげていく必要があると思ひますが、その進め方について。

つまり、産業界の循環型社会の構築に果たすべきみずからの役割、それから新たな環境ビジネスのあり方についてどのようにお考えでしょうか、お聞かせいただけますか。

○永田参考人 まず初めに、先ほどの、分ければ資源、まぜればごみの話は、これはそれこそ松田さんの専売特許のようなもので、もう大分前からこういう言葉は存在しておりましたので、決して私の発明じゃないことをお断りしておきますが、済みません。

一つ、先ほどのお尋ねの中に、環境ビジネスの展開のことが主題だったかというふうに思っております。

実は、環境ビジネスに関しまして、私も、研究会、過去何回か出ていた経験がございまして、そのときに産業界の方がおっしゃられた話の中で印象的だったのは、数年前なんですが、環境でお金もうけをしていいのかわからない方をされた産業界の方がおられました。ある意味においてのこれまでの日本の考え方あるいは日本人の考え方というのが、その辺のところにも集約されていたのかなというふうに思ひます。

我々、どちらかといいますと、環境ビジネスの展開、もう少し積極的にというふうに思っている人間からいたしますと、環境ビジネスの隆盛こそが、その社会が環境をいかに大切に考えているかのあらわれであるという見方もできるわけでございまして、そうした視点で企業の方も環境問題の展開に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

そうした意味からいいますと、ベースは市民の環境意識の高まりであります。それが、例えば環境ビジネスとしての需要側の方への圧力として、例えば環境規制の強化とか、あるいは先ほども話題になりました拡大生産者責任の展開であるとか、あるいは企業経営の中への環境配慮の視点の導入であるとか、また、今度は環境ビジネスを供給する側への支援措置といったしましては、一つはやはり今度の法案のように、将来という方向が重視されるのかという目標、あるいは、できればその中にも数値目標的なものを入れていただく。そうなるとしますと、ビジネスの方では、それを一つの指標にしながら、いつの時代までにどのようなものを仕上げていけばいいのかといううなことが見えてくるということ、一つ重要な柱だというふうに思ひます。

それから、役割分担それから費用負担の問題について、やはり明確な考え方を示すということも重要だというふうに思ひます。

それから、環境関係のビジネスの中には、かなり長期的な流れの中でそれなりの収益が上げられるというふうなものもございまして。そうした意味では、そのようなビジネスに対応できるような契約形態とか取引の場というものをつくっていくかなくては行けないのではないかとというふうに思っております。

いずれにいたしましても、私自身の思っているところは、リサイクルとかという名前のつくものは、これからはやはりできるだけビジネスとして仕上げていくという必要があると思う。当面はなかなか成立しないものでも、いずれやはりそういうものはビジネスの展開できる形に持っていく。こんなこと言ふとなんですが、ポランタリでやっていますということほど不安なものはありません。ビジネスになったときにみんな真剣に取り組む、またきちっとした健全な市場としても育っていく、そういうことになるのではなからうかというふうに思っております。

○青山(正)委員 ありがとうございます。私も、非常に今の御意見、強く感じるところがあります。それから次に、松田参考人にお尋ねいたしますが、松田参考人は、例の二十年ぐらい前の川口方式に参加された方だそうでございます。その後全国各地で相当な運動を進めてこられたようにして、また、世界の先進国の廃棄物政策についても勉強をなさったということで、先ほどお話を聞いておりました、非常に健全な思考で、現実を肯定的にいたしますか、前向きに理解しておられるということをお聞きして、ぜひ松田参考人のような考え方を、まだ気がついておられない多くの消費者や、あるいは行政を担当しておられる方があられるかもしれませんから、ひとつ広めていっていただきたいし、指導を進めていただきたいと思ひました。

そこで、複合素材の分別や分別ごみの家庭内一時保管、実は私のうちにも今捨てられないのでたまっておるものがたくさんあります。私は最初は、女房、女は何でもためておくのかと思つたら、そうじゃないのですね、あれは。そう簡単に捨てられない。今、私は東京では独身生活ですから、毎日、これはビールの空き缶、こちらのかご、これはPETボトル、こちらのかご、書類や雑誌の古いのはこちらのかごということで、毎日やっています。そういう立場からすると、家庭内の一時保管などの消費者の負担も少なくないと思ひます。

そこで、現在のごみの分別収集について消費者の方々が苦勞されている点、行政へこういう点で要望したいという思い、これを、お気づきの点、お話しいただきたい点と、それから、現在、再生资源利用促進法において、スチール缶、アルミ缶、PETボトル、密閉形アルカリ電池について事業者に表示義務が課せられておまして、今回の改正案によりまして、政令指定で、新たに紙製容器包装、プラスチック製容器包装についての表示義務が恐らく課せられることが考えられますが、分別収集に当たって、これらの品目以外に、なおま

だ分別収集の円滑化のために表示が必要だと思っておられる製品はどんなものなのでしょう、か、お尋ねしたいと思えます。

○松田参考人 御声援いただきまして、ありがとうございます。

まず最初の、消費者が苦勞する点ということでございますけれども、私たちは、今は分けることが楽しいという気分です。分けておけば資源に戻っていくものから、そういう社会システムに参加することが楽しいことであって、これは、習慣になつてしまえば歯を磨くと同じ生活習慣ですから、ほとんどの方が苦勞するということふうにしていないのではないのでしょうか。むしろ、リサイクルされて資源に戻るから楽しい。むしろ、それでたくさん置き場がなくて困るというのであれば、発生抑制ということ、缶を瓶にかえると、缶ビールを瓶ビールにかえるという生活の工夫をすることの楽しさも出てくると思えます。

行政に要望する点はどうかといいますと、これは、今回の法律でもかなり企業に対しては厳しい規制がかかってきますし、行政に対しても、分別収集の仕組みづくりということで厳しい点があるんですけれども、消費者に対しては理念規定だけで、協力しなさいというだけで、余り義務規定がありません。

つまり、ヨーロッパと日本と比べてどこが違うかといいますと、ヨーロッパでは、税の公平な負担ということで、ごみが有料制になっていますが、日本の場合は、ごみがただで、税金で処理されているので、たくさん出す人と出さない人との間に税金の不公平感がある。このところを行政がクリアしていくことが循環社会に向けての第一歩だと思います。

さらに、もう一つ行政にお願いする点は、缶、PETボトルなどのような分別の先行している容器リサイクル法についてはシステムがほとんど整いましたけれども、これから新たにスタートしていく紙製とそれからプラスチック容器についての参加率が少ない。これは、私は行政がもっと

積極的に、せつかくできた仕組みに参加する義務があると思えますので、どんどん参加していただきたいと思えます。また、参加すべきだと思えます。

次に、分別収集啓発のために新たに事業者に表示義務ということは、紙とプラスチックについてのはわかるようになりましたので、もうこれではほとんど区分表示についてはわかりやすくなったと思えますから、一日も早くそれが企業の中に全部広がることを望むわけですが、さらに望むものがあると思えますと、この法律だと循環社会基本法が指定しているマテリアルリサイクルに結びつくように、プラスチックの素材表示というのを、やはりこれは、市民が分けるという話じゃないんですが、分けた後の用途を広げるためには、マテリアルリサイクルをやるためには、プラスチックの表示をきちっとしていくことがこれから大事だろうと思っております。

以上です。

○青山(丘)委員 ありがとうございます。先ほど松田参考人が方程式が解けていくような気がするとおっしゃいましたが、大体方程式が解けていくんですけれども、解けない方程式が時々出てきますから、これから社会が変わっていくから、その段階にもまた対応できるような方程式もお互いにひとつ考えていきたいと思います。

それから、消費者は企業の応援団であるとおっしゃられた。本当にそうだと思います。

もう時間がないようですので演説はやめまして、篠木参考人にも御質問をしたいと思っておりますが、ごめんなさい。

最後に、太田参考人に一点だけ。

経団連では、既に、先ほどもお話がありましたように、二〇一〇年においては一九九〇年度比七五%削減、一九九六年度比七〇%削減を設定されておられまして、自主的かつ積極的な取り組みを進めてこれることを私は評価しております。本年一月に発表されました「循環型社会の課題

と産業界の役割」という提言において、こうした産業界として引き続き取り組むべき課題を再確認するとともに、政府、消費者にも役割分担を求めていると承知しておりますが、どのようなお考え方で政府や消費者に対してその役割をもちつとそれぞれの立場で担ってもらいたいという気持ちも、みずからの役割はこうして示していただいておりますが、消費者に対しても、政府に対しても、今どうお考えでしょうか、お聞かせいただけますか。

○太田参考人 ありがとうございます。

まず、消費者につきましては、先ほど松田参考人からも御指摘がございましたが、廃棄物の処理コストを負担していただくことをぜひ地方行政まで実現していただく、これが一番わかりやすいのではないかと。つまり、今まではどうして、も、直接支払ってありませんので、ごみはただ、ごみ処理コストを十分自覚をしない、あるいはリサイクルすると非常に有効であるということが十分理解されてこなかったのではないかと。それが消費者に対する期待でもありますし、行政、政治に対する期待でもあります。

それからもう一つは、先ほども申し上げましたが、循環型社会をつくるに際して、どうしても避けて通れないリサイクル施設、中間処理施設、最終処分施設、これは一般に迷惑施設であります。これを、先ほども何度か御指摘がございましたが、中央政府、地方政府のイニシアチブ、あるいは政治のイニシアチブで、国民の理解を得ながら、適宜みずから施設を運営をする、あるいは民間と協力して運営をする、あるいは民間、PFIということがあります。そういうものを活用して、実際に必要な施設ができるように何とかお力をお願いしたい。

以上でございます。

○青山(丘)委員 お話を聞いていて、私も同感な点が本当にありまして、ぜひ、生産者も、消費者も、それから行政も、苦勞を喜びとして、創造的な循環型社会を築き上げていきたいと思

ます。ありがとうございます。

○中山委員長 塩田晋君。

○塩田委員 私は兵庫県第十区選出の自由党の塩田晋でございます。

本日は、参考人の皆さん方におかれまして、ここで貴重な御意見を賜りましたことを心から厚く御礼を申し上げます。

ただいま議題となつております再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案、いわゆるリサイクル法案でございます。これは、法律案が通りますと、資源の有効な利用の促進に関する法律となるわけでございますが、この法律案は、循環型経済社会の構築のため、事業者による製品の回収、リサイクルの実施などリサイクル対策を強化するとともに、製品の省資源化、長寿命化等による廃棄物の発生抑制、いわゆるリデュース対策や、回収した製品からの部品等の再使用、いわゆるリユース対策などを新たに講じるための法律案でございます。我々としては全面的に賛成するものでございます。

そこで、永田、太田両参考人にお伺いいたします。

循環型社会実現のための考え方に二つあると思えます。一つは、先ほども言われましたように、拡大生産者責任を中心と考えていくという考え方であります。確かに、市町村が一般廃棄物の処理責任を全面的に負う今の体制というものは限界があると考えられます。一方で、何でもかんでも事業者が責任を負わせてよいのか、こういう考え方があつてはだめだ。いわゆる排出者責任を考へるべきだ。ポイ捨てのあるような現象、これを責任者として生産者まで負わせるのはどうかというように考え方で、この二つの考え方をどのように評価しておられますか、お二人の参考人にお伺いいたします。

○永田参考人 拡大生産者責任の問題につきましては、先ほどもお話を申し上げたところではございますが、基本的には、物によって、特に例えば動脈サイドでの生産の体系とか流通の体系、それ

から静脈サイドでの処理の実態、こういうものをきちんと踏まえた上で、どういうシステムを適用していったらいいのだからというのを考えておかなきゃいけないのだからというふうに思っております。

若干主題からずれるかもしれませんが、例えば拡大生産者責任という考え方で、日本で二つこれまで実現された法律、よく例示されるのが、先ほどの容器包装リサイクル法と家電リサイクル法ですが、容器包装リサイクル法の方は、費用徴収という問題に關しましては、基本的に三十四条で価格上乗せという形で取られているわけでございます。一方、家電リサイクル法は、排出時点での徴収ということになっております。こうした一つ製品の特徴から申し上げれば、耐久消費財的なものと、いわゆるフローで流れているような消耗品的なもの、こうしたものの費用徴収の問題というのは考え方が変わってくるわけでございます。

この費用徴収の問題も、ある意味においては拡大生産者責任の中の主要な論点の一つでございますが、今申し上げたように、製品の特徴をとらえながらこうしたシステムをうまく適用していくことが、リサイクルの促進、あるいは、ひいては循環型社会へ向かう流れを強力に推し進める上で重要かというふうに思っております。

以上です。

○太田参考人 先生の御指摘のとおり、やはり市町村が使用済み製品をすべて処理するということは非常に難しい、コストもかかるということから、生産者に一部責任を負わせるということで世の中は動いていると思います。かといって、全面的に生産者に責任を負わせるというのも、これも無理がある。

そもそも拡大生産者責任というのは、私どもの理解では、フィンランドの白物家電が、あの小さな市場で独占的に供給していた業者が、長年事実上売った製品を回収して処理していたということ、そういう事実といえますか、そういうケースがございます、それをOECDの場で、極端に

言いますとやみくもに、ほかの製品でもできるのではないかと考えるに立っているのではないかと。ただ、フィンランドにおいても、それではほかの製品についても同じことが行われているかという、そういうことではございませんで、拡大生産者責任というのは、いろいろな形で消費者と行政と生産者が役割を分担していく、いわばシェアード・レスポンスビリティと言つてよろしいと思いますが、そういう考え方で処理していくということが、これからの流れではないかというふうに思います。

それから、コストですけれども、最終的には、回収コストであるが処理コストであるが、これは消費者が負担をするということであり、これが、やはりどの時点でそのコストを支払っていくかということになりますと、その点においても排出時点で消費者が何らかのコスト負担をしていくということ、先ほど一般廃棄物のごみ処理代を取るといのが一つの消費者に対する信号として有益ではないかと申し上げましたが、この拡大生産者責任においても排出時点で何らかのコスト負担をしていただくというのは、もちろん消費者の理解がどの程度進むかにもよりますが、妥当なところではないかと考えております。

○塩田委員 続きまして、松田参考人にお伺いいたします。

循環型社会の実現には、事業者の取り組みが重要であるということはもちろんでございますが、それと並んで重要なのが、やはり消費者の行動であると思います。リサイクルは、消費者が分別排出するということ、またリサイクル品を購入していくということ、また環境に配慮している会社の製品を優先購入する、こういったことが必要ではないかと思ひます。いずれにいたしましても、消費者の果たす役割は大きいのではないかと思ひます。

そこで、二点お伺いいたします。

消費者のこのような意識を高めるといふためにはどういふことをやればいいのか、これが第一点で

ございます。第二点は、これに関連いたしまして、デポジット制度というものについてどのように考えておられますか、お伺いいたします。

○松田参考人 まず最初の御質問に対する私の考えですけれども、今は、意識の高い方たちの活動と、先ほど御指摘ありました無関心層との間のギャップが広がっておりますので、すそ野を広げようとする仕組みが大事だと思います。そのすそ野を広げる仕組みとして、ドイツやヨーロッパの環境先進国のことを見ていきますと、自治体の行っていく、公共機関の行う役割も大きくなつてきます。つまり、公共機関が、グリーン調達といった、環境にいいものを使っていく。きょうもここに、使い捨て容器じゃなくてコップがありましたけれども、もしこの席に使い捨て容器があったら、私は何て言うか少しらと思つたぐらいでして、このように国会の場で使い捨て容器を使わない、こういうことが一番大事だと思います。公共機関でもお手本を示す。

次に、二番の御質問に対する私の考えですが、デポジット制度というのは、今出てきた法律については次のときに考えるとして、これからデポジット制度で有効なものは何かといいますと、自主回収システムにデポジット制度は適用できると思ひます。その中でも、個人が、大きいものはなかなかルール違反をして捨てるということではできませんが、小さなニカド電池などは、デポジット制度に一番適応したものではないかと思ひます。それは、どういふふうな達成できるかといふ点と、まずは高い回収目標を省令の中で決めて、その高い目標のためには、消費者が持つていけばお金が戻ってくるという仕組みが一番有効だと思ひます。

以上です。

○塩田委員 次に、篠木参考人にお伺いいたします。三問お伺いします。

一つは、現在の環境基本法がございすね。そして、このリサイクル法、その上に、今環境委員会が審議されております循環型社会形成推進基本

法、これも基本法ですね。二本の基本法があるわけでございます。そして今、本案のリサイクル法がございす。そしてまた、廃掃法とか食品リサイクル法とか建設リサイクル法とか、そういう個別的な法があるわけですね。言うならば四階建てになつていくわけですね。こういふ建て方についてどうお考えかというところが第一点です。まとめて申し上げます。

第二点は、そういった各省法律がどんどんできることは非常にいいことであると思ひますけれども、その実施主体また責任主体、これがもうほとんど行政、市町村に行つてしまつて、実際末端では大変なことではないかと思ひます。市町村、行政のみならず、町内会とか、そういった行政組織でないところまで協力を求めて、こなしていかなければならない。こういった状況についてどのようにお考えか、お伺いします。これが第二点です。

第三点は、ちよつと後にしましう。まず、この二点についてお伺いします。

○篠木参考人 第一の質問にお答えいたします。環境基本法を初めとして新たな基本法ができるんではないか等々のお話でございますが、環境基本法と循環型社会形成基本法とは基盤がちよつと違つていふのではないかと思ひます。環境基本法は、どちらかというと、環境に対する影響をできるだけ少なくするという視点を中心として組み立てられておりますし、その法律に基づいた環境基本計画の中にも廃棄物対策は入つておりますけれども、排出基準なり環境基準をいかに守るかという視点が中心になつていふと思ひます。それに対して、今度の循環型社会の基本法の方におきましては、そういった社会システムを変えていく一つの基本的な進め方を規定した法律ということでございますので、両者が矛盾することはないだろうというふうに思っております。

私は、廃棄物対策というのは、住民と事業者と行政が一体となつて体系的に取り組んで初めてうまくいく事業分野であらうというふうに思つてお

ります。そういう分野であるにもかかわらず、これまで廃棄物問題についての全体的な基本法、全体をカバーする基本法は、そういう意味で環境基本法しかなかったというふうに言っているんではないかと思つてゐるわけでございます。これは、いままでの廃棄法に頼り過ぎていた部分があるんではないかという印象を持っております。そういう中で今回の基本法が出てきておまして、これまでの適正処理、処分ということにウエイトを置かれていた考え方を循環型社会形成に持つていこうという大きな枠組みの変化でございます。これはどうしてもやはり基本法は必要だろうというふうに思ひますので、そういう意味でこの基本法が今回国会に提案されたということについては、大変評価をしていいんではないかというふうに思つております。

それから、今回の一連の法律の中で、建設廃棄物それから食品廃棄物を受け持つてくださったというわけでございますが、これはいづれも事業系廃棄物ということで、これまでも市町村には一部参りましてけれども、これからは、特に大口発生者を中心としてみずから事業責任でやつていこうという取り組みでございますので、そういう意味では、市町村の作業が減ることはあつてもふえることはまずないだろう、事業者がきちんと責任を果たしていただくという意味で、内容的にも非常に実現可能性の高いシステムだろうと思ひますので、私は、これらの法律が成立することによつて、それですべて解決するとはとても申し上げられませんが、大きな第一歩を、解決のための第一歩を踏み出すことができるんではないかというふうに受けとめていこうと思ひます。

○塩田委員 私が申し上げましたのは、環境基本法と循環型社会形成推進基本法と矛盾しているというところを申し上げておるわけじゃないんです。同じような理念とか方針というか、そういったものを両方の基本法は定めているわけですね。矛盾はないけれども、一本化はできないかなというところは思ひますけれども、私は、この法案につ

いても賛成しておる立場でございます。四階建て、しわ寄せと言つてあれですが、すべての責任が市町村、行政にかかることについて、大変じゃなからうかという観点から申し上げたわけでございます。

最後の第三点でございますが、先ほど参考人の意見の中に、使用製品の修理体制の整備ということをおっしゃいました。私は、これは非常に結構な御意見だと拝聴したわけでございます。

確かに、使い捨てといひますが、ちよつと壊れるとすぐ捨てて新品を買いかえるという、そういった風潮があります。これは確かに社会的にはコスト、むだであると思ひますし、ちよつと直せばいいものをという観点から、これは必要なことだと思ふんですね。

そのためには、やはり一つは、故障を簡単に発見できるように、また取りかえが簡単なような、製品設計の段階から考えないといけない問題だと思ひます。

それから、いづれにしましても、修繕費のコストが高い、これはもう手が出ない、面倒だからすぐ新品を買つちまおう、こうなるので、コストの問題もあると思ひますね。

それから、第三点は、そういう修繕できるところが身近にあるということが大事なんです。東京と大阪まで全国から出かけていかないとそういう修繕ができないというふうなことでは困りますからね。非常に複雑化して高度化した技術の中では、そういうなかなかできない分野もあらうかと思ひますが、やはりそういう身近で手軽に修繕に持つていけるというふうな体制、これが必要だと思ふんですね。

先ほど、高齢者対策としてもというか、労働力の活用、技能、技術の活用ということをおっしゃいましたけれども、私は、一つは、全国に今大変普及して喜ばれておりますものにシルバー人材センタリーというのがありますね。もう各市町村にはほとんどあります。こういうところで、そういう各般に、製品が多様にわたつていまして、いろいろな

難しいとは思ひますが、研修、訓練をして、そういう修繕ににじみられるように体制をつくるということも一つの考えではないかと思ふんですが、この点に關しましていかがお考えか、お伺いたします。

○篠木参考人 お話しのとおりだと思ひます。現在も、市町村、恐らく人口規模でいいますと二十万人以上の自治体になるんじゃないかと思ひますが、リサイクルセンターというのをつくつておまして、家庭から排出される廃棄物として出てきたものでまだ使えるものにつきましては、修理をして展示をしておきまして、使いたい人には無償で差し上げるといふようなことをやつておまして、それが大体月に一回ないし二カ月に一回程度、オープンで希望をとつてやるわけでございますが、非常に高い評価を得ておまして、ある意味では、リサイクルセンターをベースにして廃棄物として出てきた品物が回つていっていることが現実に行われております。

それから、自転車等については、やはり高齢者、シルバー人材センタリー等からの御協力をいただきまして、修理をして再利用できるように消費者の方に戻しておきますし、また、海外に提供している例等々も、自治体では取り組んでいるところがございます。

そういう意味で、比較的高度の技術を必要としないものについては既にやつていられるわけでございますが、残念ながら、テレビ等々のようにかなり技術レベルが高くなつてまいりますのと、それから複雑化してきているシステムだとなかなかそういうことはできないという部分がございますので、それを機能ごとにユニット化した部品の構成でつくつていけば、ある部分の故障の部分というのは見つけ出し得るのだらうと思ひますし、その部分だけかえればまた使えるということもあり得るのではないかと思ひます。

そういう意味で、修理ということを視点に置いた物づくり、そういうこともこれからやつていただければ、やはりリサイクルセンターで扱う商

品も広がっていくのではないかと気がしておりますので、そういう意味で、この機会にそういった分野の拡充をお願いしたいと思つた次第でございます。

○塩田委員 ありがとうございます。

○中山委員長 北沢清功君。

〔委員長退席、小林興委員代理着席〕

○北沢委員 社会民主党・市民連合の北沢でございます。

きょうは、先生方、大変御苦労までございまして。私は、率直に感想を申し上げて、ありがとうございます。ありがとうございましたという文句を実は加えたいと思ふわけがあります。

というのは、いわゆる二十一世紀は、社会経済のシステムが今までと逆な、大量消費、大量生産ということから大きく変わるわけでありまして、加えて、先ほど永田先生からも御指摘のございましたように、熱を中心としたいいわゆる地球温暖化の問題というものが、いろいろの政治課題がございますが、我々の生存にとつて大変な、重大なかわりを持つてくるということでございます。

したがって、四人の先生方からそれぞれ御意見は私も教えていただいたわけでありまして、改めて、まとめて、一番大事なものは何かということの御感想をいただきましたらお述べをいただきますが、最後に時間がございましたらお述べをいただきますというふうに思ひます。

それで、私は、やはり基本はごみを出さないことであるということに尽きると思ひます。その目標、例えば生産者の責任、拡大責任問題がこの議論の中でしばしば出てまいりました。この認識も、私は生産者責任というものはもとと単純に解釈していただのですが、やはり太田先生のお話にもございまして、いわゆるドイツの循環型社会の問題、それから廃棄物法は参考になる我々の目標であると思ひます。

私も、ここ四、五年の間、政務次官をしていた関係でヨーロッパへ行つた経験がございまして、私、その中で、四、五年前にウィーンの街角で、

製造した、色分けをした立派な分類の容器が街角の至るところにありました。当時、私は長野県の田舎なのですが、分類もなしに山のように野積みをしていたわけでありました。帰ってきて、当時小泉厚生大臣に、わざわざ厚生省に行きまして、日本が経済大国であるならば、小さな国でさえもそういう取り組みをしているのだから、大いに学ぶべきであると。そのことが、厚生省も分類回収には積極的に取り組んで、今は日本的には定着をしつつあるわけでありました。

それと同時に、篠木参考人にもお尋ねしたいのですが、いわゆるPETボトルに代表されるような、あの当時私が質問したときは、その解決策はなかった。いわゆるごみの山になるんじゃないか、ボトルの山になるんじゃないか。そういう費用負担が、いわゆる生産者責任は包装の分野にあって、いわゆるPETボトルは利便性がありますから、相当大量に生産されて、その後の対策というものが技術的にも、それからもう一つは、それを回収してどのように処理するかということにおいても非常に難関がございまして、最近若干改善されておりますけれども、そういう意味での技術対策を含めて自治体の負担というものが非常に多いのです。そのことを、あらゆる分野で、自治体の分野のリサイクル問題については、身近な問題ですから負担が大きくなっていく。ですから、そういう安心できるような私は自治体の負担ではないという感想を実は持っております。

そこら辺を含めて実態と、それをどういうふうな国、消費者、生産者で解決をしていくかという問題も大事であります。しかし、自治体を手を抜くことは、これはまさに身近なごみの山、または事業ができない状況になるわけでありまして、そこら辺についての実態についてお尋ねをいたしたいと思っております。

それから、松田先生には、NPOも含めて取り組んでおるわけですが、一般の消費者の感覚というものは、意識の高い人、低い人、むしろ低い人の方が大多数を占めております。国会の

議論ももっと活発になったり、そういう議論が活発になればなるほど国民に理解をされるわけでありまして、そういう意味での、参加型といいますが、そういう議論をもっと身近で深めるようにするにはどうしたらいいかということ。その必要が多くなるのではないかと。うううに私は感じますから、そこら辺を含めて現状認識をいただきたいと思っております。

それから、太田参考人には、私は、産業界の取り組みが非常に積極的であり、先ほど聞きまして感心いたしました。私どもの地元でも、産業廃棄物を処理しようとしても、反対があつてできないのです。先ほど、一般廃棄物と産業廃棄物が一緒に処理できるような、今のダイオキシンも含めて処理能力というのは、もう小型では解決できないのです。大型でないとダイオキシンまでいかなければ、もちろん、今言った産業処理等も含めて大変なことでありますから、そういう中における国の奨励策、地方の奨励策、そこら辺について、ただいま非常に参考になるお話を聞きました。

それから、やはり商品のリサイクルは、後までずっとかかる、永続されていくわけでありまして、そういう面での生産者責任というものをある程度積極的にしないといふ問題は前へ進まねばならないか、そういうふうには私は感想を持っておりますが、そこら辺を含めて、その面での取り組みについて御示唆をいただきたいというふうに思っております。

逆になりました申しわけございませんが、永田先生からは、貴重な御意見をいただいたわけでありまして、一つだけ、先ほど分類ごみと混合ごみと一緒にした方が非常に有効な処理ができはしないかという、ちょっとそういう、私の聞き違ひかもしれないわけですから、お教えをいただけたらというふうに思っております。

以上、幾つかの問題がございしますが、一括して御質問を申し上げて御回答をいただきたいと思っております。以上です。

○篠木参考人 たいまPETボトルの例から経費負担の問題について言及をいただいたかと思ひます。御案内のとおり、PETボトルにつきましても、システムができ上がりました。収集運搬は基本的に市町村が行つて最終処分を事業者責任でやっていたかという、経費負担も含めて一定の役割分担ができ上がつて、現在取り組んでいるところでございます。

そういう意味では、収集運搬経費が市町村にかかってくるという意味では市町村の負担は大きいわけですが、これまでの処理から比べれば、少なくともリサイクルがきちんと回つていくような方向で検討されておりますので、現時点ではある程度の費用負担を含めて取り組むのは市町村としてはやむを得ないと思ひます。今後の課題を含みつつも、何とかPETボトルのうまいリサイクルを構築していかなければいけないかなというふうにも思つていられるところでございます。

一般論で申し上げますと、市町村の負担する経費の中には、収集運搬する経費と中間処理する経費、最終処分という経費があるわけでございます。大体どのぐらいの経費がかかっているかという点で申し上げますと、市町村によつてかなりばらつきがございしますが、少ないところでは全体の経費でトン当たり一万五千円、高いところで六万円ぐらゐ、六万円というのは東京都の例でございますが、トン当たりの処理経費が六万円かかっているという実態がございします。そのうち約六割強が収集運搬経費でございまして、残りの三割強が収集それから清掃工場等の設備費も含めた経費ということになっておりまして、収集運搬のコストが非常に高いということが一つのネックであつたわけでございます。

そういった中で、今まで一度に集めていたものを品目別に分けていくということになりますと、それだけ手間暇がかかってくるわけでございますので、経費増という問題が出てくるわけでございます。市町村にとつては、リサイクルは大変いいことではあるわけですが、経費の点

でかなり大きな課題も抱えているという問題がございします。

最近、市町村で取り組む大きな課題の一つが、最近コスト問題を真剣に考えようというところまで状況は変わつてまいりました。コストをどう考え、リサイクルのコストをどうとらえていかに低減化していくかということに最近考えるようになってきております。

当面の対策としては、例えば、東京都の例で大変恐縮でございますが、一般の家庭ごみを週三回集めておりましたけれども、それを二回にして、そのうち残りの一回を資源ごみに回すことによつて、収集回数なり職員なり機材の増加を抑えようという取り組みをすることによつてコストを削減する努力をやつてまいりました。それから、できるだけ細かい分別を市民の方にお願ひすることによつて、収集コストをできるだけ市民の協力で減らしていこうという取り組みもあちこちで行われております。

そういう、いかに経費を節約するかという視点での工夫をこれから自治体は責任を持つてやつていかなければいけないのだらうと思ひますし、そのかかる実態についても情報公開をして、市民の理解を得る努力をこれからしていかなければいけないのではないかと。うううに考えているところでございます。

〔小林興委員長代理退席 委員長着席〕
○松田参考人 容器リサイクル法のことでもまだ課題が残つているというところはよく言われますけれども、私は、容器リサイクル法のいい点をきちっと押さえておきたいと思ひます。

それは、この法律によつて分別の仕組みが全国に行き渡りましたので、市町村の格差がなくなりまして、一億二千五百万人の人たちが、瓶と缶とPETボトルと紙、新聞紙などについては分ける仕組みが整いまして、月に何度かは分け始めました。これは、一億二千万の方たちが、体験学習の中で、なぜごみになるのか、どうすればごみが減らせるのかを考え始めるいい環境学習になつてい

ます。そのことで国民がだんだん育つていってありますので、現実、今はまだ整わない部分もございいますが、バタが溶けるように循環型社会に向けて日本の方たちは動いていくと私は思います。そのときに、今回御審議いただいているこの法律がそれを前取りする形で方向づけをしていってくださることを心から願っています。

○太田参考人 一廃と産廃を一緒に効率よく処理できないかということについて御質問をいただきましてありがとうございます。これは、これから大きな課題だろうと思っております。

日本は今まで、公衆衛生の観点から、一廃を自治体で扱ってきたという歴史がありますので、その簡単なことではないと思いますが、長い将来のことも考えて、ぜひとも循環型社会を一步でも二歩でも進める一つの大きなこととしてお考えをいただきたいと思えます。

それから、使用済み製品のリサイクルについて、生産者が大きな責任を有しているのではないかと、この点についてはまさにおっしゃるとおりでございます。これから、恐らく長期にわたって、使用済みの段階も含めて、全体として製品のライフサイクルを通じて環境への負荷が小さく、なおかつ処理コスト、運搬コスト等が最も小さく、なおかつ消費者のニーズに的確にこたえる製品を提供できる企業が生き残っていくのだということ、これも事実でございますので、おっしゃることを受けとめて、企業としても取り組んでまいりたいと思えます。ありがとうございます。

○永田参考人 お尋ねの件なんですけれども、基本的には、きつと私の知っている範囲内ですと機械的なリサイクルシステムということになるのかと思いますけれども、従来、手選別等をやっていたものを機械的な選別に置きかえながら、高効率な、またコスト削減も図るという方策もないわけじゃございません。日本でも技術開発が非常に進んでおりますので、これからそういう意味では何をリサイクルするのか、どういう分別をするのかによって集め方というのも考えていく必要がある

んだらうというふうに思っております。

以上です。

○北沢委員 私は、今度この法案ができて、これから具体的に省令だとかまたは内容そのものも相当改善をして、やはり二十一世紀に対する経済社会というものができるような努力が必要だろうと思えます。

それで、先ほど永田先生からは、環境問題が今までは企業なりの負担になるという表現、表現ではないようですが、そのことが即成り立つといいますが、環境問題が大きな、企業として今までの産業のあり方が変わるべき時代である。

昨晩、実は私は、NHKの、本田技研の排気ガスを十分の一にするという取り組みを見ておりまして、企業そのものも、会社仕えというところから社会に仕えるというふうな、研究者五百人で当たったわけですが、そういうものによって、社長そのものも大変驚いた、そういう放送がございました。

どうか、そういう意味で、リサイクル法については今後もっと論議を深めて、もっと問題点を、次から次へと出るわけでありまして、そこら辺を含めて、我々国会もそうであり、政官財、消費者、そういうものにする必要があるのではないかと、いうことを、先生方の御好意にこたえて、私どもの決意として申し上げて、私の質問を終わりたいと思えます。ありがとうございます。

○中山委員長 これにて参考人に対する質疑は終わりました。

参考人の皆様には、長時間にわたりまして貴重な御意見をお述べいただきました、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。(拍手)

午後一時三十分休憩

午後一時三十分開議

○中山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。内閣提出、再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案について議事を進めます。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として、小林守君の質疑の際に通商産業省環境立地局長中島一郎君及び環境庁水質保全局長遠藤保雄君、吉井英勝君の質疑の際に通商産業省から環境立地局長中島一郎君、基礎産業局長岡本厳君、機械情報産業局長太田信一郎君、機械情報産業局次長林良造君、環境庁水質保全局長遠藤保雄君、厚生省生活衛生局水道環境部長岡澤和好君及び建設省道路局長大石久和君、青山丘君の質疑の際に通商産業省環境立地局長中島一郎君、北沢清功君の質疑の際に通商産業省から環境立地局長中島一郎君及び基礎産業局長岡本厳君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○中山委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。榊床伸二君。

○榊床委員 民主党の榊床でございます。民主党を代表いたしまして、本改正案につきまして質問をさせていただきます。

これまでいろいろな委員の先生方の質疑も行われてまいりました。若干、質問内容がオーバーラップするかも知れませんが、極力そのようなことは避けながら質問をさせていただきます。このようにも思っております。大臣、また政務次官の皆様方におかれましては、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

まず基本的な、ざくっと大まかな点からお聞きをしたいわけですが、本改正案の提出理由は、言うまでもなく、大量生産、大量消費、大量廃棄、このように、戦後、我が国が重厚長大型で発展途上の段階、もっと言いますと、敗戦のあの

廃墟の中から復興、そして発展、ただいちに駆け上がってきた時代のシステムからの決別をうたう、こういう側面も一面あるかと思っております。

よく私、当委員会でも申し上げるわけですが、発展途上の段階から全体の底上げを図っていくときに当たりましては、底上げを図っていくことが最も重要でありますから、少々の、個々のいろいろな皆さんの思いとかそういうことよりも、全体の底上げが優先せざるを得ない。こういうことも、ある意味で言うと、その時代の要請ではなかったのか。

また、多くの国民の皆様方も、同じような認識の中で、いろいろなことをつべこべ言うよりも、まずは国家としての安定、そして経済の全体としての発展を図ってほしい、こういう多くの皆さんの要望、また思いがあったことも事実であります。まさにそういうような国家国民の要請に従って、我が国は非常にうまく戦後の発展を行ってきた、このように思うわけでありまして。

しかし、この発展途上の段階、つまり、右肩上がりが終わって久しくなるわけでありまして、この右肩上がりが終わって、これがどういう表現をしているのか、水平飛行というのか成熟段階というのか、いろいろ言いはあるかと思いますが、私は、今、間違いない我が国は成熟段階に入っているという認識を持っております。

過去を振り返りまして、そんなのはわかっていとおっしゃるようなことを申し上げるかも知れませんが、ずっと一本調子で、右肩上がりであつたということは、要は、その右肩上がりであつたということそのものが発展途上であつたということとであります。

成熟段階というのは、常にきのうよりもあつた方がいい、きのうよりもきょうの方がいい、きょうよりもあつた方がいい、必ずそうなっているというのは発展途上の段階の現象でありまして、成熟段階に至つては、きょうはきのうよりもちよつと悪いかもしれない、しかしあつたきょうよりもちよつとよ

そういうときに、今非常に抽象的な、大方針的なお話をされましたけれども、民間の人が、そういうペンチャースピリットのある人というのは、ややもすれば行政の存在が邪魔になりがちな感覚を持つ方もおられるわけがあります。

よく我々いろいろな方と話をしておりますと、こういうことをやりたいのに政府が許してくれないとか、自治体がそれは困ると言ったとか、そういう話があちこちに散見されるわけでありまして、これがある種の規制の緩和というところであらうと思えますけれども、こういう問題でいくと、どこまで規制を緩めて民間の人がやりやすくするのか。それが、こういう分野においては社会的規

制の問題と絡んでくる。経済的規制と社会的規制が非常にオーバーラップしやすい分野でもあるのかもしれないという気がいたしております。特に、産廃とか考えますとそういう点が多々感じられるわけでありまして、そこら辺のことについて、規制緩和的な話についてはどのようにお考えでございますでしょうか。

○深谷国務大臣 今申し上げたような新たな産業をそれぞれ生み出していく、それは、おっしゃるとおり、ベンチャー企業の育成にもつながってまいります。既に中小企業基本法を改正して、多面的な政策、行政の展開を始めていくわけでありまして、そういう中でベンチャー企業の育成に關しては、税制のあり方あるいは金融面での応援の仕方、いろいろそろえていくわけでございます。ベンチャー企業が前進していくための環境というのはかなり整備されてきていると思います。

ただ、一方においては、ただいま委員が御指摘のように、さまざまな規制でやりづらさという意見もあるわけでございますが、いずれにしても、これからは規制緩和の時代でありますから、そういうものをできるだけはぎ取って、自由闊達に新たな産業がベンチャー企業として伸びていくような、そういう体制をつくっていくことは非常に大事なことで私も思います。

また、今度の法律を通過させていただいて、まずこの循環型社会構築に向けての制度面の整備をしていくわけでありまして、同時に我々は、当然であります、予算とか税制とか財政投融資による支援措置などを含めた積極的な応援体制をしていくということと具体的なインセンティブを示していくということになってくると思います。

○榊床委員 事前にそこまでは通告をしていなかったわけでありまして、ちよつと今ふと頭をよぎりましたので、お許しをいただいて質問をしたいと思うわけであります。

今国会で、当委員会、産業技術の法案のときにいろいろ私も質疑をさせていただきました。要するに、こういう技術の発達、技術進歩というこ

とも、やはりこの分野にも多大なる関係があるであらうというふうに、今、運きに失したかも知れませんが、頭をよぎったわけであります。当然、こういう循環型社会にしていくなれば、どんどん技術が発達すればするほどその効果が高まるのは当たり前前の話でありまして、こういう分野における技術の開発についてどのようにお考えでありましようか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○深谷国務大臣 リサイクルあるいは環境型社会をつくり出していく上いろいろな技術の改革、革新ということはおっしゃるとおり、まことに重要でございます。技術力強化の法律をつくらせていただいたのも、これらの観点に立つてであります。

特に、これから伸びていく新しい産業あるいは伸びていく可能性のある分野というのは、一つは情報革命と言われる分野、二つはやはり高齢化等を含めた福祉厚生関係、医療関係、もう一つは環境でございます。

これらの技術を開発していくことで積極的に政府が応援していくということでありまして、平成十二年度は約七十五億圓という予算措置を計上いたしまして、リサイクル関連技術開発に寄与していただくというふうに思っているわけでありまして。

あるいは、リデュース、リユース、リサイクル対策をこういうことによって促進させていくわけでありまして、まさに技術力強化というさきに皆さんの御理解をいただいでつくった法律は、いわゆる循環型社会を構築する場合の技術革新を全面的にバックアップできる、そういう条件になっていくというふうにお考えしております。

○榊床委員 そういうことでありますと、特に今回の法案、リサイクルを進めていくに当たりましては、確かに行政の役割も重要であります、民間のそれぞれの業者、業者といいますが事業者といひますか、やはりそういう方々が意欲を持って、こういう社会の実現に向けてそれぞれの方が努力をしていただかないと、かけ声倒れに終わっ

てしまうわけでありまして、当然、民間企業の、さきの法案は、大体、国立大学とか、そういう公に關するところに対する重点的なことがどうして感じられたわけでありまして、それを私もあのときの質問で申し上げた記憶があるわけでありまして、あれはあれでも一応成立をしたわけでありまして、それをどうのこうのと申し上げるつもりはありませんけれども、よりよいものにさらにしていくという観点からすると、こういうようなことを一つ一つの分野で、見れば見るほど、民間の技術力をどう高めていくのかという点が大変重要になってくるだろう。そういう発想をさきに成立をした法案にさらにつけ加えていくというようになこともぜひともお願いをしたい、このように思っております。

感想がありましたら、よろしく願ひします。○深谷国務大臣 おっしゃるとおりでございます。やはり今の経済の動向を考えると、官需を中心に何とか景気回復をしようとしているわけですが、本格的な景気回復は、それが民間の力にバトンタッチするということによってようやく確定づけられるものであります。

同じようなことで、技術革新と申し上げても、産官学の一体化とか、あるいは学者が研究した成果の事業化に当たっては役員兼業できるとか、いろいろな角度からやりますが、それは、ことごとくと言っていいくらいに民間の力を最終的には伸ばしていくという目標でなければならぬというふうに思ひます。

とりわけ、独自の発想と創造力あるいは活力あるような事業を展開しようという場合には、中小企業の果たせる位置というのはあるわけでありまして、さきの委員の御指摘のベンチャー企業も含めて、むしろ、こういうような分野で中小企業が新たな事業展開をしていく、そのためにさきの技術力強化の法律などが下敷きとして生かされていく、そういう時代をつくっていくことが大事だというふうにお考えます。

○榊床委員 ぜひそのような観点から、大臣も末

来永劫、そのお立場にあると限っておるわけでもありませんし、いつ解散・総選挙があるのかわかりませんが、巷間言われているようなことでありますと、その後もまた大臣をしていただくのであるならば、我々はそのような状況がないように頑張らないかぬということで、現在、我が党は頑張っておるわけでありまして。

そういうようなことで、当然、次の後任の方々に今大臣がおっしゃったような思いをきっちり伝えていただいで、その路線を、深谷大臣はそのように考えておられると言っていたけれども、次の人になつたら方向が変わつちやうたとか、それは何か雲散霧消してしまつたというようなことがないように、ぜひとも強力な引き継ぎをお願いしたい。特に、現内閣の中でも中核におられる深谷大臣でありますから、そのあたりはぜひとも強くお願いを申し上げておきたいと思ひます。

今、ばくつと全体的な質問をさせていただきましたが、次に、昨今、御婦人の方のいろいろな意識の中でも、環境とかごみという問題は非常に敏感に考えておられる方が大変ふえてまいりました。そういうものを受けて、企業の方も、やはり環境に配慮をしている企業ですとよいことをその企業のイメージとして打ち出していく企業もふえたわけでありまして。

それはそれで、今回のこの法案の趣旨にのっとってはいいい方向だろうと思ひますが、ただ、要するに、そういうイメージが定着をしつつあるわけでありまして、それから次に実態にそれが合っていないかぬ、このように思ひわけなんです。これはいい循環をつくらばいいわけでありまして、企業の方も、そのように環境に配慮したという企業イメージをつくりたい、こう思つて、そういう取材を頼る。そういうことを今度は、国民の皆さんといひますか消費者といひますか、それがしつかり受けとめて、それを実際に消費者も協力する。協力したものを今度はまた事業者が受けて、ここで口だけで實際やつていなければならぬ、これはそこで循環がとまってしまうわけ

ありますが、そこで企業もしつかり受けとめてきたやれば、いい循環ができて、どんどん転がっていきまして、いい方向へいい方向へ向かっていく。

これがどこかでぶつくと途切れてしまうと、その場で立ち往生してしまうわけでありまして、そのように考えると、事業者に対して、いろいろなものの回収義務とか、こちらの方からお願いをしてやってもらう。消費者の方も、ばくつとして、ごみや環境というのは大事な、そういうのを大事にする企業がいないと思っておられますけれども、今回のこの法案ができて、それをきっかけに企業もやる。そのためには、消費者みずからいろいろなことで協力をしてもらわないかぬ。

そのためには、今回の法案の内容また方向性というものをきっちり広報していかなければいけませんし、国民の皆様方に理解をしてもらわなければならぬ。また、いろいろなことの回収協力へのきちつとしたインセンティブも、押しつけじゃなくて与えていくような方策も考えていかなければならぬ。このように思うわけでありまして、そこら辺につきましてもどのようにお考えでございましょうか。

○深谷国務大臣 事業者と消費者とのかわりでお互いにこの循環型社会を構築していくんだという気構えと実践がうまくつながっていくことによつて、循環型社会というのが生まれてくるわけでありまして、その中にも一つ、地域の関連というものが大分重要になってくると思えます。特に、廃棄物の処理なんかは地方自治体をやつていくわけでありまして。

そこで、我が国全体として、循環型経済社会を構築するためには、事業者、地方自治体、それから消費者、このかわりがうまくつながっていくということがとても大事だというふうに思うわけでありまして。

事業者が、地元の市町村との連携のもとに、消費者などから使用済み製品を回収してリサイクルすることを規定しているといったようなことが本法律案の中にもありますけれども、これらは

それらのかかわりを一層きちつとしていかなければならないということの意思としてのあらわれであらうというふうに思います。

また同時に、樺床委員の御指摘のように、やはり国民全体が理解して協力するという体制がなければなりませんので、通産省といたしましては、リサイクル推進月間、これはもう前から始めておりますけれども、これをさらに積極的に国民に参加を呼びかけて、国民の皆さんがリサイクルあるいは循環型社会に対する認識と理解と協力をしたくということが大前提でございまして、そういうようなことも一層強化していきたいと思えます。

それから、何よりも教育の現場の中で、子供たちの時代からきちつと循環型社会をつくっていく必要性というのを教えていかなければなりません。既に、通産省の職員を小学校に派遣して、そういうような教育現場で協力をすると、副読本などを用いた授業も実施しています。

ありとあらゆる状況、シンボジウムの開催、その他もろもろ、大いにひとつ力を入れて国民の理解を一層図っていききたいというふうに思っています。

○樺床委員 今の大臣のお答えの中で、ちよつとも一つお答えに対して突っ込んでお聞きしたいのですけれども、教育現場というお答えがございました。確かに、教育現場というのは大変重要でありまして、個人的なことで恐縮であります。私にも小学校に通う子供が二人おりまして、見てみると、牛乳パックの回収とかそういうことに非常に理解があるのです。それは学校で教えられているんだと思うし、学校の先生が持つてきなさいとかそういうことを常々言っているんだと思うと思えます。

そうすると、全く変な色に染まっていけない心中に、一番最初にリサイクルといいますが、別にそんな難しい話じゃないのです。ただ、使ったものは、これはまた使えるから家から持つてきなさいよ。非常に単純にわかりやすい表現の中で子供の心の中にしみ込んでいくというのは、子供

のそういう言動を見てもなるほどなというふうに昨今思っているわけでありまして。

今、通産省として、各学校の教育現場に出張つていろいろなやつておられるというふうな御趣旨の発言がございましたが、もしよろしければ、もう少し具体的にお聞かせいただけたらなと思うわけでありまして、急な質問で申しわけないのですが、いかがでしょうか。

○深谷国務大臣 こういうパンフレットなどかなり全国に出しております。また、学校には、今私が申し上げたのは、北海道の小学校の現場に通産省の職員が行つて子供たちに直接教えたという例などがあります。しかし、これはもつと本格的に、積極的にやつていかなければならぬというふうに考えます。

○樺床委員 ちよつと突然の質問で申しわけなかつたと思ひますが、とにかく、ちよつと私もそういう小さな子供がおるといふのは、非常に日々の暮らしの中で感じるものから、その重要性というのは大変大きいというふうに、改めて大臣のお話を聞いても思つたわけなんです。特に、お母さん方というのは子供たちの意識の変化には非常に敏感でありますし、子供がそういう方向に向かつていっているのに、母親が、そんなことをせぬでもええ、そんなことを言うはずないわけでありまして、そうすると、どんな社会の中にそういう芽といふか、そういう空気が広がっていく、このように考えます。

ですから、下手に心がいろいろ色に染まってしまうてはなかなか考えも改めることができない、そして、我々小さいころは、余り物をむだに使つてはいかぬ、こういうことを教えられてきたわけでありまして、そういう風潮が昨今若干なくなりつつある。最近また復活したのかもわかりませんが、そういう、浪費が善であるみたいな風潮がいつときあつたわけでありまして、そういうことに染まっている人たちが、これからの子供たちに、そのような思いをしつかりと理解するように、これは、単に学校の教育現場であるから

文部省に任せるといふことではなくて、通産省でもやつておられるということでありまして、さらに鋭意努力をしていただきたいとお願いを申し上げる次第であります。

また、地方自治体ということをお話の方からお話がございました。私も、確かに、今回の循環型社会をつくり上げていくに当たっては、中央政府がただ単に音頭をとるだけではこれは絶対無理です。私自身は元来地方分権論者でありまして、非常に極端な言い方をすると、私は、日本型連邦国家みたいな方向に大きく変わつていった方がいいという個人的な意識は常に持つていっているわけでありまして、その前提は、我々の日々の暮らしに關係する施策は、基本的に自治体、一番近い自治体でやるのが一番いい、それが一番効果が高いというふうに私は実は思つていましてあります。

それは、私は今大阪に住んでおりますが、大阪と大臣がお住まいの東京と、同じ下町というのでは似ているかも知れませんが、東京と大阪で恐らく地域事情も違つていよう。また、政務次官の島根県と私の住んでいる大阪とはかなり様相が異なります。私も島根県で生まれましたから、昔を思い出すと、全然環境が違うというのはいくつかあるわけでありまして、そういう観点からすると、やはり今回の施策は、自治体がしつかりしなければ絶対に効果は上がらないというふうに実は思つていましてあります。

そういう点につきまして、先ほどちよつと大臣の方から、国、地方自治体、住民、事業者、こういうお話がありましたけれども、もう少し地方自治体をきちつと理解をしていただいて、施策を推進していただくための方策というものを考えてありまして、よろしく願ひいたします。

○深谷国務大臣 これからの時代というのは、やはり地方に重きを置いた時代、言い換えれば地方分権の時代だと思ひます。私もかつて自治大臣を務めて、その推進に当たつた一人として、委員のお考えとは全く同感でございまして。地方にできる限り地域の皆様の求める地方政治を構築していく

ということとは非常に大事なことであります。

特に、こういうリサイクルの關係でいきますと、やはり最終的な処分施設等は地方自治体がやっておるわけでありまして、そことの関連の中で、環境型、循環型の社会構築という点で、事業者と消費者と一体となつて事を進めていくということとは、より有効であるし、大事なことでありうに考えています。

例えば、具体的な話で申し上げるとエコタウン事業などがございしますが、これは、環境と調和した町づくりを目指して地方自治体と地元の実業者が協力して取り組むリサイクル事業、こういうものに対して補助金を出しますが、こういう施策も実際に行っているわけですが、今後とも通産省としては、こういうリサイクルに携わる地域の事業者、地方公共団体及び消費者等による適切なパートナーシップが図られるように、いろいろな角度から、それは制度の上で、税制の上で、予算の上で手だてをしていて、結果的にはその目的が達せられるようにしていくことが大事だと考えます。

○機床委員 補助金というお話がございましたが、エコタウン事業、これも大変結構なことであると思いますが、これも、これはどこがどうのこののというわけじゃありませんが、大体予算が国会で審議をされております二月、三月ぐらいになりますと、車に乗っておりますも、道路がこちら掘り返されておるといふ現象に今なお我々車に乗るとぶつかるわけがあります。これはもうここで説明する必要もなく、多くの国民の方は、なぜそのような事業が二月、三月にたくさん集中しているのかということは、もうよくよく御存じなわけでありまして、それは予算を消化するためであるというところは、もう皆さんおわかりであるわけでありまして。

こういうような観点から、施策は、それはそれでいいんだけれども、そういうことを推進するペースをいまして、せつ々しい事業をして、も、これまでと同じ発想で、行政はやもすれば

予算を余らすと来年またその予算が削られる、そういうことで、とにかくちゃんと予算を消化しよう、こういう発想が働きがちである。

国、都道府県、市町村というの、確かに地方分権が大きく進みつつあるとはいふものの、まだまだ縦割りの発想が非常に強くありまして、そういう中で、地元自治体から都道府県、都道府県から国、こういう話をしていく過程の中で、例えば末端の市町村が、新しい技術ができた、これを導入するといふものが安くできる、こういうことに取り組み、こうすると、どこかの中間段階のところ、余りそんな安いものにはなはな、せつかくこれだけ予算がついていぬんからという形で、逆にそのものが回っていくのを進めてしまふというように、事実はどうかわかりませんが、事実を確認しないでこういう場で申し上げるものなんなんです、ちよろちよろと我々の耳に、こんなことで言うてはなんんということが耳に届いてくるわけなんです。それを一々糾弾してやっいていこうという体質に私はありませんから、それでけしからぬといふてそうされる方もおられますが、私はちよつと性格的に謙虚なものですから、なかなかそういうことはしないわけでありまして。

しかし、システムとして、そういうことはやはりあつちやならぬと思うんですね。安くいものができるのであるならば、当初、例えばあるものを一つするための補助金を出す、それで結局自治体、地元が一生懸命、事業者の方、また国民の方の協力を得て、よりよいものが安くできる。だったら、もうちよつとその予算の中で、本来一つでさるんだけれども、そうやったら、二つ、三つその予算の中でさるんだつたらやてくさいよという形でやていくと、同じ予算でもほとんどそれがよくなつていくわけでありまして、確かに技術の発達というのは継続的にいくわけでありまして、予算というのは年度ごとでいくわけでありまして、年度途中で新しい技術とか新しい取り組みが生まれて、三月、四月の初めに予算を

決めちゃつたから、六月、七月に新しいものができても、それはもう来年まで待つてくれ、こういうことじゃ話にならぬわけでありまして。

特にエコタウン事業についてどうのこののといふことじゃないわけでありまして、これから行政改革が大事である、こういう一番ベースのところ限りある財源を有効に使つていく、そういうことについて、特に先ほど冒頭申し上げましたように、内閣の中で重要な立場におられる深谷大臣とされましては、政府のあり方として、そういうようなことについてはどのようにお考えで、そして、当然指導していただけるとするならば強力に指導をしていただきたい、このように思つておりますが、いかがでしょうか。

○深谷国務大臣 今委員が御指摘なさるような話というのは甚間よく聞かれる話であります、私は、各省庁とも予定された事業についてのむだのない、しかも効果的な使用方をしているものと信じておりますし、また常にそのような指導を行つて、税金というものが間違ひなくその目的にきちつときれいに使われていくようにしていきたい、これはならないといふふうに考えます。

一番大事なことは、いろいろな事業を行う場合に、これは国民の血税であるといふ大前提をまずきつちり認識すること、当然のことですけれども、それで、お金があるから何かをしようといふのじゃなくて、何かをするためにこのお金が必要だといふ発想をきちつとしていくということ、政治、政府、行政の立場の者としての当然の判断、持つていかなきゃならない倫理だろうといふふうに思つておられて、そういう意味では、しばしばうわさになるようなことのないように、各大臣が自分の役割を存分に果たしていくことがとても大事だろうといふふうに思います。

そういう意味では、通産省に關しまして、例えば決算のときに指摘されたような問題といふのを二度と再び起こさないようにといふので、省内でも職員の皆さんが全力を挙げて努力をしているといふのが現状でございます。

エコタウンの事業に關しての問題と今のお話は直接かわりがあるわけではございませんが、エコタウンの事業にいたしまして、平成十二年度は十五億三千万円、十一年度は五十億二千万円といふ予算を用意しているわけでありまして、お話のように、予算があるから使わなければならないといふよりも、何にどういふことが必要だからこの予算をどう活用するかという観点に立つて、例えば今おっしゃつたように、一つの場所が半分ずつで二つできるなら、それはより効率的なことかもしれないから、そういうことをきちつと踏まえて対応していくように指導していきたいといふふうに考えます。

○機床委員 甚間言われるようなことについてはないと信じておる、こういう大臣のお話でありまして、当然我々、そういうようなことをないと信じなければならぬと思ひます。

しかし、これはすべて人がする世の中でありまして、やもすれば、そういうことが逸脱しがちなときも当然あるわけでありまして、これは行政だけではなくて、民間の企業においても同じであります、またそれぞれの家庭の中においても同じであるのかもわかりません。

そういう観点からいくと、ないといふことを信じていくといふ大前提のもとで、しかし権力というものは必ず腐敗するといふ、このところで歴史の必然があるわけでありまして、行政もある種の権力というものをやはり持つていくわけでありまして、いや、それは行政に権力はないとおっしゃるのかもわからないけれども、しかし、権力といふのは、ばくつとした意味で、何か権力といふのはすべて悪いもののようにとらえられがちであります、私はそうではないと思つております。

先ほど、行政、企業、家庭、こういうふうにいふまでも、家庭の中にも親としての権力はあつたわけ、父親としての権力がある。最近ではそれがちよつと弱くなつていふのかもわかりませんが、家内の方に権力がとられつゝあるわけでありまして、そんなことは横に置いておき

まして、会社においても、社長は社長なりの権力を持つ、部長は部長の権力を持つ。それをきちっとうまく活用することによって会社も発展をし、家もよくなり、それでいくわけであります。

それが、行政が持つ権力というのは、公の権力としては大変重要なものであります。しかし、先ほど言いましたように、ついつい我々は、ちよつと気を緩むと権力は腐敗するという、この必然に直面せざるを得ない事態が必ず来るわけであります。そういうものが、この戦後のずっと長い発展の中で、一つの硬直化したのではないかと言われている行政、また政治も同じであります。

私は、政治家だけがそこから離れているとは言っていないわけでありまして、政治家も当然その中にどはつといるわけでありまして、そういう観点からいくと、信用しているのは当然であります。信用しながらも、大臣または政務次官、そして我々政治家というものは、そういう方向に逸脱しないようにするのが我々の役目であろう、このように思っているわけでありまして、先ほど大臣がおっしゃいましたような趣旨をしつかりと、通産省の中だけに限らず、政府の中に全体に広く浸透させていただきたい。

先ほどから何度も申し上げておりますように、万一総理に何らかのことがあった場合に、それを引き継ぐ順位としては大変高いところに位置されておられる通産大臣でありますから、そのあたりのことは政府全体としてしつかりとよろしくお願いを申し上げたいと考えております。

さらに、少し技術的なことになりましたが、今回の法案が成立するという前提でいきますと、目標値としてかつていろいろ決めた中で、リサイクル、減量化、最終処分、この目標値というものを定めておられるわけでありまして、これを現実実現可能なものであるとお考えなのか。さらには、馬力を入れてやるんだつたら、この程度の率のアップでいいんですかということも思うわけであります。

そのあたりのことを、例えばリサイクル率が平

成二十二年には四八%を目指す、こういうことでありますが、平成八年では四二%までリサイクルしている、こういうことであります。六%のアップですね。これだけ大々的に循環型社会を目指す、こうやっていて、六%しかアップしない。これがどうしても限界とお考えになるのか、もつといかなければいかぬと思っておられるのか、また、その実現性はいかん。よろしくお願いを申し上げます。

○細田政務次官 昨年九月に、ダイオキシン対策関係閣僚会議におきまして、二〇一〇年度を目標年度とする廃棄物の減量化の目標量を決定しております。ただいま榊床委員がおっしゃいました数字を含めまして、一般廃棄物のリサイクル率を一〇%から二四%へ、産業廃棄物のリサイクル率を四二%から四八%に向上させると言っておるわけでございますけれども、本法案によります廃棄物の減量化効果につきましては、今後、政令において具体的にいかなる製品や業種を対象に指定するのにもよるわけでございます。私も通産省を含めた政府としては、できるだけ関連する方々も説得しながら、その範囲を広げていきたいと思っているわけではあります。

ところが、もちろん生きた経済でございますので、消費物資がそれぞれの個性を持たなきゃいけない。個性を持つためには、何でもかんでも監督されて、統一規格化しろと言ってもなかなか難しい面がある。

これはビール瓶の例でも申し上げましたけれども、一種類にすればいい、日本酒の瓶も一種類にしろと言ってもなかなかそう現実がいかないという部分がありますから、そういうことも含めまして、できるだけ実現可能なものを中心というところで、今、紙製、プラスチック製容器包装、自動車、家電、あるいは鉄鋼業や紙パルプ製造業に係る産業廃棄物といったような主要なところから片づけていくということでございますので、榊床委員御指摘のもつと上げろというようにのことについては、さらに改善を図って、これには消費者の、

あるいは一般家庭の方や産業界の皆さんの協力が必要でございますが、できるだけ上げてまいりたいという気持ちであります。

○榊床委員 ぜひとも大幅アップを図るように、よろしくお願いを申し上げます。

時間がもうそろそろやってきました。時間が、最後に、これも少し具体的な、技術的なことになるかも知れませんが、さまざまなリデュース、リユースの目的のために業種や、特に商品とか製品の指定をしていく、こういうことであります。確かに、我々が聞いておりますのは、自動車とかパソコンとか、いろいろそういう形で、などという、対象として想定される例としてお聞きをいたしておるわけでありまして、

これもかつて御質問が当委員会が出たかも知れませんが、そういうばくつとしたことはそうなのかなとは思いますが、そこら辺の決定の過程においてどういう裁量範囲が働くのか私らよくわかりませんし、つくれる側からすると反論があるのかもわかりませんが、その反論について、どのような過程で決定していくのか、どこまで、どういふものまで決めていくのかよく私らもわかりません。当然、情報公開してもらわないといかぬわけでありまして、そこら辺のことについて、その決定過程、よくおわかりのパソコンだったら、ローマ字、アルファベットがあつて、数字があつて、何とか2000とかいろいろありますけれども、何となく2000とかいろいろありますけれども、そういうところまで指定するとは当然思われたいというのが現実的だろと思ひますが、その決定過程についてどのようにお考えでございますか。

○細田政務次官 平成十一年七月に、産業構造審議会循環経済ビジョンを審議していただきました。そこで、排出される量が多いこと、それから市町村が処理に困っていること、有用な資源を大量に含んでいること、こういった三つに着目いたしまして、優先的、重点的に実施して、また徐々に広げていく、こういう考え方をさせていただきます。

今後、政令によりまして具体的な対象製品や対象業種を指定する際には、産業構造審議会などのオープンな場を活用いたしまして、関係業界、学識経験者、消費者などの関係者の方々の御意見を伺いながら検討していきたいと思っております。すし、原案を作成した段階では、これを公開しまして、広く意見を求めるパブリックコメントを実施していく所存であります。

そういう幅広い意見を徴しませんが、消費者側からは、余り画一的にやらないでほしいという人もありますし、逆に、つくる者や売る者からすると、そんなものが売れるか、これじゃ経済が縮小するじゃないかというような話もありますので、ちよつといいところを求めながらいくというのが、来年から経済産業省になって推進するときに、適当な方々から御意見を伺いながら最も妥当な線で実現するにはちよつといいことではないかと思っております。

○榊床委員 私の質問時間が参りましたので、これで質問は終了させていただきますが、余り厳しい質問をしなかつたように反省をいたしておるところであります。また、ちよつといいときという時代の変化であります。また、ちよつといいときという循環型社会をつくっていくという取り組み、それはそれで時代の中で時の流れに沿った方向であろう、私はこのようには思ひます。

しかし、最後にもう一つ申し上げておきたいことは、今国会でも、この基本法に関連する法案が、各省庁、いろいろなところからいろいろな法案が出てきておりました。この商工委員会でもこの循環型社会についての法案が今審議されておる、建設委員会でもされておる、厚生委員会でもおる、いろいろ出ているわけですね。そうすると、ややもすれば、いやいや、それは厚生省に言つてくれとか、それは通産省に言つてくれとか、そういうことになると全体の整合性がとれないということになりますから、私の個人的な見解でいくと、このような循環型社会についての……

○中山委員長 榊床委員、もう時間が過ぎていま

すから、そろそろやめてください。

○榊床委員 我が党の中で調整すればいいでしょ

う。

○中山委員長 では、そうしてください。どうぞ。

○榊床委員 私は、通産省がもつとほかの関係する省庁の中でも特に主導権を持つてやっつけていかなければならないことではないかというふうに考えております。そういうような認識を強くお持ちいただきたい、このようにお願いを申し上げる次第でございます。

ですから、通産省としては、いやいや、それは通産省以外の省庁がどうのこの、こういうことではなくて、すべてを全部引き連れていくぐらひの決意でこの社会の方向に向けての御努力をいただきたい、このように最後にお願いを申し上げます。

○中山委員長 山本議員君。

○山本(議員) 民主党の山本でございます。

早速質疑に入らせていただきたいと思います。今国会で提出をされました循環型社会形成推進基本法案とあわせて、この再生資源利用促進法改正案、さらには廃棄物処理法の改正案、そして建設廃材リサイクル法案、食品廃棄物リサイクル法案など、関連します個別法案の改正と新設案の提案、こういうことは従来の使い捨て社会が限界に達したということを如実に示していることだと思ひます。

それと同時に、やはりこれだけ法律を出して、それぞれの法律が単に訓示的と申しましようか精神的な意味しか持たないというものであれば、人間活動と環境とを調和させて、そして持続的な成長を保障する循環型社会の構築という基本法の趣旨は、結局、絵空事に終わってしまうのではないかと思ひます。

それだけに、再生資源利用促進法改正案は、従来の大量生産、大量消費、大量廃棄システムから、回収、分解、分別、再利用、生産といった逆工程に着目されたわけでございます、こうしたシステムへの抜本的改革をやるいわば切り札として

期待をされるわけですが、従来の施策の限界というものがやはり一方で十分に検討しなくてはならないと思ひます。それが今回の法案に反映をされて、実効性を持つていくということが、これが大事だと思ひます。

そこで、まず最初に伺いたいと思ひますが、平成三年に施行されましたリサイクル法によりまして、確かに、家電製品などを中心に、リサイクルしやすい製品設計でありますとか、古紙の利用促進といった一定の効果はあったということに認め、また評価をしたと思ひますが、通産省の資料にもあるとおり、我が国の廃棄物の発生量が約四トン以上、そしてそれに対して最終処分地の残余年数が、一般廃棄物でいいますと八・八年、産業廃棄物でいいますと一・六年という、これは危機的な状況だと思ひます。そんなに悠長に構えていられるような状況ではないと思ひます。これまでの法律が果たして有効に機能してきたのか、どうも抜本的なご問題の解決にはつなげていないのではないか、そんな思ひもするわけでございます。

そこで、まず大臣に伺いたいと思ひますが、この間のリサイクル法の施行によってどのような効果があつたのか、そしてどの辺が不足していたのか、そんな点をどう総括されているのか、まず伺いたいと思ひます。

○深谷国務大臣 お話のように、リサイクル法は平成三年にできたものでございます。そのリサイクル推進にはかなりの成果が上がったと私も思ひます。

具体的に申し上げます。

まず家庭や事務所から一般に排出される廃棄物、この法律はまず容器包装について、分別のための表示の義務というのを行つてゐるわけでありますが、このうちのスチール缶、アルミ缶のリサイクル率は、法を施行する前の、つまり平成二年約四割でありましたが、平成十年には七割から八割程度まで大幅に上昇してまいりました。また、ガラス瓶について、製造業者に、ガラスくず、カ

レットでありますけれども、の利用を義務づけていますけれども、このガラスくずの利用率は、平成二年、施行前の四八%から七四%まで上昇している。自動車とか家電製品などについても、これまで二一項目について、リサイクルが容易な設計、製造等を義務づけて、それぞれ成果を上げております。

工場等から排出される産業廃棄物についてはリサイクルを義務づけておりますが、鉄鋼業は、鉄鋼スラグのリサイクル率は平成三年で九六%から、平成十年で九八%、これはほぼ、これ以上は望めないという限界にまで達しているのではないかと。また電気業は、石炭灰のリサイクル率が平成三年では四五%、十年では六七%に向上しているわけでございます、そういう意味では、この法律が平成三年にできて今日まで、リサイクルに關して大きな成果を上げてきたというふうに思ひます。

ただ、これから考えていかなければなりませんのは、リデュースとかリユースとかそういう面にもこれは広げていきたいと思います、どちらにしても最終的な処理、処分する状態ではなくなつておるものでありますから、今回はこのような法律改正を行つてさらに成果を広げていきたいと考えておるところであります。

○山本(議員) 今確かに大臣が御答弁をされましたように、例えばガラス瓶などはリサイクル率が大幅に上がつてきているわけですが、それと同時に、これは「循環型社会に向けて」という、財団法人クリーン・ジャパン・センターというところが出された資料で、リサイクルの現状、この間のリサイクル率の推移についてそれぞれ書かれてゐるわけなのですが、ガラス瓶はそうなのですが、例えばアルミ缶なんかは、確かにリサイクル率で見ますと、例えば平成元年が四二・五%だったものが平成十年には七四・四%、これはリサイクル率は大幅に上がつてゐます。しかし、発生量を見てみますと、平成元年当時、これは、アルミ缶は十四万七千トンです。ところが平成十年には

二十七万一千トンになつてゐる。リサイクル率というものは、そのパーセンテージをその中から引けばいいわけなんですけれども、結局リサイクルされてゐない。資源化されてゐない量というのは余り変わつてゐないのです。それだけ大量生産されてゐますから、結局は資源化されずに放り出されるごみという数が、量が減つてゐない、こういう現状もございまして、まさに発生抑制という視点に目をつけられてこの問題に取り組まれるというのには、非常に時宜にかなつた、有意義なことだと思ひます。

しかし、特に最近では、市民の皆さんのリサイクル意識が高まつてまいりまして、いろいろ市民団体、町会単位で廃品回収なんかもやつてまいりまして、うちの家内も月に一回は必ず駆り出されて、町内会の廃品回収を一生懸命やつてゐるわけなんです、自治体が、市民の、そういった町内会などの回収意欲をさらに高めていこうということで、奨励金なんかを交付したりしてゐる例もあります。

しかし、そのため、どうも回収価格が下がつてしまつて、古紙などの資源が大量に出回つてしまつて、その結果、もう回収価格が低い水準で、横ばいというか安定してしまつて、前は新聞で一キロ一円だとか、雑誌だつたら一円もとれない、ゼロ円だとか、そういう事態も発生しまして、せっかく回収した古紙が焼却をされたり、また赤字で輸出されたり、さらには逆有償というふうな事態まで発生してゐるようなことも伺ひます。

こうした再生資源市場の実態についてどうお考えなのか、お伺ひしたいと思います。

○細田政務次官 リサイクルにつきましても、その製品が市場で購入されて初めて完結をいたすわけでございます。したがって、そういった観点から、政府としては、「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」というものを平成七年六月に閣議決定いたしました。通産省は既にその目標を達成してゐるわけでございます。また、消費者がリサイクル品を識別して購入することが可能になるよう

に、例えば、再生紙であることを示すグリーンマークなどのリサイクル製品の情報提供を行うとか、あるいはガラスカレットをタイルとして再生させる技術開発によりまして、リサイクル材料の新たな用途を開拓して、リサイクル品の市場を拡大するといったような取り組みを鋭意進めているところでございます。

また、当省といたしましては、そういったさまざまな取り組みによりまして需要拡大に取り組んでまいり、必要がある、つまり、新しいものの市場がどんどん狭くなって、結局自分で足を食っているようなことになってはいけない。

しかし、地球的規模で考えれば、資源の有効利用ということで必ずい面がございますし、またさらに加えて申しますと、全体的な技術開発、そしてこれからの新しい仕事といえますが、雇用の場、産業のチャンスがふえるという意味で、非常に大きな二十一世紀の産業になるということは確実だと言われております。私ももうそういう分析をしておりますが、そういった大きな観点で取り組んでいかねばならないと思っております。

○山本(議)委員 心意気はわかりましたが、具体的な政策がまだこれからのような感じがいたします。

先ほど申し上げましたように、今回の改正案で、新規に廃棄物の発生抑制と再利用、これが盛り込まれたことは大いに評価をするところでございます。しかし、原材料の再利用については、資源化対策が強化されたということにどうもすぎないのではないかと。再生資源市場の整備でありますとか、あるいは再生品を使用すること自体に対する、例えば税制優遇などの支援でありますとか、どうもそうした誘導策に欠けるのではないかと。これは、資源の有効な循環、つまり、循環ですからちゃんと輪がでなきゃならないのですけれども、このきちんとした輪が実現しないように思えるのですが、その点はどうのような対策を講じるのか、より具体的にちよっとお願いいたします。

○細田政務次官 リサイクルの促進のための支援

策ということでございますが、現在政府が講じている支援策としては、エコタウン事業などによるリサイクル施設整備への補助、これは先ほど大臣が御説明申し上げましたけれども、それからリサイクル施設整備に対する税制、財投による助成、それから第三に、企業等からの提案公募によるリサイクル関連技術開発に対する支援といった措置を講じておるわけでございます。

具体的にはいろいろ細かい予算措置等がございますが、必要があれば申し上げますが、細かい説明は省略したいと思っております。

○山本(議)委員 これまで確かに、例えば、では私の方からちよっと一例二例挙げさせていただきますと、再生紙の製造過程での、脱墨施設というのですか、溶かした古紙からインク成分を取り除く施設でありますとか、こうした施設でありますとか、ガラス瓶のカレット処理施設などへの税制優遇措置でありますとか低利融資制度などが行われてきました。

しかし、先ほど申し上げましたように、再生資源を使用すること自体に対する支援策、例えば、製品に古紙を利用した場合に税制上優遇するとか、逆にバージン資源の使用には課税をするといった、こうしたインセンティブ、これはどのように考えているのか。

○細田政務次官 御指摘のような体制も一つのやり方だと思っておりますけれども、余り、この問題はまだ緒についたばかりですから、いわゆるブライスマカニズムに介入して、こういうものはそれこそ課税的な何か税金を取るとか、こういうものは結構だから補助金を出すととか、価格差において何か介入するとか、そういうことをやりますと、必ず逆のひずみも出ますし、大きな市場経済の中への介入になりますので、当面はそういうことは控えながらできるだけ誘導策をやっていくたい、そして産業界の活力で取り組んでいただき、消費者の協力によってそれが実現するようにという考え方が基本ではないかと思っておりますが、山本委員の御提案も一つの考え方だと思っております。

○山本(議)委員 いずれにしても、これまで、循環の中で最も重要な部分、再生資源を使用するという部分がどうも動脈硬化を起こしていたんじゃないかという感じがいたします。あめとむちという言葉がありますが、余りむちは使いたくないでしようから、実際、そういった制度の中の一部を利用するというようなところもぜひ検討していただきたいと思っております。

こうした中で、結局、中間処理業者や自治体の負担というのがどうしても今の制度の中では増大せざるを得ないのではないかと思ってしまうのです。分別回収を一生懸命やって、資源化を進めれば進めるほどコストがかさんでいく構造になってしまうわけで、では、今回の法改正でこれがきちんとして、循環の、先ほど申し上げましたような輪ができるのか。循環社会といながら、実態として循環してこなかったこれまでの悪循環、これを断ち切ることができるのか。

先ほど、参考人の質疑の中でも、全国都市清掃会議事務理事事からのお話にもありましたように、自治体の皆さん、先ほど自治体の話が出ましたけれども、本場に一生懸命努力をされていると思っております。そうした自治体の皆さんが努力をすればするほど経費がかさんでいくというような矛盾というのが起きないように、今回の法改正によって、自治体のコストや役割分担の軽減に一体つながるのかどうなのか、その点についてお答えください。

○細田政務次官 今回の法改正におきましては、新たに、廃棄物の発生抑制及び部品の再利用を促進するための措置を盛り込んでおるわけでございますけれども、これらによりまして、部品等の再使用やリサイクルの需要が拡大いたしまして、廃棄物として最終処分されるものが減量されること、そしてもう一つは、製品の省資源化対策により廃棄物の発生そのものが削減されることが期待されるということから、自治体や処理業者の負担の軽減に貢献すると考えておることが基本でございます。

他方、リサイクルの推進に当たりまして、自治体や処理業者の役割が重要であることは言うまでもありませんので、改正後の法律第九条で、「地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて資源の有効な利用を促進するよう努めなければならない。」との地方公共団体の責務規定を置くとともに、通産省としては、リサイクル産業の振興のために、施設整備に対する税制面、資金面での支援あるいは技術開発に対する支援といった措置を講じておるところでございます。

おっしゃいますように、本場に地方公共団体あるいは処理を行う皆様方の大変な御苦労を前提としているわけでございますので、負担が余り増大しないように、一生懸命、これからの展開に従いながら協議をしていかなければならない問題もたくさんあると考えております。

○山本(議)委員 今、このご問題で地方自治体の皆さんの悩みというのは、先ほどお話をさせていただきましたように、本場に最終処分地がもう見つからない、見つかったも、ほとんど次から次にふさがってしまう。

さらには、もう一方では、本場に、リサイクル関係、産業廃棄物、一般廃棄物、こういった処理に自治体が負担をする事業費、これが莫大な額になつてきておまして、これは厚生省の資料ですが、昭和五十年当時は自治体全部で五千億ちよっとぐらいたつたのです。それが、これは平成八年までしかないのですけれども、これはすぐ出ると思うのですが、厚生省もなかなかこういふのが、間近な数字というのが出てこないのです。ここを言ってもしょうがないですね。

今や二兆七千億ぐらになってきているのです。これは大変な額でございます。そういった自治体の、これは何もしないでこれだけ事業費が膨らんだというわけじゃなくて、大変な御苦労をされている中でも、それぞれの自治体の中で、こういったリサイクル関連の条例でありますとかいうものをつくりながら、ある部分では、もしかして国の法律に上乗せ、横出してある部分もあるかもしれ

れませんけれども、そうした血のにじむような努力をしている自治体に対するぜひ配慮と申しませうか、今まさに政務次官おっしゃったようなことを実際に行えるような体制をすぐつくっていただきたいと考えております。

そこで、今回、これで、事業者による製品の回収とリサイクルの義務づけが特定の品目について加わっていくことは評価しますが、やはりこれらのことがきちんと実行されるか、この実効性が確保されるかが重要なことだと思ひます。

そこで、罰則でありますとかあるいは監視システム、これを含めて、実効性をいかに担保されるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○深谷国務大臣 このたびの法律案というのは、事業者がリサイクルなどについて守るべき判断の基準を定めて、その事業者が取り組むという形、体制をつくっていくというものでございます。

まず、事業者が取り組みを行う場合に、その判断の基準に照らして著しく不十分であるという場合には、主務大臣は事業者に対して、とるべき措置をまず勧告いたします。これに従わない場合には、事業者の氏名を公表する。さらに、氏名を公表されても勧告に従わない事業者に対しては、主務大臣はとるべき措置を命令する。さらに、命令に従わないときには、五十万以下の罰金が適用されるというふうなぐあい、勧告、公表、命令、罰則、こういうようなことを通じて、その実効性を確保できるものと考えます。

○山本(議)委員 それでは、今回の法改正によりまして、生産者のコスト負担は一体どう変わってくるのか、どうでしょうか。

○細田政務次官 今回の法改正によりましてどの程度の負担が事業者に生ずるかについては、基本的には、政令による品目指定、省令における具体的な義務内容に応じて変わってまいりますので、現段階では具体的に申し上げることはできないわけですが、リサイクルの推進に当たりましては、設計、製造段階での環境配慮の能力と技術力を有するなど、事業者は主体的な役割を担う

ことが期待されるわけでございまして、本法で定める取り組みに最大限の努力を行っていただくことを期待しております。

また、循環型社会の取り組みは、今山本委員おっしゃいましたように、廃棄物処分場の逼迫とか有害廃棄物の排出等の対策上のコストを減少することとなるために、従来これに振り向けていたコストの削減となる面もあるということでございますので、事業者や社会全体から見れば、むしろ有益であることも多いと考えております。

○山本(議)委員 そこで、今の生産者のコスト負担について、基本的な考えをお聞かせいたひです。が、一九九五年に制定をされました容器包装リサイクル法、これを例にとつて、事業者の負担基準についてお聞きをしたいと思います。

この法律は、容器包装を製造もしくはこれに中身を入れて販売しただけで、容器包装によつてごみがふえたという無過失のリサイクル責任を課せられることになったわけですが、このよう環境上の責任を事業者に課したという点では、日本の環境法制上画期的なものだったと思ひます。また、事業者は、容器包装を使用すればするほど、その使用量に応じて再商品化費用を負担しなければならぬわけでありまして、逆に、容器包装を減らせば経済的メリットが得られるという仕組みでございます。

このようなことが法制度として確立をされ、過剰包装が削減をされて、リサイクルしやすい素材への転換が図られつつあると私も評価しております。さらに、本年の四月からは、品目の追加でありますとか、対象事業者を大規模事業者、これは約五百社ぐらいたつたようでありましたが、これからさらに中小事業者、十数万社ということに拡大をされたという点も私は評価をしております。

ただ、あくまでも十一種類の分別収集、中間処理した後の再商品化に限つてのコスト負担ですね。したがつて、結局は、分別や収集や運搬といった大変手間とコストのかかる真ん中の部分、これは、自治体でありますとかそういうところ、中間

処理業者なんかやつて、どうも生産者としてはただ乗りになつてしまつてゐるんじゃないか。これは、自治体や中間処理業者、それも、分別収集でありますとか再処理に大変熱心な当事者はど高負担を迫られる仕組みになつてゐるわけでありまして、少なくともこの部分はちよつと改善をしていく、その辺は、ただ乗りはさせないんだ、そういう発想が必要ではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

また、容器包装リサイクル法の仕組みに対して、どうも事業者の責任が少な過ぎるのではないかと、排出者から集める段階から事業者の責任とすべきだといふ、こういった意見が、学者の方でありますとか市民団体などからも強く要望されているわけがあります。

○細田政務次官 その問題は非常に難しい問題でございます。

現在、分別回収問題につきましては、回収拠点の設置ですとか回収車の調達、そのための人員の確保など、多くの投資が必要とされております。したがつて、回収に係る役割分担については、社会システム全体の有効性、効率性の観点から、製品ごとの実態を踏まえつつ、回収を行う者、あるいは費用を負担する者を決めていくことが重要だと考えておりますが、やはり一つ一つ実行しながら、委員が御指摘のような問題をさらに前進させていく、よりよい制度にしていくということも必要ではないかと思ひます。

○山本(議)委員 これは大事な点でございますから、また大臣にも伺いたいと思ひます。

大臣、東京都では、五百ミリリットルのPETボトルが発売をされた、それをきつかけに、回収段階から事業者が一定の責任を果たすべきであるとして、スーパーでありますとかコンビニなど、流通業者によりまして、PETボトルの店頭回収でありますとか、中身のメーカーによる収集と中間処理を義務づけるという東京ルール、これを打ち出している。これに対して関係業界では、容器包装リサイクル法の枠組みを逸脱してゐるんじゃないかといふような反対もあつたようでありま

す。

その後、東京都と事業者の間で話し合いが続けられた結果、これは三年前であります、収集は都が行う、しかしそれ以降は業者が責任を持つて行うといふことで落ちついたようであります。

○深谷国務大臣 山本委員が御指摘のように、事業者に対して回収とリサイクルの義務づけを行うといふことになりまして、コスト負担を回避しようといふ考え方が働いてまいります。ですから、事業者は、廃棄物の発生を抑制しようとかリサイクルが容易な製品を新たに設計していこうとか、そういう前向きな努力がなされるというふうにも思ひます。

こういう考え方に基つて、容器包装リサイクル法では、事業者が容器包装の製造量、利用量に応じてリサイクルコストの負担を負わせるということによつて廃棄物の発生抑制というものを促しているところでございます。

一方で、容器包装の回収をどのような主体が行うかといふことについては、社会システム全体の有効性とか効率性という観点から、製品ごとの実態を踏まえなければならぬというふうな考えまして、それを踏まえつつ回収を行う者を決めていくということが重要ではないだろうかと思ひます。

従来から、市町村の責任のもとで回収が行われておりますので、新たな回収システムを今つくるということではありませんが、引き続き市町村が回収を実施するということになっていくであろうと思ひますが、いづれにしても、事業者が、自分たちの企業を運営していく場合でも、当然このような社会の要求にこたえていかなければならぬ、その努力を前向きにすることが廃棄物の発生の抑制であるとかリサイクルの促進につながつて

いくものと考えます。

○山本(議)委員 今申し上げましたリサイクルしやすい製品開発と関連をしますが、部品などの再利用の強化の対策の中で、部品の統一化が挙げられているわけであります。この考えをさらに拡大しまして、製品素材でありますとか組成の統一について検討する必要があるのかどうか、この点について幾つか聞いていきたいと思ひます。

特にプラスチック製品やPETボトルにつきましては、ほかの樹脂の混入でありますとか、あるいはシール、PETボトルについているシールでありますとか、あるいはキャップの存在、さらには組成の違いが、分別段階においても大きな負担とロスをもたらしているというのを聞いております。さらに、せっかく今全国で幾つかあります油化プラント、これも、こういった結果十分に機能していないというようなことも聞いております。

業界の協力を前提にすることでありますが、素材の統一化が進めばやはり飛躍的にリサイクル量も増大していくと思ひます。一方で、当然大幅なコスト削減になると思ひられます。

まず、これは、今油化プラント、幾つか全国にあるようですが、この運用をする上で、やはり、今申し上げましたように、素材の統一というのが必要なのかどうか、こういった運用面と絡めてちよつと答えをいただきたいと思ひます。

○細田政務次官 まず、素材の統一の問題についてお答え申し上げますが、PETボトル以外のプラスチックを容器包装リサイクル法の対象に追加して、油化等によりリサイクルを行うことと平成十二年度よりしておるわけでございますが、油化については、異なる種類のプラスチックが混合排出されることは考慮した上で、十分実用にたえ得るものと考えております。

ただ、問題は、私も議員宿舎におりまして、皆さんも単身で議員宿舎に泊まって、自分でゴミを捨てておられる方多いと思ひますけれども、一生懸命分けて捨てる。しかし、どうも、中にはも

う全くむとんちゃくに捨てている人、たくさん見受けられますね。またあるいは、大きな産業廃棄物のようなものも含めまして、金属とか土砂とかそういう異物の混入というものがありますと大変に処理プラントが困るわけでございまして、財団法人の容器包装リサイクル協会では、市町村に対する啓発活動を強化してほしいということで、それをまた実施しているわけでございまして、やはり、このことにかかわっているのは、日本国民のうち一億人ぐらいが少なくとも生活からの廃棄物について認識を十分してもらわなければならない。ちゃんと分けてもらえればプラントは非常に有用に働いているというのは、今技術的な結論でございします。

○山本(議)委員 実は、これは私の地元の話で恐縮でございますが、三年前に厚生省から十八億円ぐらゐ補助金をもらって、まさに鳴り物入りで、立川市のリサイクルセンターというところに油化プラントができたわけなんです。これは操業して二十日後ぐらゐに火災が起きてまして、今もう操業はしてないという状況なんです。その調査書を拝見しても、これは、この火災の原因というのは、異物の除去、排除中に異物のかみ込みが起きた、閉まっているはずのゲートが閉まらなくなつてしまつた、その後かみ込んでいた何か残滓スラッジというのがゲート弁を圧迫して、結局扉が開いて、そこで熱分解油が流出したということが何か火災の原因になつたということですが、要は、最新の装置をもつても、異物の除去がいかに困難を示す一例だと思ひます。

先ほど来、大臣からもエコタウン事業についてお話がありましたが、エコタウン事業によつて、先週も、札幌でどこか油化プラントがオープンしたようでございますが、かなりの金額を使つてやるわけでありまして、やはりこうした技術開発のこれをきちんとやつていくということは当然大切であります。その前段として、意識の問題を先ほど言われましたが、素材の一定程度の統一というのもしちゃんと制度化をしていかないと、やはり

大規模な、立派な、お金を投じた油化装置がその性能を十分發揮できなくなる。その前に火災で使えなくなるというふうなこともあるので、その辺はしっかりと対応策を考えていただきたいと思ひます。

そこで、今、さらにこの問題を続けますが、せめてこれは素材について、部品が統一したわけでありまして、素材についても一定の統一化を打ち出すべきだと私自身思つていますが、部品の統一化をするときは、これは生産者側とかなり話し合つたんだと思ひます。そのときは一体どういう経緯だつたのか。そして、今後素材の統一に向けてどういう方針で、また統一に向けて努力をされるんだつたらそのことも生産者団体とちゃんと現段階で議論をされているのかどうか、その前提について御説明をいただきたいと思ひます。

○細田政務次官 山本委員おっしゃいますように、そのことは大変重要な前提となるわけでございします。現在、素材や部品の統一化のために、日本工業標準調査会環境・リサイクル部会というところにおきまして、今後のリデュース、リユース、リサイクルに関する標準化の進め方について検討を行つております。

また、素材産業と加工組み立て産業の連携等によります素材の種類、グレード、例えばプラスチックの材質、種類のようなものでございしますが、グレード数の低減等を促進するため異業種間の検討を鋭意進めるところでございします。これまで、例えば自動車のバンパーやパネルに使用されるプラスチックを高機能化することに加え、その種類数を、二十数種類これまで使われておりましたものを二種類にしたという事例もございしますし、PETボトルのキャップに金属を用いることをやめようという取り組みがあつたとか、いろいろな例がありますが、それらをむしろJIS化するということも大事なことでないかと考えております。民間事業者におけるいろいろな知恵を出していただ

きまして、あるいは業界団体で知恵を出していただきまして、それらの取り組みを支援してまいりたいと思ひます。

○山本(議)委員 まさにそこだと思ひますよ。業界団体は、別に、何も一切変えたくないと言つてはいるわけではなくて、大変な努力もされて、また知恵も使われている。そういった知恵、技術というものをしっかりと聞いた上で、ぜひこういった素材の統一についても結論を早く出していただきたいと考えております。

次に、自治体の役割について先ほどちよつと触れましたが、今回、事業者の責任が一部拡大したことに伴ひまして、自治体の責任、役割というのは一体どのような影響があるのかというところを聞いていきたいんですが、その前に、先ほど来ちよちよこの話が出ておりますエコタウン事業、これは各自自治体を通産省の助成によつて、先ほどは年間十五億円というお話もありましたが、助成事業であります。これは大体どういう成果が上がつていると考へられているのか。どうも、しゃせんは一種の箱物行政じゃないかというような批判も一部あるように聞いておりますが、その辺どう考へられておりますでしょうか。

○細田政務次官 エコタウン事業は、地域の独自性を踏まえた、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進を通じた環境調和型の町づくりを行うというものであります。本事業は、県などの地方自治体が、地域企業や地域住民とともに、その地域の特徴に応じた環境調和型の町づくり基本構想を作成し、その構想を国がエコタウン構想として承認して取り組みを支援するというものになつております。

平成九年度に創設して以来、平成十一年度までに九地域のエコタウン構想を承認し、その中核となるPETボトルリサイクル施設、家電製品リサイクル施設、廃プラスチック油化施設、エコセメント製造施設など、合計十五のリサイクル施設整備に対し補助を行っているところでございします。これらの地域におきましては、地域住民、地方

自治体、地域企業が一体となつて環境・リサイクル社会の形成へ取り組むことによりまして、先進的な環境調和型の町づくりが行われているというふうに理解しております。

ただ、委員おっしゃいますように、通産省は余り、公共事業官庁と違いまして、膨大な予算があつてそれを各市町村に分配しながらやつてもうという役所じやございませんので、競争があるとは思ひますけれども、その中で一番先導的な例を抽出して、じや、あなたやつてください、そしてそれをほかのところも見、あるいは関係事業者もこれでいいものができたということで、あとは市場原理で広げていく。こういうことの、まず第一歩のインセンティブを与えるという意味でございますので、数が少ないじやないかという御指摘もあるかもしれませんが、より先導的なものを選ぶという作業を専門家をお願いしてやっていることを御理解いただきたいと思います。

○山本(護)委員 時間も限られてきましたので、自治体の役割についてというところでさらに御質問をさせていただきます。

四月十八日の本会議で、この後に質問をされます小林守議員の循環型社会形成推進基本法に対する質疑で、清水環境庁長官はこう答えられております。結局、小林議員からの拡大生産者責任の一般原則が確立したのかどうかという質問に対して、環境庁長官は、生産者の責務や国の施策として、特定の物質を対象とするのではなくて、一般的な規定として拡大生産者責任の考え方を規定しており、このことにより拡大生産者責任の一般原則が確立できる、こう答弁をしておられるわけがあります。

一般原則の確立に伴つてどのような施策の転換が生じるのか。特に、これまで回収から最終処理まで責任主体となつてきた自治体の役割と負担はどう変わるのか。この辺について御説明をいただきたいと思います。

○深谷國務大臣 通産省といたしましては、これまで再生資源利用促進法、容器包装リサイクル法、

家電リサイクル法といったような、そういうリサイクルの推進を進めてきたわけであります。

これらの法律に盛り込まれた措置については、循環型社会形成推進基本法案の中では拡大生産者責任を打ち出しているとして、その基本的な考え方は、一つは、事業者がリサイクルしやすい製品設計や材料選択などを行う、もう一つは、事業者が国、地方公共団体、消費者と適切に役割分担をする、そして製品や業種の特性を踏まえた回収リサイクルシステムを構築していくという考え方と同じ歩調にあると私は思っています。

今度のリサイクル法の改正で、パソコンなどの特定の製品の製造者にも回収、リサイクルを義務づけるといったような、さらに品目を拡大してまいります。

この考え方に基づいて、ただいま申しましたように、地方自治体、地方公共団体というのはその役割をきちんと果たしていただいで、つまり、このリサイクルシステムの中の地方自治体の役割というものを明確にさせていくことが必要だと思います。

○山本委員 ドイツのDSD方式なども参考にしながら、ぜひその辺はきちんと明確化し、また、何が何でも自治体がやるんだという、これまでの法律にこだわらない柔軟な姿勢でお願いをしたいと思います。

最後に、やはり四月十八日の本会議で環境庁長官は、廃棄物及びリサイクル行政の一元化、これに向けて強い意思を表明されたとは私は思います。そこで、環境省の発足に合わせ、この環境省がリサイクルの問題、循環型社会をつくるために総合的、一体的に監督をする、所管をする省庁となるのか、その辺について伺いたいと思います。

○深谷国務大臣 廃棄物の発生抑制対策、部品等の再使用対策及び原材料としての再利用対策を講じることは環境の保全に資するということは、もう当然のことでございます。本法律案では、主務大臣が判断基準を制定するに際しては環境大臣に協議するということになっております。同時に、

環境大臣は本法律の運用において環境の保全という観点から積極的な役割を果たすということになつてまいります。

他方で、資源の有効利用対策を推進していくには、対象となる製品あるいは業種ごとに、生産流通、消費、それぞれ、あるいは回収、リサイクルの実態といったようないろいろなものがあるわけでありますから、その技術的、経済的な対応の可能性があるを十分に検討して、やはり効果的な、そして効率的な措置を講じていくということが大変大事になってまいります。そのために、対象になるものが事業所管官庁でございますので、その果たす役割というのとは極めて重く、判断基準の作成の主たる責任は事業所管大臣ということになってまいりますので、そういうような分担、位置づけというのがこれからなされていくと思います。

○山本(調)委員 終わります。

○中山委員長 小林守君。

○小林(守)委員 民主党の小林守でございます。久々に商工委員会に戻ってまいりまして質疑の機

会を与えていただきましたことを、まず感謝申し上げます。

私もかつて商工委員会に所属をし、そして、現在には環境委員会の方で働かせていただいているわ

けですけれども、今日、循環型社会をつくらなければならぬ、こういう国民共通の課題の中で、

今国会でも循環型社会形成基本法案が提案され、
そして、関連の個別法では、既存の廃棄物処理法

の改正とかりサイクル法、再生資源利用促進法の改正とか、さらには、新法でありますけれども、

建設廃材のリサイクル法、さらには食品廃棄物、そして、議員立法になるであろうと思いますが、

グリーン調達法というんですか、グリーン購入法などについても、現在取り組みを進められている

とあります。

そういう点で、まず、循環型社会というものは

どういふ社会なのか。今日まで既に何度も触れておられますけれども、経済成長、発展を進めてき

た日本の特に高度経済成長は、大量生産、大量消費、大量廃棄の一方通行型の、ワンウェイ型の経済成長を図ってきたわけがあります。そのことによって、資源を大量に投入する、そして環境負荷を伴う廃棄物を大量に環境の中に放出する、こういうことを、コスト負担をせずに、動脈経済の部分を強力に肥大化させてきたと言っていると思うのです。

今日 私たちの社会経済活動に対して、資源上の制約、さらには環境上の制約が明らかになってきた、このままではそのこと自身が経済の発展にとつても足かせになる、こういう視点からリサイクル法の改正ということも提案をされておるわけであります。

実は、経済の発展、それから環境保全、このテーマについては、成長経済を主軸とした時代では対立の概念であつたとよく言われますけれども、少なくともそのような対立の概念として考えていく時代はもう終わつた。九二年のブラジルのリオにおける地球サミットが行われたときに、持続可能な開発という概念が世界の共通課題、テーマとして掲げられてきているわけでありまして、私たちは持続可能な社会を二十一世紀に向かつてどうつづけていくかというようなことも言われているわけであります。

そこで、循環型社会というのはイコール持続可能な社会とは言えないのではないかなと私は常々考えているわけでありますけれども、要は大量生産、大量廃棄、大量リサイクルの社会をつくってしまったのはだめなのだよということ、循環型社会をつくっていくという中で注意しなければならぬのは大量リサイクル社会をつくることではなないのだということを確認しながら、新しい持続可能な経済社会をつくっていくかなければならぬだろう、このように考えているわけなのですけれども。

そこで、まず大臣の方に、経済発展と環境保全という価値概念について、どのような関係にあるべきであるというようにについてお聞きをし

たいと思います。

○深谷国務大臣 現在までの日本の経済社会の動きを考えると、今小林委員が指摘されたように、大量生産、大量消費、大量廃棄というものの繰り返しでありました。このままでやってまいりますと最終処分場の逼迫というものはもう目に見えているわけでございます。

さらに、鉱物資源その他やがて枯渇してしまうだろう、しかも、環境問題を考えてもこのままの状態は看過することはもう絶対にできない、そういう状況に至ったというふうに思います。そのために、廃棄物の発生を抑制するとか、部品等を再使用するとか、原材料としての再使用などが積極的に行われるような、これを称して循環型社会と考えているわけでございます。

ただ、私も、先ほどもちょっと申し上げたのでありますが、こういうような循環型社会を構築する中で事業者のこれからの物の考え方というものは、そういうニーズに応じたものをつくり出していく、あるいはつくり出すための作業というものをいかに考えていくか等々、いろいろな形がございます。製品をつくり出す場合には、製品を長期間使えるようなことを考えていくとか、再利用が可能となる部品をそもそもつくっていくとか、あるいは新しい生産システムを整備していくといったような、そういうことを考えていかなければなりませんから、これは逆に言うと、新たな投資とか新たな雇用を生み出す可能性も持っているわけでございます。

だから、旧来型の過激な右肩上がりを志向するわけではありませんが、二十一世紀に持続的に成長していくという穏やかな流れの中でこのような循環型社会が構築されていくとするならば、ただいま申し上げたような新しい産業、新しい雇用、そういうものも生まれてまいるわけでありますから、右肩下りの経済の流れになっていくということとは全く違うというふうに私は思っております。そういう意味では、経済と環境の持続的な発展がそれぞれの努力によって図られていくものだ

というふうに考えます。

○小林(守)委員 お考えについては基本的に同感でございますし、私もそのように考えているところであります。

ただ、先ほども申しましたとおり、リサイクル社会というのは、資源を多量に、現状維持ぐらいに投入しても、システムが、リサイクルの仕組みがちゃんとできれば可能な社会なのだろうと思うのです。理論的には、ということになると、GDPは物すごく膨れ上がるのです。リサイクル社会というのは、しかし、資源の投入量がかわらなければ、そういう状態になっていくわけなのです。

ただ問題は、そうなった場合に、いわゆる資源の枯渇上の制約がどうなるのかという問題、さらには、地球上の資源という人類共有の財産というか、将来世代が今日レベルの生活をする権利を我々は今とほとんど使ってしまったというふうな言っていると思うのですけれども、将来世代の生存の資源をやはり現世代だけがどんどん浪費していくということには許されません。

ですから、地球のあらゆる国々の人々と、それから将来世代の人々に対する私たちの今の責任、そういう視点から考えるならば、大量リサイクル社会であっても大量の資源投入の社会ではやはりまずいのではないかと、このように考えるわけですね。それが、よく言われているように、循環型社会というのは大量リサイクル社会をつくることではないのだ、その辺について、大臣、もう一度触れていただきたいと思っております。

○深谷国務大臣 私は、小林委員のおっしゃるとおりだというふうに思っています。

今まで急成長を遂げてきた、結果的に、大量生産、大量消費、大量廃棄となってきた。しかし、これが急激な成長でなくとも、人類はやがて廃棄物の処理には困るであらうし、それから、鉱物資源、その他資源、もろもろの消費について、やがては枯渇していく可能性を持っておりますし、また、環境の問題についても常時考えてい

かなければならないわけで、私は、ある意味では、二十一世紀を迎えようとしている今日の地球規模の課題が循環型社会だというふうに考えているわけであります。

ドイツでもかなり積極的に行っているわけですが、我々も、このたびは、従来のリサイクル法の成果を踏まえ、これを改良し、リデュースやリユースの面にまで広がっていくこと、そして、今ある資源を大事に使っていくこと、さらには、環境の整備を行っていくこと、さらには、それからまた、そういうことを工夫することで新たな産業を生み出していくというふうな、そういうことなどを考えながら、次の世代にもつなげていくような地球、つなげていくような日本を今つくっていくということではないかと考えます。

○小林(守)委員 それではもう一つ、別の言葉で言うならば、環境と経済の統合というふうなことがよく言われます。同じことを言っているのだというふうに思いますが、エコロジーとエコノミーの統合というか、そういうふうなことになるかと思っております。そういう基本的な考え方によって、それは循環型の人間の社会経済活動に伴う物質循環の社会をどうつくり上げていくかというのが今回の法改正の大きなねらいなのだろうと思うのです。

それで、具体的に人間の社会活動に伴う物質循環といえ、廃棄物・リサイクルの問題なのだということになります。その廃棄物・リサイクルの資源循環については、一体的なものとして、一元的なものとしてとらえていく、体系的なものでなければならぬ、こういうふうな言われるわけですね。私も、かつて商工委員会でいろいろと経済の勉強をさせていただきまして、今は環境保全という立場で経済活動についての見方を勉強させていただいております。基本的には、やはり商工委員会と環境委員会というのは、廃棄物・リサイクルの問題では、厚生委員会も含めて、リサイクル法とそれから廃掃法は一体のものとして運営されなければならないし、運用されなければならない

らないのではないかと、このように考えておるわけであります。

〔委員長退席、小林(興)委員長代理着席〕
省庁の問題がありますから、現実の問題として、資源とごみという問題が一つの不法投棄の実態でありながら、資源を今ストックしているのだというふうな隠れみのまたは言い逃れによって、環境への悪影響、不適正管理を行っている、こんな実態も現実にあるわけですから、資源とごみというものをやはり一体のものとして、いや、新しい概念の中では、今度の環境基本法の中では、循環資源というふうな考え方が導入されました。そんなことも既に説明を受けているわけなんですけれども、それでは、今までの廃棄物とかそれから再生資源とか循環資源というのはいくつか関係になつてくるのか、どうも幾ら説明を聞いてもなかなかよくわからないというのが私の能力であります。

とにかく、循環型基本法とリサイクル法上の再生資源、廃棄物処理法上の廃棄物、これらがどうも一体のものとして整理されていないのではないかと。非常に混乱があるのではないかと。また、その混乱に乗じて、それを隠れみのにしてうまく不法投棄などが行われてしまう、不適正管理が行われている、こういうことが現実の生活の周辺に起こっているわけですね。それらについて、やはり法の一体的な整理というものが必要ではないか、このように私は私は考えて、今国会では間に合いませんけれども、廃棄物処理法と再生資源利用促進法を統合したものとして、やはり環境基本法のもとに置かれる廃棄物・リサイクル関連法というものが必要ではないかと、このように考えているわけですね。

そこで、我が党の考え方ではなくて、政府法案である循環型社会形成基本法と再生資源利用促進法で言う、ごみとか資源にかかわる概念の問題について説明を受けたというふうに思います。

実は、法案のいろいろな説明の中でヒアリング

を受けてまいりまして、大体こんなことなんじゃないかというふうな、ボンチ絵みたいなものを皆さんのお手元にもお配りをさせていただきます。

これを見て、何かよくわからないんですけども、大体考え方としては、再生資源利用促進法の再生資源、それから廃棄物処理法上の廃棄物、それから、今度、循環資源という言葉が出てきたり廃棄物等という言葉が出てきております。それらの包摂関係というんでしょうか、どういう関係にあるか、どういう包みぐあいというんですか、概念が重なっているのか、それらについてまず御説明をちょうだいしたいというふうに思います。

きょうは、そういう点で環境庁の方からも、廃棄物等とか循環資源とかについて説明が必要にならばしてもらえように、局長さんに来ていただいております。そんなことで、きょうは商工委員会の方です。担当の局長さんの方から御説明いただきたい、このように思います。

○中島政府参考人 お答えを申し上げます。

せっかくお配りいただきました絵でございますから、これに即して御説明を申し上げたいと思っておりますが、先生のお話の中にございましたように、再生資源利用促進法改正法案では、使用済み物品や副産物のうちの有用なものであって、原材料や部品、つまり物質としてもう一度再利用できるものを再生資源あるいは再生部品というふうに定義をしていくわけでございます。この絵で申しますと、この黒い太い線の楕円形の、卵形の中に入っているわけでございます。下の方に、部品等の再利用、原材料としての再利用ができる部分、こういうことでございます。

一方、循環型社会形成推進基本法案の中では、廃棄物等のうち有用なものを循環資源というふうに定義がされておまして、これは私ども、再生資源、再生部品とは同義というふうに考えてございまして、より正確に御説明を申し上げますと、下の方に整理していただいております廃棄物等というの、まず廃棄物、それから使用済み物品、副産物、全部含んだ概念であります。循環資源

はその中で有用なものであるというふうに下に書いてございます。

循環資源と、その再生資源利用促進法改正法案の対象になる再生資源、再生部品とわずかに異なる部分は、この黒い実線のところから右の方へ細い点線ではみ出している部分がございまして、これは下の方に熱的な利用を、熱を回収するというところで書いていただいているものでございまして、再生資源利用促進法改正法案の中では物質としての循環ということを考えてございまして、熱またはエネルギーとしての回収というのは、通産省の世界で申し上げますと、石油代替エネルギーの利用の推進に関する法律とかそういった世界で進めておりますので、この中では扱ってございせん。

ただ、循環型社会形成推進基本法案は、これは先生御承知の内容でございますが、まずは先生の抑制をした後、そのままたの再生利用をする、あるいは物質に戻しての再生利用をする、ここまでは再生資源利用促進法改正法案の中身になるわけですが、その後、さらに熱回収をして、どうしても最後に残ったものだけは適正処分しようじゃないか、こういう優先順位が法案の中で書かれてございます。

もう一回整理させていただきますと、循環型社会形成推進基本法案では、この実線の部分、黒い太枠の部分と、それから廃棄物と言われている部分とまとめたものを廃棄物等として扱い、それができる限り循環していくという骨組みになってございます。

それから、先生御指摘ありました、本法律案に規定をしております再生資源、再生部品であつても、実は廃棄物処理法に規定する廃棄物であつても、それを例えば有価物、すなわち廃棄物でないかのごとく装っているというものがあつてはならないではないかという御議論でございますが、そうしたものににつきましては、この下のところで整理をしていただいております有償、逆有償のところでも明らかに廃棄物であるというものは客観的に決ま

るわけでございますので、そうしたものは、たとえサイクルあるいはリユースをすべき、私どもの対象とする、再生資源利用促進法改正法案の対象であつても、廃棄物としての扱いも受ける。ちよつとややこしいございませうけれども、その部分のものについては二面性がある。廃棄物としての性質と、もう一つはもう一回循環利用すべきものであるというものの性質と二つありますので、二つの法律の適用を受けるということで考えてござい

ます。

○小林(守)委員 説明を得て、この絵を見ながらいろいろと頭を整理してきたわけですが、ひとつそのボンチ絵に絡んでお聞きしたいんですが、今後の方向として、この実線の部分の再生資源、再生部品という丸がありますね、楕円形があります。それに重なるような形で、廃棄物処理法にかかわる廃棄物という点線の枠がありますね。この方向としては、将来の循環型社会をつくっていくという、持続可能な社会をつくっていくという視点から考えると、この二つの、実線の楕円と点線の楕円はどういう方向に動いていくべきなんでしょうか。そこをちよつとお聞きしたいなというふうに思います。

○中島政府参考人 非常に多数の品目あるいは業種がございまして、一概には申し上げられませんが、

一概に申し上げるのは大変難しいでございますけれども、循環資源というふうに定められたものについては、循環資源は廃棄物等ということとは同義だということに考えておるわけでございまして、有価物、無価物にかかわらず、資源と廃棄物の網はかかるのですよ、資源であつても、有価だ、無価だにかかわらず、廃棄物の網はかかっていますという事です。

○小林(守)委員 わかりました。

実線と重ならない部分ができるだけ少なくなっていく方向をつくっていくかなきゃならないのかな、このように考えている一人でもあります。楕円形そのものをいたずらに大きくしていくということではないんだらう、このように考えております。

もう一つ、ぜひ確認しておきたいというふうに思いますのは、再生資源、再生部品、これは再生資源化しなければだめでございませうね、再生資源ですから。再利用ではなくて再使用に使われるものですから、再生資源とか再生部品を取り出すという工程は、廃棄物も含まれている。ですから、再生資源とか再生部品をつくり出してくる過程は、廃棄物も含まれているのだというふうに考えていいかどうか。そして、その過程までは廃棄物処理法の規制がかかりますよという理解でいいかどうかを確認しておきたいと思ひます。

○中島政府参考人 先生が御指摘のとおりでございます。この再生資源化の対象となります使用済みの製品が廃棄物処理法で言います廃棄物である場合には、御指摘のように、再生資源化の工程以前はもとより、その当該の使用済み製品から有用な資源や部品を取り出す行為そのものも廃棄物の処理に当たるというふうに考えてございまして、したがって、その場合、廃棄物処理法に規定する規制が適用されるものと考えてございまして。

○小林(守)委員 一定程度、廃棄物処理法とリサイクル法との重なる部分、再生資源といわゆる廃棄物というものの概念の整理は少しできたのかなというふうに思ひます。

ですから、有価物、無価物にかかわらず、資源と廃棄物の網はかかるのですよ、資源であつても、有価だ、無価だにかかわらず、廃棄物の網はかかっていますという事です。

○中島政府参考人 今、有価、無価とおっしゃいましたのは、先ほど先生のお示しになりました絵でございます。有価の物は廃棄物処理法の対象ではない、逆有償の部分が廃棄物処理法の対象でございます。こういうことでございまして。

ですから、この場合、例えば廃自動車あるいは

廃テレビがあつたとして、それ自体は逆有償の世界にございますから廃棄物処理法の対象になります。例えばその中から有用な部品を取り出しますと、これは多分有償で売れるということになりますけれども、この場合、先ほど御説明申し上げましたのは、その取り出す行為は廃棄物の処理という行為に当たるといふこととございまして、それは廃棄物処理法の規制を受けます、そういう御説明でございます。

○小林(守)委員 廃自動車の話が出ましたので、もう一度理屈を整理する意味で、例えば廃タイヤの野積みの問題があります。事業者は、これは有償なんだ、有価物なんだ、資源なんだという形で野積みをしている。しかし、いつ売れるのかわからぬ、何十万本も重なってしまっている。たまたま落雷があつたのか、犯罪的に放火があつたのか、自然発火があつたのかわかりません。何だかわからないのです。あれは自然に発火するんだという話もあるのですが、犯罪的な行為があつたのではないかという言われましますけれども、廃タイヤの火災の問題、そんなことが大変な問題になつてきているわけなんです。しかし、廃タイヤの野積みそのものは、所有者が、有価物だ、これは買つてきたんだ、そういうふうな主張に強くなっている、そして再生資源に使うんだという野積みをしている場合に、これは廃掃法の適用は受けないのですかというのをもう一回確認したいと思います。

○中島政府参考人 事業活動を実施する場合には、環境保全の観点から、悪臭防止法、水質汚濁防止法等の環境の保護に関する法律の定めるところによりまして、悪臭、排水などの規制がされることとなつておりますが、仮に有価物と称するものでありましても、このような規制は適用されるものでございます。

また、今御指摘のございました、有価物と称しながら実態的には廃棄物でありますという場合には、本来、廃棄物処理法に基づいた適正な処理が求められるものである、そういう御説明を申し上げて

でございます。

廃タイヤに即して申し上げれば、これはほとんどの場合、廃棄物に該当するということでございします。このために、産業廃棄物処理事業者または適正な処理を行うことが可能と厚生大臣が指定した事業者、そういうものがございしますが、そうした事業者が回収またはリサイクルを行うこととなります。このいずれの場合でも廃棄物処理法の規定が適用されますので、今御指摘のような生活環境の破壊とかそういったことがないように、生活環境の保全が図られるという仕組みになつてございます。

○小林(守)委員 そこまではわかりました。

ただ、問題は、今回改正の中で、例えば二十七条にかかわる部分で、指定再資源化製品というものにパソコンなどを指定しようというようになるとが考えられておるようでございますが、その際に、なぜ廃タイヤなどについて指定再資源化製品に指定ができないのか、廃自動車はなぜそのものに入らないのか。それについて、この法案にかかわつて、指定再資源化製品の指定には入っていないのはなぜか、ちよつとお聞きしたいというふうに思います。

○中島政府参考人 二十七条は事業者による自主回収、リサイクルといった定めでございますが、これにどのようなものを、どのような業種、品種を指定していくかということにつきましては、政令で定める事項ということで、これから法案の成立をしていただいた後検討してまいることになります。

なお、廃自動車につきましては既に廃棄物処理法の中では対象となつてございますので、その中の規律はされております。

また、これは自動車の例で申し上げますと、廃棄物としての処理というのと離れまして、リサイクルあるいはリユースという観点で申し上げますれば、現在既に、リサイクルあるいはリユースの長い歴史が廃自動車の場合ございまして、そういった現実を踏まえながら、関係の事業者あるいは関

係の自治体、関係省庁と連絡をとりながら、いい仕組みをつくつていきたいというふうに考えております。

○小林(守)委員 廃自動車とか廃タイヤについては、廃掃法の適用を受けるといふことですね。野積みされていて、例えば環境保全上、タイヤには、水がたまつてボウフラがわいて蚊が出たり、間違つて火がついてしまつたというようなことだつてあるわけですね。それから、廃自動車が一定の、三段ぐらいか四段ぐらいに重ねられて、沿道に、空き地みたいなところに積んである。もうさびて、とてもこれはスチールとして再生資源化できるかどうかよくわかりませんが、酸化鉄が水とともにどんどん土壌にしみ込んでいくというようなことが考えられますね。もう数年置いてある。これに對して、廃棄物処理法上の規制という撤去命令は出せるのですか。

○中島政府参考人 廃棄物に該当する場合には出せるというふうに聞いております。

○小林(守)委員 現実に、撤去しないというのをやっていますね。栃木県でそういう例がありました。火災が起つたところに対して、これはもう大変だということで早期に措置をした。しかし、業者がこれは資源だということ言い張つてなかなか撤去しなかつたのだけれども、排出事業者責任を、その業者に頼んだガソリンスタンドとかタイヤショップの方々が、うちからあそこへは廃タイヤが行つていくということで、モラルの問題にもなつてくるのではないかと、それぞれ金を出し合つて片づけようではないかという形で、自主撤去が始まりました。だけれども、なかなか進んでいません。そんな状態なんです。

火災が起つたから大変だという動きがあつただけであつて、野積みタイヤ、野積み廃自動車について、どこでも、撤去しないとかなんかという指導はないのではないのでしょうか。

○細田政務次官 例えば、廃タイヤのリサイクルの率を見ますと、平成十年度で八七%というふうに、大宗はちゃんとやっています。自動車につ

いても大宗はやっている。

しかし、小林委員のお地元でもそうでしょうか、我々の地元、特に地方、過疎の山の中などにどんどんそういうものを積み上げるような不心得者もあるわけですね。おっしゃいましたように、なかなかこれは有用なものである、必ずこれを再資源化するんだというようなことをその特定業者が言つたりするものですか、あるいは、場合によってはそれが捨てたのかわからないような部分もありまふので、行政がなかなか困つて、これまでおかれておる面があると思ひますけれども、この問題は社会的問題でございしますので、やはり関係省庁とよく相談しながらより厳しく対応していかなきゃならない現実にあると思ひております。

○小林(守)委員 総括政務次官の方から前向きな姿勢の御発言がございまして、法律のはざまみたいなところの問題なんだと思ひますね。お互いに法律の解釈があつて、また何か行政裁判に持ち込まれても困るとかいろいろあつて、自治体も思つた対応がとれないというような現実なんです。やはり今回、指定再資源化製品などという引き取り回収義務を課す、そういうものが制度化されてくるわけありますから、むしろそういう中に入れていく。

例えば、ではほかにパソコンの問題などについては、家電リサイクル法に入れてもいいのかなというふうに思ふのですけれども、家電製品であると同時にオフィス機器でもありますけれども、例えば、指定再資源化製品の中にパソコンを入れるんだつたらば、そのほかの、複写機とか携帯電話とか、そういうものもだつてしつかりと入れれば、どんどんリサイクルの輪が広がるというのか、対象が広がっていくんじゃないかというのを考えられるわけでありまふ。現実の社会問題としては、廃タイヤ、廃自動車の不適正管理というんでは、うか、環境配慮の観点から、やはり一定の措置命令がかけられるようなものを制度的に、ぜひ運用も含めて対応していただきたい、このように期待したいと思います。

それでは続きまして、今回の法律で、基本法で三Rの原則というようなことが明確に法律に規定されました。三Rの原則については、先ほどの議論の中でも、リデュース、リユース、リサイクルというような言葉がしつこく出ておりますから、この再生資源利用促進法の中でも、三つの優先順位を含めた三Rの原則については十分議論をされ、また法の解釈の上で位置づけられているんであるう、私はこのように思っているわけですが、再生資源利用促進法の中で三Rの原則はどのような優先順位に位置づけられているのか、基本法だけでその趣旨を体しただけの対応なのか、ちょっと読めません。この法律を読むとちよつと読み切れないのですが、それについてお聞かせいただきたいと思ひます。

○細田政務次官 この法案に基づきまして、委員おつしやいました優先順位というのは、原則として、第一にリデュース、第二にリユース、第三にリサイクルとの優先順位が定められておるわけでございます。再生資源利用促進法の改正法案は、循環型社会形成推進基本法案による廃棄物・リサイクル対策の枠組みのもとに位置づけられるものであり、本基本法案に示された基本原則によって運用されるべきものと考えております。

具体的な運用に当たりましては、技術的、経済的可能性とか、環境負荷の低減効果を考慮いたしまして、個別の製品等の特性を踏まえつつ、リデュース、リユース、リサイクルの対象となる製品や対策の内容等を決めてまいりたいと思ひます。

○小林(守)委員 新しくリデュース、それからリユースの概念と政策が導入されました。それからリサイクルについては従来からありましたけれども、さらに政策を強化するというような中身だろうというふうに思ひます。

今ずっと読まれちゃったのでよくわからないのですが、有害性のある物質、例えば有害物質を含んだ製品などもありますね。実際に、テレビの中でもブラウン管とか、それから車でいえばバッテリーとか、いろいろ有害物質というかそう

いうものを使わざるを得ない製品だつてあるわけですね。そういう三Rの原則というのは、一般の製品のリサイクルを、再資源化を容易にさせていく。そして、環境負荷を少なくするというような趣旨で、三Rの原則を、川上から川下にきちつと流していく、そして川下から川上にまた戻っていくような、循環の輪のよみない流れをつくるための優先順位として、まずリデュースから始まる順序が決められたんだと思ひますが、これは有害物質を問題にしたものではなくて、一般の製品、一般の資材を利用したものなんだろうというふうに思ひます。

しかし、有害物質はほとんどリサイクルされていいのかわからない問題が残ってくるのです。特に、これは今回の法律においてはどこにも出てこないのではないかな、このように思ひますし、基本法でもこれは触れていないのです。そういうことなので、しかし、有害物質に対するリサイクル、循環型利用というのはどうなんだということ整理しておく必要があるんじゃないかと思ひます。よしね。ほとんどリサイクルして、ほとんど循環したならば大変なことになつちゃうんですね。

ですから、有害物質についての循環ということ、は、一般のリサイクルの三Rの原則は適用できない原則をやはり持つていかなくならぬのだらう、このように思ひますが、これは環境庁でも結構ですし、通産省の方でも結構ですが、お答えいただきたいと思ひます。

○中島政府参考人 ただいま細田総括政務次官がお答えになりましたのは、リサイクルあるいはリユース、リデュース、これの優先順位のお話でございますが、先生がお話しになりました有害物質、つまり環境に負荷を与える物質につきましては、これは、循環型経済社会あるいはその産業といったものとは別に、まず第一の原則としてそういうものは環境に出していかないということ、この優先順位の外で、基本的な原則としてそう考えて、そういうものは環境に出していかない。例えば、今テレビの例をおつしやいましたけれども、水銀

あるいは有害金属も使われてございます。そういったものは環境に出していかないということ、まず第一の前提とした上で、現在のリデュース、リユース、リサイクル、そういった優先順位が定められている、そういうことでございまして。

○遠藤政府参考人 お答え申し上げます。先生、循環型社会形成基本法案の中に有害物質についての言及がないというコメントがございましたので、ちよつと補足説明させていただきます。循環型社会形成推進基本法案の二十条におきまして、事業者がみずから評価を行いまして、まず発生抑制、そして各種工夫によりまして循環的な利用、そして処分という順位を定めておりますけれども、その評価事項の一つといたしまして、二十条の四号でございまして、有害物質に関する評価をきちんとしていくという規定を置いております。かつまた、二十一条におきまして、環境保全上の支障の防止という事項を置きまして、有害物質問題についてきちんとしていくという形になっております。

○小林(守)委員 わかりました。ちよつと不勉強なところがあったように思ひますが、普通のリサイクルの三Rの原則は適用してはまずい物質、材質もあるんだということをぜひとらえた形で進めていただきたい、このように思ひます。

そこで、有害性のある物質という中で、私は、通産行政に特にかかわつて、環境行政の方から強く要請をしてまいりました問題として、特定フロンの回収、破壊の義務化、これについて、きょう通告はしておりますけれども、フロンというのはオゾン層を破壊する有害性の物質だったということが明らかになって、これは製造禁止、そして排出はいたしませんよという国際的な約束ができています。しかし、これは自主的に行われている。自主的にというか、自主的な努力義務ですから、実態的にはほとんど野放しで放出されてしまつていくという現実です。

フロンというのは、特定フロンはオゾン層を破壊する、なおかつ温暖化の物質なんです、それ

にかわる、オゾン層を破壊しない代替フロンというものが開発されて、それが使われるようになった。しかし、この代替フロンという、HFCなど、これは大変な温暖化物質だということが明らかになつて、京都議定書の中では、温暖化対象の排出ガスという指定がなされたわけなんです。有害性の物質を外に出しちゃいけませんという基本原則、そういう視点に立つならば、私は、商工行政の中で、これは環境行政と共管の問題だと思ひますけれども、業界が絡んできまして、通産省の方なり商工委員会の御協力がないと、何ともこれは進まない法案です。自民党の中でも、この問題について議員の皆さん方が、頑張つてくろくろくじゃないかという動きもありますが、なかなかこれも思ひようがない、こんな現実もござい

そこで、特定フロンなり代替フロンについて、私は有害化学物質だと言わざるを得ない。しかし、有用ではある。有用ではあるんですよ。そういう問題について、これは、大臣、政務次官、また局長さんでも結構ですから、通告外の質問なんですけれども、ちよつとだいたいと思ひます。

○小林(興)委員 代理退席、委員長着席。○中島政府参考人 御指摘の特定フロンにつきましては、新たな生産あるいは新たな使用はしないということでございますし、代替フロンにつきましては、今先生に御説明いただきましたように、地球温暖化上大変大きな効果を持つてくるガスであるということ、京都議定書の中でも、当初三つのガスに加えて、三種の代替フロンガスが特定されたわけでございまして、これを主として使用しておりますのは、断熱材あるいは熱媒体、一部半導体製造工程などに使っております。したがって、先生今御指摘なされましたように有用な物質でございますし、これに代替するものがなかなか見つからないという困難な点もございまして、これを環境に放出しないということはどうやって進めていつたらいいかというのが今の課題だろうと考えてござい

例えば、家電あるいは自動車のエアコンの中に代替フロンが使われております。現在、家電リサイクル法の施行を来年、あるいは自動車につきましては業界の自主行動計画、ガイドライン、あるいは私どもの産業構造審議会のガイドラインという形でリサイクルを進めているわけでございますが、そうした活動の中で代替フロンにつきましても、現在一〇〇％回収するというめどがついたわけではございませんが、関東地区から始まりまして、ほとんどモデル地区をふやして、全国で代替フロンの回収を進めていくというふうなことで代替フロン回収努力を推進しているところでございます。

○小林(守)委員 フロンの回収の問題についても、長年私も、長年といっても大した年数ではないんですが、ずっと関心を持って見てきています。ところが、やはり、家電のエアコンとか冷蔵庫、これらについての回収率は非常に高くなっています。ところが、自動車のエアコン、カーエアコンなどの回収については、このデータが、まだ業界とそれから通産省の発表の数量が合わない。そして、なおかつ、回収率が上がらない、一二％だと。これはどうするんですかということですね。自主的に業界ではやっていますと言いますが、いつになっても上がってこない。どんどん放出されていって、もうあと十年から二十年間ぐらいオゾン層の破壊はピーク状態を続けると言われています。

そんなことを考えると、やはりこれも何らかの、指定回収物品なり製品に指定をして、回収を義務づける、外に絶対出さない、なおかつ、使いようがないんだつたらば破壊する、そういう新しい取り組みをぜひこれはやはりやっていただきたい。な、このように思っていますし、自民党の議員さんの中でも熱心にそういうことを提言されている方もいらっしゃる。大臣、または政務次官、いかがですか、この問題について。

○細田政務次官 家庭用冷蔵庫などについては、おっしゃる通りに、家電リサイクル法により、来

年から非常にきつちりやれる見通しでございますけれども、さらにやれる見通しでございますが、カーエアコンについては、まだまだ、使用済み自動車のカーエアコン率が二、三割という状況でございます。これが高めていかなきゃなりません。我々としても、七割というふうなことが言われておるわけでございますけれども、これを達成するためには、いろいろの知恵を出していかなきゃいけない。これは、自民党の中でも、政治家が検討委員会を設けておりますし、伺いますと、民主党の中にもそういう動きもあるというふうにも聞いておりますが、我々も大いにこれから知恵を出していかなければならない論点だと考えております。

○小林(守)委員 ぜひ、お互いに知恵を出し合いながら、何とかこれが実現できるように頑張っていきたいなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いしたいなと思います。

それでは、次に移りたいと思いますが、今度の法改正の中で、特定業種とか、それから指定製品について、政令で指定をして、それについての回収とか引き取り義務とか、それから、その減量化とか工程の合理化によって、資源の節約とかそういうものを進めなさいというふうな、いろいろな一定の取り組みが進められることになりました。

気になるのは、一つは、特定業種の中では、第二条八項にある特定再利用業種、これの対象としては、大体自動車とかパソコンとか複写機、それからパチンコ台、こういうものを、そういう業界を特定再利用業種と指定して、再利用をどんどん進めなさいというふうにするわけですね。それからもう一つは、これは法第二条の十二項なんです、指定再資源化製品という形で、ここでも、再資源化をしないやらない製品として、パソコンとか二次電池とかいうようなことが指定されるといふようなことなんですけれども、その条文の中に、「技術的及び経済的に可能」という一定の限定が付されています。この技術的、経済的に可能といふことを緩く解釈すれば、ほとんど、緩くと言っているか、これを厳密に解釈すれば、ほと

んどやらなくていいということになっているんじゃないでしょうか。もともと弾力的に、最大限の可能性を追求するという立場で解釈するんだというのであれば、ほとんど広がつていくというふうな思ふんですが、この限定という運用の方針について、これは極めて重要な、今後のこれからの取り組みの基本になる部分だと思ふんです。これはぜひ大臣にお答えをいただきたい、このように思います。

○深谷国務大臣 本法案では、廃棄物・リサイクル対策を実施する上で、事業者が具体的に取り組むべき内容を個々の製品や業種ごとに事業者の判断の基準として規定する、事業者の努力をそのことと促すということ、その業界全体の水準を引き上げていくこととしているものでございます。だから、この判断の基準に規定する事項については、廃棄物・リサイクルの現状とか技術水準などを踏まえて、事業者が相当の努力を行って初めて可能になるような水準を規定するということを予定しているわけでありまして、つまり、我々としてやるべき方向をきちっと示す、やる方法は事業者が全力を挙げて努力しなさい、こういう考え方だと受けとめていただきたいと思ひます。

○小林(守)委員 それでは、時間も迫ってまいりましたので次に移りたいと思ひますが、もう一度廃掃法と本法との関係について幾つか答弁をいただきたいなというふうに思ひます。

この法律の第一条の目的の中に、「使用済物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている」、こういう状況というのは、それらが無価値の廃棄物であつたからだということではないかと思ひます。これは解釈の違いがちょっとあるかと思ひます。が、そういうふうには私は考えています。

それで、第二条の六項に、再資源化という定義がなされていますが、「再資源化」とは、使用済物品等のうち有用なものの全部又は一部を再生資源又は再生部品として利用することができる状態

にすることであり、これは廃棄物を再資源化する工程を経て再生資源及び再生部品になることをあらわしている。ですから、これは先ほどの答弁の再確認になるかと思ひますが、再資源化の工程までは廃掃法の定義及び適用を受ける、こういうことでよろしいですね。

○中島政府参考人 先ほど御答弁申し上げましたとおり、再資源化の対象になります使用済み製品が廃棄物処理法に規定します廃棄物である場合には、御指摘のように再資源化の工程以前はもとより、当該使用済み製品から有用な資源や部品を取り出す行為そのものも廃棄物の処理に該当するということ、廃棄物処理法に規定する規制が適用されるということでございます。

○小林(守)委員 それでは次に、先ほども触れましたけれども、第二十一条第三項の指定再利用促進製品及び指定副産物、指定副産物は十四条になりますが、この指定再利用促進製品及び指定副産物はこれまで、指定副産物は産業廃棄物、それから指定再利用促進製品等については事業系一廃、パソコンとか複写機とかパチンコ台とかこういうものは事業系一廃と言われてきたわけですね、こういうことから取り出されたものであります。

したがって、これらの事業系一廃については、また産業廃棄物については地方自治体の廃棄物処理の現場実務に深いかわりがあるわけですね。そういう現場実務に支障が出ないように、ぜひ都道府県それから市町村、現場としつかりと緊密な連携を図って対応していただきたいわけなんです。それらについて、通産省並びに環境省では、廃掃法が環境省の所管になりますので、環境庁の方からも御答弁いただきたいと思ひます。

○中島政府参考人 今御指摘の指定再利用促進製品あるいは指定副産物の指定またはその対策をどうとっていくかという点につきましては、御指摘のように自治体、地方公共団体に支障が出ないように、また廃棄物処理を通じてリサイクルの分野に知見を有している地方公共団体の専門家の方々を加えて議論をしていき、またその他のさまざま

な方々の意見も踏まえて指定をしてまいりたいと考えてございます。

○遠藤政府参考人 先生御指摘の物品につきましては、いずれにしても今回の基本法の循環資源に該当するということになりますので、国、地方公共団体、さらに事業者等々の役割分担もきちんと踏まえ、かつ連携もきちんとやっていくような形で体制をとるよう今後いろいろ検討してまいりたいと思います。

○小林(守)委員 それでは、もう一つ。

二十七条の第二項にかかわるんですが、使用済指定再資源化製品、非常に回りにくい言葉なんです、使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定」というような項目があります。これについて、この二十七条の第二項にかかわる事業者の認定申請、これには主務大臣というふうな言葉がありますが、この主務大臣はどういう大臣になるでしょうか。

○中島政府参考人 今御指摘の、事業者が主務大臣の認定に必要な書類を提出することとなっておりますわけですが、その書類の提出先は、主務大臣でございます環境大臣及び事業所管大臣、これは通産大臣等でございますけれども、となっております。

○小林(守)委員 環境大臣も入るんでしょうか。

○中島政府参考人 今御答弁申し上げましたように、環境大臣も入っております。

○小林(守)委員 ですから、あわせて環境大臣にも出すということになりますか。

○中島政府参考人 もう一度お答え申し上げますと、環境大臣及び事業所管大臣、これが通産大臣等でございますけれども、両方に出す、こういうことでございます。

○小林(守)委員 時間が参りましたので、終わります。

実は、今度の再生資源利用促進法の環境大臣と主務大臣との関係ですと私も調べさせていただきまして、随分環境大臣が共管をしたりまたは緊密な連携をとりなさいというような条文があった

り、環境大臣に協議というふうなこともあります。法文の中にも環境行政がリサイクル行政の中に相当協議の対象に入ってきた、このように思っていますが、実は四十条をちょっと読みたいと思うんです。

「主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、環境大臣に対し、廃棄物の処理に関し、再生資源又は再生部品の利用の促進について必要な協力を求めることができる」というふうなこの読み方。どういふ趣旨で入ったのかわかりませんが、環境大臣について主務大臣はその協力を求めることができるというふうな条文が入っていますが、この四十条というのを見方によるとまた補充するような意味で使われるのかなというふうに思うんですが、これについて、法案の趣旨を、どういう背景があつてこういうのが入ったのかということをおよと説明していただけますか。そして終わります。

○中島政府参考人 これは、改正前から入つてございます「廃棄物の処理」というところから、環境省になりますと環境大臣ということになるわけでございますけれども、先ほどから御説明申し上げております、廃棄物処理法とそれから私どもの再生資源利用促進法の改正法案というものは物事の裏表でございますので、両方から緊密な連携をとらなければ円滑な循環型社会の形成をしていけないという趣旨で従来から入っているものでございます。

○小林(守)委員 では、委員長、終わります。

○中山委員長 吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。私は、資源利用の上での基本となる考え方とこのから伺つていきたいと思つています。

これは家電リサイクル法の際にも質問をいたしました。ドイツ循環経済法におけるEPR、拡大生産者責任について、同法第二十二条の一項では、製品の開発、製造、加工、施工、販売にかかわる事業者に対して、商品の最終的に廃

棄物となる段階までを見通したアセスメントを行つて、製品を製造、使用する場合に廃棄物の発生を可能な限り低減し、使用後に発生する廃棄物を確実に環境にかなう方法でリサイクル及び処分できるように設計することを義務として、生産者に製造物に関する責任を課す、こういうものであると思つていますが、まずこれを最初に確認しておきたいと思つています。

○中島政府参考人 まず、本改正案の内容とドイツの法制度と比較してどのような特徴があるか、そういうことを御説明申し上げたいと思つています。……(吉井委員「いやいや、またそれは順番にいきますから。ドイツの。環境庁の方に伺つておりますのは」と呼ぶ)

○遠藤政府参考人 今先生おっしゃいましたとおり、二十二条一項の規定はそういう規定となっております。

○吉井委員 続いて、もう少し最初に確認しておきたいと思つていますが、設計責任に見合うものとして、反復使用できること、技術的に耐久性があること、使用した後で有害性のないリサイクルや環境にかなう処分に適している製品を開発、製造及び流通させることというふうにしていられると思つていますが、これも確認しておきたいと思つています。

○遠藤政府参考人 二十二条一項から五号に、先生、今御指摘のような規定が規定されております。ただ、設計責任というのはございませんで、製造物に関する責任は今先生が御指摘になったような各号列挙になつていっていることとございませんで。

○吉井委員 今は、第二項一号のところでは、設計責任に見合うものとしての発想から出ているものだという解説的なコメントも環境庁の方からいただいておりますので、それをつけ加えておきました。

さらに、もう一点伺つておきたいのは、製品及び使用後に残る廃棄物を引き取り、かつリサイクルまたは処分することを生産者の責任として定める

ていると思つていますが、この点も改めて確認しておきます。

○遠藤政府参考人 ドイツ循環経済法第二十二条二項五号に、製品及びその使用後に残る廃棄物を引き取り、かつリサイクルまたは処分することという責務を定めてございます。

○吉井委員 そこで、今回の法律改正案について伺つておきたいんですが、廃棄物を引き取り、かつリサイクルまたは処分することを生産者の責任と明確にしているのかどうか、この点を伺いたいと思つています。これは通産省に。

○遠藤政府参考人 循環型社会形成推進基本法案の十一、二項におきまして一定の要件がございませけれども、事業者は、みずから当該製品、容器等が循環資源となったものを引き取り、もしくは引き渡し、またはこれについて適正に循環的な利用を行う責務を有する、こういう規定を置いております。

ただ、その場合に、国、地方公共団体、事業者、国民がそれぞれ適切に役割を分担することが必要であること、あるいは、その商品につきまして、原材料の選択、当該製品、容器等が循環資源となつたものの収集等の観点から重要と認められる、そういうような要件はございませ。

○吉井委員 いや、それは、今のお答えも、環境庁の方のお話はもうよくわかつたんです。先ほど二十二条二項五号のところ、要するに、製品及び使用後に残る廃棄物を引き取り、かつリサイクルまたは処分することを生産者の責任として定めているということですから、これはよくわかつたんです。

それで、今回の通産省が出している法律の改正案の方ですね。この改正案で、廃棄物を引き取り、かつリサイクルまたは処分することを生産者の責任と明確にしているのかどうか、このところを伺つております。

○中島政府参考人 今回の改正法案の中では、指定再資源化製品という名前前で呼んでございませが、パソコンあるいは小型二次電池等を想定した

しておりますけれども、事業者がみずから自主回収をし、リサイクルを進めるといふ形で規定をいたしてございます。

○吉井委員 ですから、自主回収ということで、そしてそれは指定製品であつて、一般に廃棄物を引き取り、かつリサイクルまたは処分することを生産者の責任、こういうふうな明確にしている部分はありませぬ。これだけ確認しておきます。

○中島政府参考人 法律の中では、回収が技術的、経済的に可能である場合ということで定めてございます。

○吉井委員 ですから、いろいろ前提をつけたことで、そして自主回収ということで、それは指定製品の話であつて、一般に廃棄物を引き取り、リサイクルまたは処分することを生産者の責任と明確に規定したのではないということですが。今の御答弁は結局そういう意味ですか。何だっただらう一週確認しておきましょうか。

○中島政府参考人 法律の第二条のところで、指定再資源化製品についての御説明でございすけれども、

一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された後それを当該製品の製造、加工、修理若しくは販売の事業を行う者が自主回収をすることが経済的に可能であつて、その自主回収がされたものの全部又は一部の再資源化をすることが技術的及び経済的に可能であり、かつ、その再資源化をすることが当該再生資源又は再生製品の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

という形で一般的には定めてございます。

○吉井委員 要するに、一般的に定めた定めたといふことでずっとレクるときでも御説明があるんだけれども、いろいろな前提条件をつけてそして自主回収を進めるといふことで、生産者の側の引き取りの責任という形で明確にされているということにはならないといふふうに思います。

現在、EUの方では、WEEE、廃電気、電子機器リサイクル指令が検討されておりますが、

このドイツ法の廃棄物を引き取り、リサイクルまたは処分するといふのと同様に、指令案の第八条で、一般家庭からのWEEEを無料で返却できるようにしなければならぬ、また、一般家庭からのWEEEの回収、処理、再生及び環境に健全な処分の費用を製造者が負担するようにしなければならぬ、今こういうふうな指令案では検討されていると思うんですが、これも、事前にこの質問はするといふふうにお伝えしてありますので、確認しておきます。

○中島政府参考人 製造事業者が設計、製造段階で環境配慮の能力あるいは技術力を有しているわけでございますから、こうした製造事業者がリサイクルの推進に当たって主体的な役割を担うということが期待される立場にあると私どもも考えております。

ただ、製品ごとに製造、流通あるいは消費、廃棄後の実態は異なっております。したがって、製造事業者が求められる対応というものは、おのずから異なってくるというふうな考えられます。すべての製品につきましても一律に、製造事業者は製品の廃棄後の回収あるいはリサイクルの義務を負うべきとの議論は妥当であるとは考えてございませぬ。OECDにおきましても、拡大生産者責任をすべての製品に一律に義務を負わせるという議論ではございませぬ、今委員御指摘のドイツにおきましても、個別の製品特性に応じた制度設計を一つ一つしていくという形の仕組みになつてございます。

○吉井委員 今のEU指令としてまだ確定したものではありませんといふことはわかつた上なんです、指令案として検討されているのは、一般家庭からの廃電気・電子機器リサイクル、廃電気・電子機器、これを無料で返却できるようにしなければならぬといふこと、あるいは同様に、一般家庭からの廃電気・電子機器を回収、処理、再生及び環境に健全な処分の費用を製造者が負担するようにしないといふこと、こういうことが検討されているといふことは、これは間違いありません。

○中島政府参考人 EU指令案の中でそのような検討がされているといふことは、私ども聞いております。

ただ、これは今後、産業界、消費者あるいはその国ごとのそれぞれの議論を経て確定していくといふことでございしますので、現在確定したものでないといふこともまた事実だと考えてございします。

なお、ただいま電子・電気機器の回収、リサイクルについての御質問がございましたけれども、我が国の家電リサイクル法におきましては、既に販売済みの製品に対処する必要があるとか、あるいは購入から廃棄まで十年以上の時間がかかるとか、あるいはつくった企業が倒産した場合のリサイクルの費用の負担の問題とか、あるいは排出時にコストを負担できる方が排出抑制あるいは製品の長期使用に資するといった理由から、排出時に負担を求め方が適当であるといふふうに日本での議論は考えてございまして、現在の家電リサイクル法はそのような仕組みをとっているわけでございます。

○吉井委員 大臣にもお聞きいたしておりましたのは、もちろん、倒産した企業の場合どうするかとか、これはファンダを考へておくとかいろいろな手法がこれまた別にあるかと思ひます。要するに、今、リデュース、リユース、リサイクルの問題は、これを本当に実効性あるものにしていくにはどうするかといふことが一番大事なことである、この三Rを考へていくときに、設計責任、それから引き取り責任、費用負担といふことを明確に規定して、そしてそのことに見合ったインセンティブなどを与えながら規制と誘導の手法を使つて本当に進んでいくことを考へていかないことには、漠とした理念的な枠は一応考へましたけれども、しかし、それだけではやはりうまくいかないわけですね。

私は、そういう点で、設計責任、引き取り責任、費用負担、本当にこれを実効性あるものにするといふことで、こういうヨーロッパでのさまざまな

取り組みや、当然そこには試行錯誤も私はないといふふうには思つておりませぬ、いろいろなおことをやりながらでしよう。しかし、少なくともそういうことは、その方向は目指していくといふことをしておかないと、なかなか実効性あるものにならないと思ひます。この点だけは大臣に伺つておきたいと思ひます。

○深谷国務大臣 今それぞれお話を申し上げたように、このたびの法律改正に当たりましては、まず我が国の直面する環境制約とか資源制約というものを一つの背景にし、またお話のようにドイツの循環経済・廃棄物法を参考にしたり、OECDでの議論を踏まえて、新しく構築する循環型の社会といふのは、廃棄物の発生の抑制、あるいは部品の再使用、原材料としての再利用等が積極的に行われるように持つていく、こういう考え方でございします。つまり、環境と経済が統合された、資源の有効利用を図る循環型社会の構築が図られるべきだ、こういう考え方に立つていきます。

こうした認識を踏まえて、本法案では、自動車などの特定製品の製造者が、設計、製造に当たつて省資源化、長寿命化、長くもつといふことで、リデュースしていくといふことやら、あるいはコピー機など特定の製品の製造者が、設計、製造に当たつて使用済みの製品から部品を取り出してリユースできるようにしていくことなど、あるいは二次電池など特定の製品の製造者に回収、リサイクルを義務づけることによつてリサイクル対策を一層強化するといったような措置を追加して出したものでございします。

○吉井委員 やはり一番大事な点というのは、設計段階から開発した製品が廃棄物に至るまでの先を見越した製品アセスメントをやつて、そして今おっしゃつたような長寿命化とか、むだなものを使わせないとか、そういう点で設計責任が大事になつてくる。それから、これは本当にリサイクルなりリユースに乗せようと思つたら、引き取り責

任とかそのときの費用負担、こういうことをきちと組み合わせてこそ実効性あるものになりますから、私は、その方向でやはりそれを目指して進んでいくということが大事だということを申し上げて、次の問題に移りたいと思います。

これまでごみの減量化とリサイクルの取り組みの中で、全国の先進的な自治体の一つでもありました埼玉県、宮代町の衛生組合の実情というのを、最近私どもの方で調査をしてまいりました。

資源として、飲料用瓶、缶それからPETボトルの不燃系、これを一つに数えて、それから新聞、雑誌、雑紙類、段ボール、牛乳パック、古着類の可燃系、これらで今六品目ありますが、及びプラスチック類の合計八品別と、それからスプレー、蛍光灯等と廃乾電池、ライター、燃やせないごみ、粗大ごみ、燃やせるごみの七分、合計十五分、分別収集をやっているのです。十五分、分別でやっているところというのは全国の自治体を見ても私は非常に珍しいケースだと思っております。私が知っているところでは、大阪府下で十五分まで徹底してやっているところというのはなかなか見当たらないし、全国的にもなかなかのものだということに思います。

ただ、ここでの悩みは、燃やせるごみと燃やせないごみ、粗大ごみは確かにそれぞれ減っているのです。この十五分、分別収集をやっているのです。しかし、資源類の収集が急速にあがっているのです。だから、自治体の収集する資源類とごみの総量の方は、つまり足した方は減ってこないのです。十五分、分別収集、そこは頑張るのだけれども、ごみは減らない。

結局、排出抑制ということに本当にやらないことには、これはなかなかうまくいかない、自治体がどんなに努力しても、消費者の皆さん、市民の皆さんも随分頑張っているのです。しかし、どんなに頑張っても、肝心の、もともと容器包装その他を含めていろいろなものがついてくるものですから、それが減らない。

だから、生産段階、流通段階での徹底したリデュースに取り組んでいくことを、やはり通産大臣を先頭に、この法律を本当に生かしている、あるいはこれまでの法律を生かしている、こう、あるときには、本当にその立場に立って、自治体、取り組みをどう支援するかとか、ここへ進まない、私はなかなかうまくいかないのじゃないかというふうには実は調査をして実感しているわけです。

まず、この点での徹底したリデュースの必要性というのについて、大臣のお考えというものを聞いておきたいと思っております。

○深谷国務大臣 今の埼玉県のいわゆる市民団体の活動ぶりというのは私も聞いております。循環型社会を構築するために一体何が必要かというところ、どこか一カ所が重要であるということではない、やはり国民の側、特に地方自治体でどう啓蒙、協力関係が構築されるかということ。そして、何よりも事業者がリデュースを含めた思い切った努力をするということ。それらを国や行政がしっかりと支えて、協力をしていく。まさにこのような形が整っていかねば、目的を達成することはできないというふうには思っています。

いずれも重要な分野で、どこに重点を置くというのを限定することはなかなか難しいとは思いますが。しかし、通産省としてやれることは、特に力を入れてやることは何かと考えれば、やはり事業者がリデュースに真剣に取り組むというその分野でのかかわりは特に深いというふうには考えております。そういう意味では、委員御指摘のように、全力を挙げてリデュースについての事業者の努力を促進するよう、そういう我々は努力をしなければならぬと思っております。

○吉井委員 それで、排出抑制ということになります。では具体的にどのように抑制をしていくのかということ、個々に数値目標も持っていてそれを示して取り組んでいく。それに合わせて生産者の側の、事業者の側の引き取り責任などを含めてどうしていくのか。

実際、本当に市民の方は随分頑張っているのです。自治体も頑張っているのです。しかし、自治体も市民も頑張るのだけれども、ごみが減らないというところは、もともと市民のところへごみが持ち込まれてくるからなのです。いろいろな形で入ってくるからですから、それを数値目標を決めて本当に抑制する、引き取る、そういうことを具体的に考えていく、この立場に立つことが私は大事だと思っておりますが、これについても大臣に伺っておきたいと思っております。

○深谷国務大臣 これまでの再生資源利用促進法においては、例えば古紙の利用率やカレットの利用率などのリサイクルの数値目標を事業者の守るべき判断の基準と定めて、事業者のリサイクルの取り組みを促してまいりました。

本法律案に基づく措置においても、措置の内容やその技術的、経済的な可能性を考えながら数値目標の設定を活用することが必要であると考えております。例えば、指定再生資源化製品に指定することを想定しているパソコンなどについては、こうした観点から、再生資源化の数値目標を設定することを含めて検討してまいりたいと思っております。

また、発生抑制対策、リデュース対策ですが、あるいは部品の再使用対策、リユース対策については、対象となる製品に関する技術動向とか経済的な可能性などの状況、あるいは本法に基づいて行われる対策の実施状況などがどうなっているのか、個々の対象製品ごとに十分に考慮して検討してまいりたいと思っております。

○吉井委員 それで、まずその抑制の面で数値目標を持つて頑張っていた方がいいということもあるのですが、そこから先がまた問題なんですね。実は、これは午前中もごみの関係の方から参考人として来ていただいた伺いましたけれども、そのときに私は申し上げたのですが、例えばPETボトルの問題ですね。

九七年から九八年にかけて、PETボトルの回収量は二万一千から四万七千へと二万六千トン余

り、回収量は確かに二倍以上ふえているのです。ところが、この間の生産量は二十一万八千から二十八万一千ですから、六万トン以上生産量がふえているのです。回収量は二万六千ほどふえたのだ、その倍ほど生産量の方もPETボトルがふえてしまっている。

回収率は確かに九・八%から一六・九%にうんと、これも飛躍的に伸びた。しかし、肝心の生産量の方がどんどんふえていくのですから、実は、絶対量として見れば回収は進んでいないということにもなってくる。

その上に、実は、容器包装リサイクル法に基づいて、PETボトルはPETの処理センターへ送るわけですが、私どもが調査しました久喜市などの組合のPETは、一応引き取ってもらえるように今はなっているのですが、周辺の自治体のおくは処理し切れないから引き取らなくなる、引き取れなくなるのです。

それから合成樹脂製品などは、この場合はRDFにしているわけですが、これは福島県のRDFを燃やす方のセンターへまた引き取ってもらっているわけですが、これは上限がある。だから、事務組合の倉庫は引き取ってもらえないRDFで今やいっぱいになってきているのです。もちろん、熱回収というものを簡単にリサイクルの範疇に入れることがいいのかどうかという議論が別にあるが、とにかくRDFの方も倉庫がいっぱいになっているのです。

PETの方は、この組合についてはまだましで、一応引き取ってはもらえているのだが、これはマスコミ等でも紹介されておりますが、川崎市の浮島処理センターには、PETボトルが三メートルの高さに積み上げられて、五十メートルのPETボトルの圧縮したパックの土手ができてしまっている。これは何もここだけに限らないで、全国各地に今そういう状況が見られます。ですから、かなりよく進んできたところでも、回収した資源の多くが処理できずに今困っている。すべて

の自治体で取り組み出したら、処理センター不足で、回収した資源が全国であふれることになってしまふ。

ですから、そういう点で、本当に、リデュースの数値目標を定めてやるということとともに、この既にどんどんふやしてしまっているPETボトル、回収よりも生産の方が多くなっているというこのPETボトルなどについて、では、これをセンターの施設機能を強めて処理するように取り組んでいくという、これもあるでしょう、いずれにしても、もう野積みになってしまっている状態、この現実をどういうふうに打開するのかわからないことについて、今このことを考えなきゃいけないところへ来ていると思うのですが、この点について政府参考人の方から伺っておきましよう。

○中島政府参考人 平成九年度から施行された容器包装リサイクル法に基づきまして、分別収集が行われているわけでございますが、PETボトルのリサイクル量は、先生御指摘のように平成九年度の施行以降、大変大幅に拡大しております。その一方で、市町村によって分別収集されたPETボトルの一部が引き取れないという事態が昨年度発生をいたしましたわけでございます。

今先生のお話の中にございましたように、一市町村におきます分別収集、これはあらかじめ年度の初めに計画というものをつくっていただいて、その計画に基づいて引き取り量、引き取りの計画を立て、処理をしてまいるわけでございますが、大変市民の方々の協力が積極的に行われて、当初の市町村の計画しました約五万トン、これを上回るペースで収集が行われまして、再商品化工場の能力が不足したという状況がございました。

それで、年度の半ばでそういう状況が明らかになってまいりましたので、私も、関係省庁と協力しながら、日本容器包装リサイクル協会におきまして、再商品化工場の稼働率の向上などを進めてもらおうといったような努力をしておりますし

て、処理能力を可能な限り増大するようなことで努めてまいりました。当初の引受計画を上回る約五万七千トンまで拡大することができたわけでございます。ただ、それでも、市町村の方で集められなかったものが、最終的に約五千トンほど年度末でリサイクルされずに今年度に繰り越されたという格好になりました。

しかしながら、今年度は、昨年度のこのような教訓を踏まえまして、さらに工場の設備投資の前倒し等によりまして再商品化能力を一層拡大していくということ、昨年度からの繰越分も含めて、今年度は市町村の方でもさらに拡大された分別収集が計画されておりますが、それを含めて全量リサイクルするという形で今対処をしているわけでございます。

この分別収集と再商品化能力の乖離といえますのは大変深刻な問題ではございますが、現在、その再商品化能力の拡大等制度の定着、これは平成九年度から始まったわけでございますので、それが制度の定着の段階にあるということ、その定着が終われば解消されていくと私もは考えてございます。

今後とも、市町村あるいは分別収集に協力している消費者、関係の事業者、関係省庁と力を合わせて解決していかなければならない問題だと考えております。

○吉井委員 今のお話を伺っていると、とにかくPETが集まった、野積みになっている、この状態を何とか全量再商品化ということ、めどをつけるといってお話なんです、実はもう一つ問題があるのです。

では、それで、処理センターの工場能力の方、これが済んだら今度はどうなるか。そのときには、処理した後の再生資源の利用先が、現在、実は多くないのです。これは午前中の参考人の方の御意見を伺っていても、それが今悩みなんでね。

だから、処理工場をつくらせてよく処理しました、再商品化のめどがつかましたといっても、それはペレットの状態なんです。PETボトルの野積

みで山積みされるか、ペレットの状態で倉庫の中がいつぱいになるか、この問題が今あるわけですね。ですから、再生資源の利用先をどうするのかと同時に、回収からあるいは処理センターの増設や維持、それを処理する費用負担の問題、これをどうするかということがやはり問題になってくると思うのです。

まず、処理した後のペレットのめどは立っているのですか。

○中島政府参考人 先ほど申し上げました再利用のための工場設備の増強と相まちまして、ペレットの需要拡大にも努めているところでございまして、今年度の計画の用途は立っていると考えております。

○吉井委員 現実から余り離れたことを言っているのだと思うのです。

計画は立っているとおっしゃったんだけれども、しかし現実には、PETボトルの再生チップ、これを全量、全部処理したときに、一体何に使うというめどが立っているのですか。素材としてどこでどう活用するかということに一番今ぶつかっているんですよ。

○中島政府参考人 再生利用に当たっております財団法人日本容器包装リサイクル協会でございますが、そちらで再生事業者と契約いたしますときに、ペレットの段階までして、その需要先について確認をとって契約している、こういう状況でございますので、私もとしましては、その合計量については利用がされるというふうに考えております。

なお、利用先でございますが、さまざまなものに利用されておりますけれども、衣料品のほかに、例えばカーペット類であるとか一部建設資材であるとかといったものに利用されていると承知しております。

○吉井委員 私、悪いけれども、本場に現場をよく見てほしいと思います。なるほど、私も工場へも行きました、ワイシャツなどになったものを見てきました。それは部分的にそういうのにつく

れますということなんです。

PETボトルのリサイクルペレットを射出成形するなりなんなりして、糸状の繊維にしてこれを全部カッターにするなどというようなことは、とても現実的ではないんですよ。それから、フラーポットなりなんなりもあります。しかし、今、ポリプロピレンその他の合成樹脂の再生工場から出てきたもののペレットだつて、どうしようかということ、みんな同じことを考えておつて、PETボトルの方のリペレットも別な合成樹脂のリペレットも、みんなフラーポットだとか取りだのごみ箱などと、今大体似たようなものになっている。ですから、私は、リデュースというのはそういう現状を踏まえて、新しい素材の投入については本場に抑制しないと、出てきたものの、再生したものを使い先も生まれてこない、バランスした社会の中では。

ですから、大臣、やはり私はそのことまで考えて、そして回収から、センターにお願いしての処理からして、自治体財政も大変になってきているときですから、こういう点では、資源回収や再生処理のコスト、これらを含めて生産者負担の仕組みというものを考えて、それを一つのインセンティブにして、生産者の側でもリサイクルしたペレットの使い先まで考えた設計に移っていく、そういうところまで本場に踏み込んで考えないと、これはなかなか、口で言うのは簡単ですが、システム全体が機能するようにならないと思うんですね。

これは大臣、大臣のお考えを聞いておきたいと思うんですけれども、やはり私は、そういうものをどう構築していくのか、そのところを大臣として今考えてもらふ必要があるんじゃないですか。

○岡本政府参考人 お答え申し上げます。

PETボトルをリサイクルして、それをペレットというかフレックにして、現状で申しますと七割ぐらい、作業衣あるいはワイシャツその他の繊維の原料として、そのほかに卵の包装容器であり

ますとかそういう分野に使われているわけですが、七割を占めております繊維用にフレックにした回収PETボトルを使うという分野の需要が、幸いなことに大変近年急速に伸びております。それが一つございます。

それから、私も、十一年度の補正予算で、回収したPETボトルをもう一度PETボトルの方に再利用するという技術を開発によってフレックスルーできないかということで、そういうことの予算も実は手当てをいたしておりました。今、回収したPETを、ポリエチレンとテレフタル酸、重合したものでございますが、そのままでもう一度PETボトルにするというのは難しいというございますから、ビズ(β-ヒドロキシエチル)テレフタルというものに分解することによって、もう一度、色素、不純物を取り除いた上で、PETボトルと同等に純度の高い樹脂を開発するということができないだろうかということで、今技術開発も進めておまして、これは先ほど来先生の御質問にございましたように、大変需要も大きく伸びておりますPETボトルという容器の分野でもう一度使うということに道を開くものでございます。

御指摘のように、リサイクルした製品をちゃんと有用に使うべくその用途をしっかりとくり出していくということに向けて、私も引き続き努力をしてみたいと考えております。

○吉井委員 後でゆくり聞こうと思つたら、先にその話に入っておられるので、それではそこそこを聞いておきます。

今大事なことは、私は、製品アセスメントに基づく設計、製作時の考慮と技術開発が非常に大事だと思つた。今あなたがおっしゃった技術開発は、私は非常に大事だと思つてゐるのです。ただ、現状はどうなのか。

これは、古紙を回収した場合だつてそうなんです。パーリンチップとリサイクルチップ、価格の低い、純度の低い、それから、これは合成樹脂、PETボトルにしてもそうです。パーリンベ

レットとリベレット、価格や純度の違い。それは、私、技術開発というのは当然必要だと思つてゐるのです。それをどう進めるかということ、非常に必要だと思つてゐますから、それを聞こうと思つたら、私の質問に入る前に、余り丁寧にレクチャーをやっておくと、質問レクチャーと、先走つてやつてもらつて段取りが狂つて仕方がないんだけれども。私は、それはそれで大事だと思うのです。

だけれども、現状、なかなかそれはコスト的に引き合はないのです。今は、純度を上げれば上げるほどコストがかかるのです。そうすると、リサイクルベレットを使うよりもパーリンベレットを使った方が安いというふうになつてしまふわけですね。そこでその格差をどう埋めていくのか。私は一つは、純度を同じところまで高めますと、リサイクルベレットの方がうんと高くなりますから、それはさまたまコストが入って高くなるのです。そうすると、それは税財政上の配慮などによつて、パーリンベレットなりリサイクルチップとリサイクルベレットなりのリサイクルチップの品質を同等にできる価格上の配慮とか支援措置を考えていくのか。これは一つの方法だと思つてゐます。

もう一つは、何も必ずしも、強度とか安全性とか純度の面で、例えばPETボトルにしても、最初から透明のものになつてしまつてゐるから、何か透明でないといけないような感じがしますが、確かにミネラルウォーターは透明の方が感じがいいでしょうけれども、ボトルの強度と安全性、衛生その他について見れば、これがすべてリサイクルベレットによつて、少々色が、透明度が悪くても何らかの機能に問題ないときに、それを普及することによつて解決するとか、幾つかの方法があると思つたのですが、これについてどういう取り組みをしようかと考えてゐるのか、これを伺いたいと思ひます。

○岡本政府参考人 PETボトルについて、リユースというものの可能性を私も選択肢の一つとして勉強はしているわけですが、ただ、

先生も御承知のように、非常に傷つきやすいという性質を持っておりますのに加えて、高温での洗浄になかなか向かないところがありまゝです。それから、消費者の方々が衛生面の御懸念をお持ちになるといふようなところもあるのかと考えますので、リユースということにつきまして、現状ではかなり難しいんじゃないか。

あえてそれをやろうとした場合には、あれだけの大きな容器で空気を運ぶということになりますから、輸送のためのコスト、あるいは高温洗浄になじまないということですので、ほかの方法での洗浄をするということ、そのための設備面のコストがかかるということ、そのようなことも伴つてまいりますので、リユースという方法について、今すぐその現実的な可能性ということについては余り期待できないのではないかと考えております。

先ほどもちよつとお答え申し上げましたが、PETボトルにつきましても、それをリサイクルしたいいわゆるベレットと申しますか、それについて繊維の分野の若干の数字を申し上げますと、平成九年で六千トン、それが平成十年で一万七千トン、十一年度は二万三千トンということで、大変な勢いで回収したベレットの需要というのが大きく伸びておまして、私も、先生の御指摘にあった古紙なんかはまさにこの需要のところがなかなか伸びないということで大変苦労したわけですが、PETボトルについても、最大の需要分野での用途が急速に拡大しているという事情が一つありますので、それから、先ほどもちよつと御答弁申し上げました、PETボトルとしてもう一度使うという方向に向けて技術開発も今あわせて進めているところでございます。

こういう方向によつて、回収したPETボトルの有効な再利用ということの見通しが十分立つてはならないか、あるいはそういう方向でぜひこれからも努力を強めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○吉井委員 幾つかの問題を全部固めて、いさ

か混同しながらおっしゃつておられると思うんですが、リユースとおっしゃつたのは、お話を伺つてゐると、リターナブルをイメージしておられるんです。私が言つてゐるのはそうじゃないんです。リターナブルはリターナブルでPETボトルの場合もあつて、ドイツその他ヨーロッパでもあつて、少くも二十回くらいはリターナブルする、少くも厚目であつても。私は、それはそれで一つの行き方だと思つてゐるんです。

それともう一つは、リターナブルじゃなくて、再生ベレットを使った新しいPETボトルを射出成形でつくるということがあるわけですね。そのときに、不純物が入つてゐるために、最初のパーリンのベレットでやるよりも透明度が悪い。しかし、透明度が悪くても、強度とか安全性、衛生面で何ら問題なかったら本来一向構はないわけですよ。そういう使い方があつたということが、私は、PET・ツー・PETにしてもそのことが一つある。

純度を高めるというの、私もそれは大事な研究分野だと思つてゐるんです。それはまたもと純度の高い、文字どおりパーリンベレットを使つて、PETボトルなどじゃなくて、別な分野でこれを使つていくという点では、大いにそれは研究してやるべき分野だと思つてゐるんです。

同時に、もう一つ考えなきゃいけないのは、設計段階から、パーリンベレットを使つてそれで一度市場に回つたPETボトルにしても、途中で余分な不純物が入らなければ、本来極めてパーリンベレットに近いもので製品ができるはずなんです。しかし、そこにはさまたま、色を出すための添加物なりあるいは標識をつけるためなりなんなりで入つてしまふから、その純度が落ちるわけなんです。

そうすると、PETを回収して新しい再生ベレットをつくるにしても、純度のいいものでつくられるようなものを設計段階から考えていく、途中で、商品化する段階で余計な塗料その他を使わな

ありますが、色のついたものは使わないとか、色のついたものであれば最初から再生ペレットでもってつくっていくとか、やはりそういうことを本来設計段階から考えれば本当は解決できるわけで、まさにそういうことを組み合わせて考えるべきじゃないか。このことを言っているんですよ。

○岡本政府参考人 消費者の方々のPETボトルというものの対するリクワイアメントというものがどういふふうに変わっていくかというところに、先生の今の御指摘というのは大きく依拠する部分があるかと存じます。

メーカーのサイドの対応としまして、塗料でありますとかあるいはコーティングでありますとか着色でありますとか、そういうことによつて不純物がある程度加わるという、これは工工程上やむを得ないところで、表示のために何がしか印刷をしなければならぬというところもあるかと思ふんです。

例えて申しますと、化学業界における取り組みとしまして、PETボトルもポリエチレンとトリフルタル酸でございしますが、ポリエチレン一つとりましても大変なグレードの数が多いというような現状にございまして、これが、リサイクルをする場合にアレイショナルなコストをもたらすというやうなところもございまして、従来、グレードというものをちよつとずつ連えることによつて製品の差別化ということで各社競つてやってきていたところですが、そういったものをこの際思い切つて削減をしよう、そういう問題意識を持った取り組みも一部に行われつつあるところもございまして。

先生のただいまの御指摘については、まさに消費者の方々、ユーザーの方々の、PETボトルならPETボトルという製品についてどういう機能というものを求められるか、それを見きわめをしながら、それに見合った製品というものを設計し供給していくという方向で解決の方途というのが見出されていくべきものというふうに考えております。

○吉井委員 私は、こういう点で消費者の意向を全く無視してできるようなものだとはいえませんが、思つていません。

ただ、例えばコカコーラの瓶、あれが最初から透明だったらみんな透明だと思ふんです。我々、コカコーラを飲み出したときの、あの色がついてるコカコーラのボトルになったものだから、あれがコカコーラと思つてゐるわけですね。ですから、それは商品化された最初のものが、例えば炭酸水であつても透明のPETでないもので我々がなれておつたら別段どうということもなかったわけですよ。ですから、その点では、もちろんこれは資源という問題についての市民の合意を得る努力をしながら、やはり方向を変えていくというやうな問題というのを根本的に解決することは、これは極めて困難だと思ふます。

私は、その点で少し、実は順番が逆になつてしまつてゐるから、もう少し私の順番でいった方が問題がわかつてもらひやすかつたと思ふんですが、次に、現在うまくリサイクルできないで最終処分についていてゐるというものが随分多いわけですが、廃棄物を埋立処分にする、その後さまたまな問題が現に起こつております。

ことしに入つてからも、大阪府淀川区の工場跡地、日本油脂というところの工場跡地のところで、大阪府が買い上げて老人ホームなどの計画を進めたら、環境基準の千四百倍の砒素、八百四十倍の水銀が検出され、四万一千トンの土砂の運び出しが必要になつてしまつたというのが明らかになつておりますし、それから、同じくことしに入つてから、豊中のマンションの建設現場の土壌から有機系化合物九種類、重金属、猛毒シアン、PCB、砒素、トリクロロエチレンが検出されました。ここは以前産業廃棄物の処分地だったんですね。これを開発した野村不動産は、対策工事は不可能だと判断して工事を中止してしまひました。

今、かつての廃棄物の埋立地の中でこういう事態が各地で起こつてゐるのではありませんか。

○岡澤政府参考人 最終処分場の跡地についてのお尋ねでございすけれども、最終処分場には大きく分けて、瓦れ類など汚水を発生させるおそれがないやうな廃棄物を埋め立てる安定型処分場と、それ以外の汚水を発生させるおそれのある廃棄物を処分する管理型処分場とに分類されてゐるわけにございす。

このうち安定型処分場ににつきましては、もともと汚水などが発生することはないやうな廃棄物を埋め立てるものでございすので、埋め立て終了後に当たりましては、特段の管理を行うということとは要求しておりません。一方、管理型処分場につきましては、埋め立て終了後も汚水がしみ出しなままで引き続き汚水処理施設を運転するなどの管理を行うこととしておるわけにございす。

それから、最終処分場は、今大体、安定型処分場ですと年間で百件ぐらゐ、あるいは管理型処分場ですと三十件ぐらゐの廃止されてゐる状況にございすけれども、廃止によりまして廃棄物処理法の規制対象から外れますものから、厚生省として、廃止された処分場の跡地がどのように利用されてゐるか、あるいはどういふ問題があるかについては、詳細な把握はしておりません。

○吉井委員 それで、つい二、三日前にも夕刊に紹介されましたが、枚方市が水道用地を購入するということになつたときに、横にやはりそういうこれまでの処分場があつて、水道局の施設ですから、随分問題が出てきた。

管理型処分場、遮断型処分場、安定型処分場の話がありました。このほかにも化学工場内等の埋立処分場がかつてやられたところも随分あります。その土地の住所、面積と、何が埋め立てられていたかという埋め立て内容物、例えば六価クロムであるとか、それらの登録台帳というものは存在してゐますか。全国のそういう埋立地の現状というものは、こうした登録台帳によつてきちつと把握されてゐますか。

○岡澤政府参考人 廃棄物処理法に基づきまして、

最終処分場の埋め立て終了の届け出が設置者から都道府県知事になされることになっておりますけれども、それがなされた場合、都道府県知事は当該届け出に係る台帳を作成することとなつております。それからまた、当該跡地を将来購入しようとするなど関係人からの請求があれば、この台帳を閲覧せなければならぬという規定を設けておるところにございす。

この台帳には、設置者の氏名、埋立地の面積、深さ、埋め立てた廃棄物の種類や量などにつきまして記載することになっておりまして、都道府県において永久保管ということになっております。

ただ、これは都道府県単位で台帳を保管してゐるものでございまして、全国的に一本化して保管してゐるという状況ではございせん。

○吉井委員 先ほどの日本油脂にしてもあるいは野村不動産が直面した土地にしても、こういう問題が、市がやる場合でも、不動産業者の方がやる場合でも、現に頻発してゐるわけですね。重金属やPCBなどの処分場が、台帳が一定年限来て廃棄されたりすると、土地利用に不都合が生じたり、住民の安全にかかわる問題が出てきては大変です。掌握されてゐないものも随分あります。

それぞれの廃棄物処分場の正確な登録台帳をつくるか、あるいはアメリカやカナダなどのやうに、不動産譲渡証明書または不動産権利證書に土地の用途が廃棄物の処分場であつたことを記録して、過去の土地利用が処分場であり、かつ、閉鎖後管理要件によつて土地の用途が制限されるものが土地の購入者に対し通知される仕組みを、これはやはり政府として、全国的に調べて台帳をきちつとつくることと、そういう土地の購入者に通知される仕組みというものを私は考えていく必要があると思ふんです。

これは、通産だ、厚生だ、環境だ、建設だといふ、いろいろなところそれぞれに考えなきゃいけないでしょうけれども、縦割りで考えるという段階じゃなしに、私は、政府として今後やはりこういうことをきちつと検討していかなくちゃいけない

と思うんですが、これは大臣にちよつと聞いておきたいと思ひます。

○深谷国務大臣 実効性の高い廃棄物・リサイクル対策を推進していくためには、個別の製品や廃棄物の特性とか実態を十分に踏まえて、対策として実効性のあるもの、それから効率性のあるものをあわせて制度設計していくことは非常に必要なことだと思ひます。

しかし、いづれにいたしましても、各省庁が縦割りの形のままでこの全体的な循環型社会は構築できませんから、それぞれの立場は立場として十分な対応をするともに、横の連絡調整はきちつとやっていくべきだと思ひます。

○吉井委員 土地の問題について最後に一言だけ触れておきますが、実は、アメリカの例では、完璧に有害物質が除去され、証明された場合は、処分場であつた記録は州政府によって抹消される、そういう扱いになつていくようでありまふ。

ですから、廃棄物の問題というのは、リサイクル、リユースに回つていくものもある。しかし、その最終処分問題は、今、埋め立て可能容積や可採資源量だけの問題ではなくて、管理の問題と将来の土地利用の規制を考へても、やはりこれは最終処分量を限りなくゼロに近づける。今本当に、この間、全国どこでも産廃処分場が満杯で、ですから、海外まで持ち出されたりして問題になつていくときですから、最終処分量を限りなくゼロに近づける。

それには、もともと最終処分地に持つていかざるを得ないようなものは設計段階から減らす、さつきのリデュースという排出抑制の考へ方ですね。それは本当にすべてのところで貫いていくということが、私は、この問題を考へるときに極めて大事であるというだけじゃなしに、これはまさに緊急課題になつていく。

今日の東京でも大阪でも産廃は満杯で、ですから、出てきたものをどうするかこうするかという心配だけじゃなくて、今申し上げましたようなす

べての段階を含めて考へたときに、これはもう最終処分量を限りなくゼロに近づけるということが緊急課題なんだというこの受けとめ方をして、排出抑制というものに臨んでいくことが私は必要になつていくと思ひます。

この点も大臣にも一言聞いておきたいと思ひます。

○中島政府参考人 御指摘のとおりでございますが、昨年の九月にダイオキシン対策関係閣僚會議がございました。そこでは、二〇一〇年度を目標にしまして、廃棄物の減量化の目標量というのを決定いたしております。

この中で、たゞいま産業廃棄物処理場の逼迫の問題が指摘されたわけでございますけれども、廃棄物の最終処分量を、一般廃棄物もそれから産業廃棄物もほぼ半減するというのを目標といたしているわけでございます。

御審議いたしております本法律案の制定を初めとしまして、廃棄物の最終処分量のほぼ半減化ということを目指しまして必要な施策の推進に努めて、循環型社会の構築に向けて全力を挙げて取り組んでまいりたいと思ひます。

○吉井委員 次に、現在、石油からつくられていくプラスチック製品について見てみますと、年間千二百万トンになります。それを再生処理している工場を、実はぜんだつて滋賀県の方へ行つて見学してまいりました。

この工場では、一カ月に約一千トンの廃プラスチックが工場に持ち込まれて、全量を再生しています。ここは全国で五指に入るところの一つなんです。ですから、ここで年間製造量一万二千トンになりますから、プラスチック全体の年間製造量千二百万トンからすると、千分の一を再生しているということになります。これが五指の一つですから、五社合計して考へても、大体再生されているのは一%に届くか届かないかぐらいかなという感じで受けとめているんです。

ですから、本当に多くは最終処分場に行つたりとか、今日、この問題は非常にさまざまな問題に

直面しているわけです。

そのときに、石油価格が低下すると、石油からのバージンペレットが安くなつて、リペレットが買つてもえなくなる。その結果、プラスチック製品の再生工場ですが、事業の採算がとれなくなつて設備投資した資金の返済もきつなくなつてくる。市場経済の論理がまかり通つておればプラスチックリサイクルというのは厳しいというのが、実は業界の方の声でした。価格が高くて環境保全に役立つならプラスチックのリサイクルを受け入れるように、ヨーロッパのように法的に義務づけてほしいという業界の方の声は非常に強い要望となつて私の耳に響きました。

まず、リサイクル業界のこういう声はちゃんとつかんでいらつしやいますか。

○中島政府参考人 御指摘のように、プラスチックにつきましては、特に一般廃棄物の中で占める容積あるいは重量が非常に大きいものがございまして、または使われていく部分も多種多様にわたるといふことから、規格的、量産的な処理が非常に難しいといふところで、処理コストが大変に大きくかかる。一方で、できました再生プラスチックあるいはそれに派生するような物品でございまして、こういったものについての市場がまだまだ未成熟である。そういうことから、できました製品の売り先、あるいはプラスチックの量産型の処理といったものについては大変困難が伴うといふことは、私どもの審議會での議論の中でも伺つていふところでございます。

○吉井委員 それで、この点でも、ドイツの循環経済法第二十二条第二項の二のところで、製品の製造に際してリサイクル可能な廃棄物または二次原料を優先的に投入することとしておりますが、法律で基本はやはり示しているわけですね。私は、そうして具体的に努力をしていくということが大事だといふふうに思ふのです。

そこで、環境コストを考慮に入れて、バージンペレットと価格的に競争できるようにするか、あるいは高い一定割合でのリペレットの使用を義務

づけていくとか、そういうことを本当にこの際考へていかないと、幾ら再生業者の方が取り組んでいって、そして幾ら法律をつくつたといつても、現実にはなかなか進まないと思ふのです。

これは大臣、やはり環境コストを考慮に入れて価格競争ができるようにするか、あるいは一定割合のリペレットの使用の義務づけというものを今真剣に考へていく必要があるのじやありませんか。これは私は大臣に聞いておきたいと思ひます。

○深谷国務大臣 すべてのものについての生産に当たつてリデュースを命ずるといふのは私は必ずしも適切でない。つまり、いろいろな形で再生可能なものであるとか、そういうような配慮、あるいは、産業界の状況等も含めて全体的に物を見なければならぬのではないかと。現在は、まず廃棄量が本当に多いところ、それから、市町村では処理できない、例えば家電といったようなところ、あるいは資源の有効性というふうなものにこれらのリデュースを位置づけていくという考へ方に立つて対応していこうと思つていふわけでありまふ。

さつきのPETボトルの問題でも盛んにいろいろな議論がございました。確かに生産量が大幅に増加して、市民団体から生産規制を行うべきだといふ声もございまして。しかし、一方でこのPETボトルのリサイクル率は毎年非常に順調に進んでおりまして、平成五年には〇・四%であつたのが十一年には二・三%になつていふという状況でございます。ですから、そういう意味では、今、着実なりサイクル率向上に向けて努力をしていふといふふうに私は期待できるのではないかと考へています。

いづれにいたしましても、事業者がその生産過程の中でそれぞれリデュースに重きを置いてやっていくといふことは、これはもうあらゆる企業は考へるべきでありまふけれども、政令で指定するといふ範囲の場合にはおのずから限界があるのではないかと考へます。

○吉井委員 私は、あらゆる可能性を追求してい

くことがやはり大事だというふうに考えております。

それで、このプラスチックのリペレットの場合でも、実際にハイキングコースに当たるところへリペレットを使つてつくった擬木が階段や土のめ用に使われたり、公園のベンチとか、市内の案内板とか、あるいは建設省近畿地建の野洲川せらぎ水路整備事業などで使われているのですね。今、採算度外視で業者の方も協力してやっているわけです。

ですから、用途の拡大とかりペレットを使う製品の開発とか、用途や販路を初め需要を拡大する取り組みというのは非常に大事であつて、国としてもこのことについてやはり本当に組み込むという姿勢を持たなければならぬ、法律をつくつてもなかなか事は進まない。この点では、国としてどういう取り組みをしないの、需要を進めようとしているのか、私は、これは一言で結構ですから、伺っておきたいと思ひます。

○中島政府参考人 今度の法改正の中でも、例えば特定再利用業種にあつては、再生品を一定比率以上使おうとか、そういった定めがあるわけでございますけれども、まず、再生材の利用の促進という出口の方の対策も必要だろうと考えてございます。このためには、リサイクル製品の需要を拡大するといったことが何にも増して重要だ、そういうふうな考えてございます。

一例でございますけれども、政府が率先して再生品も使つていくといったようなことも考えてございまして、例えば、平成七年六月の閣議決定で、国自身がそういったものを率先して使つていくのではないかとというようなことも進めてございまして、

いずれにしましても、市場でのそうした再生品の需要の拡大を背景にしまして、再生材を一定比率以上使つた製品を使つていくことを義務づけていく、そういったことを検討してまいりたいと考えてございまして。

○吉井委員 一定割合で使うというお話で、ちょ

つとそこは大臣と違ふかと思つて、そつちの方が前進しているなと思つてゐるのですが。

建設省の方で、ポリエチレン樹脂製のスノーボールが年間一万四千本程度、約七十七トンが廃棄処分され、新たに一万八千本、九十九トンが同じ樹脂製のスノーボールを設置するということにされておりますが、この廃棄処分したものをリサイクルすれば新しいボールで使えるはずだ、そういう取り組みを現にしているわけですね。リサイクルしやすいために、反射テープなどを今までのものをやめてポリエチレンテープへ変更するなど、実際にそういう取り組みをすることによってリサイクルできるものという、これは現にやられてゐるわけです。

こういうことをもつと大規模に進めて、そして実際にどういう分野で需要が起これるかとか、どういふ分野に需要を生み出していくのかとか、私はそういう点では、やはり生産段階での製品アセスメントとか商品アセスメント、例えば今の建設省の場合ですと、建設省という需要側とよく協力しながらそこを研究すれば、実際にリサイクルすることによってリサイクルペレットが使い物になるようになるわけですね。特に、本来、本当に必要な強度と安全性とか、そのことを満たせば十分使える。それなのに、従来どおりバージンペレットを中心にしてやるためになかなか進まないとか、そういうところを私はやはり今根本的に変えていかなきゃいけないときだというふうに思ひます。

最後に、私は、こういう議論をしましたのも、やはり本当にこの法律を生かしていこうと思つたら、設計段階からの取り組み、設計責任ですね、それから、引き取りをして責任を持つということと費用負担についても、やはりドイツの循環経済法の考え方というのは、それを本当に進めていく上での大事な参考になるものだと私は思ひます。

大臣、改めて、そういう角度から法律が実効性あるものになるために何をしていくのか、私が今申し上げましたそういう三つのことを本格的に検討し取り組んでいくという方向はやはり出さないと、なかなかこれは進まないと思ひますが、この点、改めて伺つておきたいと思ひます。

○深谷国務大臣 ドイツで循環経済・廃棄物法が廃棄物の利用や処分の優先順位を理念として打ち出したということが大きな影響を持っているというふうに認識してゐます。

日本でも、こうした廃棄物の利用だとか処分の優先順位等では、循環型社会形成推進基本法案で規定されている一方で、本改正案は、従来の原材料としての再利用の強化、廃棄物の発生抑制、部品の再利用を具体的に事業者が義務づけたわけでございます。

さらに、食品、建設資材の個別分野のリサイクル法案等が整備されることとなりまして、既存の個別リサイクル法を加えると、我が国における循環型の社会形成のための法体系は整備されたものとなると思ひます。

このような法体系の整備は、ドイツを初めとする諸外国の廃棄物・リサイクル法体系と比べても、決して遜色のないものだといふふうに思ひます。これから環境先進国として世界のリーダーシップをとれるように、一層私どもは、この法案を成立させていたたいた上、努力を続けていかなければならぬと思ひます。

○吉井委員 時間が参りましたので、終わります。

○中山委員長 青山丘君。

○青山(丘)委員 核心に触れた意義深い質疑が続いておりまして、私は評価したいと思ひます。私からは、まず基本的な意義から少し触れさせていただきます。

現在、我が国は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会活動を続けておりまして、消費者においても、使い捨て文化に象徴されるように、資源多消費型の消費生活を享受してまいりました。

しかしながら、今後、経済活動がさらに発展してまいりますと、一つは、廃棄物の最終処分場の制約の問題が相当深刻になってまいります。鉱物

資源の枯渇の問題が出てきております。そういった資源面での制約や環境問題が顕在化しておることが実は懸念されております。

このため、これらの制約、環境問題への対応を経済社会活動のあらゆる面に織り込むことによつて、環境と経済が両立する循環型経済システムを構築することが極めて重要な段階でありまして、昨年度の連立政権発足に当たりまして取りまとめられました合意文書の中に「平成十二年度を『循環型社会元年』と位置づけ、基本的枠組みとしての法制定を図る」という文言が盛り込まれてきたところであります。

これを受けて与党内で検討の上、今般、廃棄物・リサイクル対策の基本的な枠組み法として、循環型経済社会の構築に関する基本理念、これを定める、いわゆる循環型社会形成推進基本法案として結実を見たところであると思ひます。

現在、当委員会が審議されております再生資源の利用の促進に関する法律の一部改正は、この基本法案を移行するための法律として提出をされたものであると理解しております。この基本法案と本改正案との具体的な仕組み、システムというものをごいふように理解すべきだと思つておられますか。まずお尋ねいたします。

〔委員長退席、小林(興)委員長代理着席〕
○細田政務次官 今国会に上程されております循環型社会形成推進基本法案は、循環型社会の構築のために基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、政府による計画の策定等施策の基本となる事項を定めるものであります。

一方、本法案は、循環型社会形成推進法案が理念としております三つの施策、すなわち廃棄物の発生抑制の推進、部品の再利用の推進、原材料としての再利用の推進などの施策を具体化するものであり、まず第一に、製品の省資源化、長寿命化による廃棄物の発生抑制対策、第二に、部品の再利用が容易となる製品設計や、回収した製品から取り出した部品を新たな製品に再使用する

対策、第三に、製品の回収、リサイクルの実施などのリサイクル対策の強化などの措置を事業者に対して講ずるものであります。

本法律案、さらには国会に提出されております他の建設資材リサイクル法案及び食品リサイクル法案が循環型社会形成推進基本法案の理念のもとに施行されることにより、循環型社会の構築に向けて一体的な運用が図られていくものと理解しております。

○青山(丘)委員 ことしが循環型社会元年としての位置づけで、我が商工委員会の方でも、この再生資源の利用の促進、意義あることだと私は思っておりますが、循環型社会を構築していくために、その取り組みを既に企業が進めてきておりますが、この企業に対してどのような支援やどのような助成をしていかなければならないのかということが、これから我々の重要な課題であろうと思っております。

そこで、環境に対する経営者の意識も近年大きく変わりつつありまして、環境保全が経営の重要な柱の一つとして位置づけられております。例えばレンズつきフィルムといったような商品が、回収、リサイクルを念頭に置いて取り組みがなされてきた。こういう製品開発や商品開発が新しい需要を生んで、そして市場に評価をされてきておる。いわゆる新たな事業活動の展開が既に図られてきているところでありまして、こうした取り組みが環境ビジネスをさらにつくり上げていくのである。と実は私は受けとめております。

問題は、環境ビジネスの創造にとどまらず、コスト削減に役立つ場合もありますので、環境保全に向けての先進的な取り組みを進めている企業に対して、その企業は相当な創意工夫や努力、取り組みをしてきておるわけでありまして、こうした先進的な取り組みが市場で評価されているような社会環境をつくり上げていく必要があると思っております。

一つはこういう問題があります。それから、前向きに対応しておる企業に対して、例えばこれからはもっと公表をして、非常に循環

型社会に適応しておる商品であり、こういう企業であるということを示すために、例えば大きな成果を上げたところには表彰を行っていくということな問題。もう一つは、こうした取り組みに必要な設備の導入をした企業に対しては、税制の面でどう優遇措置をとっていくのか、あるいはまた融資制度の拡充が必要になってくる。

こういう社会環境と具体的な施策をどう進めていくとしておられますか、お尋ねしたいと思っております。

○深谷国務大臣 レンズつきフィルムというのは今大変脚光を浴びていますが、一番最初はあれは使い捨てカメラといつたんだそうですね。使い捨てカメラというのはまさに大量生産、大量消費、大量廃棄の典型的な姿だということで批判もあつたらしくて、そこで、フィルムを全部使い切ると、持っていないばそのまま中身だけ取り出してまた再利用できるような、名前もレンズつきフィルムに変えて、非常にヒットした。

これなんかは企業のアイデアとしては非常に抜群でありますし、また利益率も、一たんつくり上げてしまえばそのままずっと続いていって、企業にとつても非常にプラスである、そういう効果もあつたと思えます。

どちらにしましても、循環型社会を構築するに当たって、事業者が積極的にこの問題に取り組んでいくということは最も大事なことであつて、それをきちんとさせるための行政上のさまざまな協力関係というのをこれからも一層構築していかなければならぬ。

同時に、委員が御指摘なさつたように、そのような努力をされている企業に対して、事業に対して、消費者の側がきちんとした評価をするということも非常に大事なことでないだろうかと思つて、その点については全く同感でございます。特に、リサイクル等に多大の貢献をした事業者に対して、例えば内閣総理大臣賞等を初めとした表彰を行う、今現在やっておるわけでありましてけれど

も、やはりこのような取り組みを積極的に進めていくということがとても大事だというふうに思っています。

また、最後にお話がありましたように、事業者によるリサイクルの取り組みを促進していくためには、予算とか税制とか財政投融資等の支援措置を講じていくことが大事でございまして、これらについては積極的に行ひまして、今後ともリサイクル等、環境の保全の取り組みに努力をしていきたいと思えます。

○青山(丘)委員 大臣にお答えいただいたように、やはり循環型社会を社会全体の仕組みの中でつくり上げていくという環境を築き上げていかなければいけない。そして、具体的に取り組みをしておる企業に対してはそれなりの評価をし、インセンティブが与えられるような制度をきちんと確立していくことが、全体としてそういう環境をつくり上げていくことにもなるのではないかと思います。

そこで、環境関連産業が今後どんな将来像になつていくのかという点で触れていきたいと思つてます。

もう既に先日の質疑にもありますが、大量生産、大量消費、大量廃棄型の現在の経済システムから循環型社会への転換は、一方で、我が国経済の活力の向上という重要な課題と両立しないのではないかと議論がけさほどからも実はあります。

しかし、実はそうではないのではないかと。環境関連産業の市場規模を見てまいりますと、現在約十五兆円、雇用の面で見えてまいりますと、現在約六十四万人であります。新たな事業展開を踏まえてまいりますと、二〇一〇年には三十七兆円、百四十万人という雇用の拡大につながってくる、こういう規模となるであろうという試算が政府によつて示されております。

例えば、製品を長期間使用することになれば修理、メンテナンスにお金もかかるし、人も要る。そういうメンテナンスサービスの需要というのは

さらに増加してくると思われまして、これによつて我が国の経済の活力は十分賄えるのかどうか。そこでまた、具体的に、どのような環境関連産業に将来成長すると見込まれる新しい面があるのか、ありましたら、ひとつ紹介いただきたいと思ひます。

○中島政府参考人 先生が今御指摘のとおりでございまして、今引用されました環境産業の市場規模が現在約十五兆円、二〇一〇年には約三十七兆円になります。これは、平成十一年の一月に試算がされたものでございまして、先ごろ、通産省の産業構造審議会が二十一世紀の産業構造ビジョンというものを御審議いただきました。その中で、二〇二五年まで参りますと六十兆円まで膨らむだろうということで、先ほどの質疑で大臣がお答えをされましたけれども、環境産業は日本にとつて非常に大切な成長産業である、基幹産業になるだろう、そういうことでございまして。

具体的にどのようなものが環境産業として想定されるだろうかということでもございまして、私も、私も産業構造審議会の昨年の夏に参りました循環社会ビジョンの中で御議論をいただいたものを御紹介させていただきますが、例えば環境コンサルティング業とかいったような環境支援関連産業がまずあるのではないかと、このことでもございまして。

また、今先生がおっしゃいました修理サービスあるいは中古品の流通といったような廃棄物処理、リサイクル関連の産業、これもまた第二の柱として大きなものではないかと、このことでもございまして。

さらに、第三の柱としましては、これから低公害車の開発とか、あるいは生分解性プラスチックのような新しいプラスチック材料を研究開発していくという、どちらかといいますと、大きな技術開発をして新しい製品を生み出していく、そういった大変な分野になるのではないかと、そのような御議論がされております。

最後につけ加えますと、そうしたものはいづれも大きな設備投資あるいは研究開発を伴うものでございまして、そうした技術開発を行います研究開発産業、これもまた伸びていくのではないかと、そういうふうにご考えています。

ただ、一方で、こうした環境関連産業でございしますが、初期の段階におきましてはマーケットが未成熟である等の理由もございまして、事業者にとりましては、コストあるいは技術面でのハードルも決して低くないということもございまして、したがって、その初期の段階ではビジネスとしてなかなか成り立たない場合もあるということが想定をされます。ですから、そうした負担を軽くしまして、立ち上がりやすくしていくという政策が必要にならうかと考えております。

通産省といたしましては、施設の整備をするときの補助金の交付、あるいはそうした方々に対する税制面、資金面での助成、さらに先ほど大臣がおっしゃいましたけれども、技術開発に対する支援といったものに積極的に取り組んでいくところと、ございまして、今後とも、リサイクルを初めとしてこうした環境関連産業を積極的に育成していくという政策を講じてまいりたいと考えております。

○青山(丘)委員 やはり、環境関連産業の将来図をきちんと持っていないといけないと私は思っています。

けさほどの参考人意見陳述の中にもありましたが、環境で商売していいのかという声が経団連の中であったようございまして、そうではなくて、環境も一つの事業として経済社会の仕組みの中に必要段階になってきておる、しかも、それが成り立っていくんだというような考え方がこれからはないと、一面に目をつぶったまま他の面で幾ら力を入れていっても、これはやはり循環型社会にはなっていないという気がしておりますので、そここのところも考えていただきたい。それから、今技術支援の話が出ておりましたが、現在、動脈産業を中心とした技術基盤のもとでは、

リサイクルは高コスト構造となっております。そういうところから、循環型社会の実現のためには、低コストで高品質のリサイクル材の生産を可能にしていかなければならない、それにはこれから相当な技術開発が必要になってくる、今お話しにあられたとおりであります。

例えば、その一つは、加工適性にすぐれて、処理やリサイクルの際にも有害物質が発生しない原材料の開発が必要になってきます。実はこれも、例えば今、建設資材などで廃棄されたものに非常に有毒なガスが発生していて、深刻な問題が出てきております。当時はそういうふうに関わっておらなかった。

それから、製品の使用の途中でも適切な点検ができる、あるいは修理が可能となっていくという、リデュース、リユース、リサイクルの面で低コストで高品質な製品を生産していかなければならない。あるいはまた、そうした製品を生産するに必要な素材を開発していかなければならない、部品や組み立て技術や解体、再生技術を開発していかなければならないということが求められてきております。

そこで、金属、プラスチック等の素材ごと、あるいは部品製造、組み立て、改修、解体、再生の各産業ごとの横断的な技術開発が、研究開発の体制がなされていかなければならないという点があります。組み立てや回収や解体や再生の各産業ごとの横断的な幅広い研究開発体制というものが必要になってきます。この点でどのように取り組もうとしておられるのか。

それから、現在行われている政府の支援制度、この支援制度について、今後さらに必要だと思われる点について述べていただきたいと思っております。

○中島政府参考人 低コストで高品質なリサイクル材の生産を行うためには産業横断的な技術開発体制をつくっていくなければいけないのではないかと、御指摘だと考えております。まさにおっしゃるとおりだと思います。

先ほど御説明申し上げました、産業構造審議会の昨年の循環経済ビジョンにおきまして、素材をつくる産業と加工組み立て産業、機械類をつくる産業と加工組み立て産業、そういった産業の間で、加工組み立てであるのは素材、両方の立場から連携をしながら、製品の設計段階において異なる素材を分離、うまく分離しませんが、これが再使用できないわけではございますが、そういったことができるように、容易になるように設計段階から配慮していく。あるいは、再生材の利用の拡大を、これは素材の方の努力が必要でございしますが、していく。あるいは、合金の種類、樹脂のグレード数、これが多岐にわたっておりますと、リサイクルが難しいということから、できる限り統一しその種類を減らしていく、これは素材産業と加工組み立て産業の協力ができない話でございします。まさに業種横断的な取り組みが必要かと考えております。

これを踏まえまして、昨年末の産業構造審議会の中で、業種別・品目別廃棄物処理・リサイクルガイドラインの改定という作業を行っていただきました。プラスチックにつきましましては、マテリアルリサイクルにつきましまして、化学メーカーなどのプラスチック素材製造業、あるいは自動車などのプラスチック素材製造業、あるいは自動車メーカーをつくるようなプラスチック成形加工業、それを組み上げて自動車にする自動車メーカーのような組み立て加工製品製造業、こうしたところが連携をして、プラスチック素材のグレード数の削減というものの検討を進めていくというガイドラインを定めたところでございします。

また、従来より素材産業におきましては、リサイクルが容易な製品製造を推進したり、低コスト、高品質のリサイクル製品の実用化技術の開発としまして、雑誌古紙、これは原則古紙は紙に戻すわけではございますけれども、どうしても古紙に戻せないものも緩衝材、クッション材として使うような研究開発をしようとか、あるいは廃プラスチックでプラスチックに戻せないものでも油化という技術で油にしてしまおう、そういった技術開発を

推進してきたところでございます。

日本は、先生御指摘のように、要素となる技術につきましては世界の最高水準のものを保持していると思っております。こうした業種横断的な取り組みを進めていくことによりまして、環境産業の成長の基礎となる大きな、重要な技術開発を進めていくということが大切だと思っております。通産省としましては、技術開発に対してこれまでも支援をしてきたところでございしますけれども、これから業種横断的な取り組みということで、大きな技術開発、難しい技術開発につきましても国が積極的に支援していくということで取り組んでまいりたいと考えております。

○青山(丘)委員 まだ質問が四つほど、答弁を求めている問題がありましたが、きょうは、実は私はちょっと風邪がございまして、鼻声で皆さんにお聞き苦しい点があったかもしれませんが、私は、前向きに取り組もうとしておる企業に対する支援、それからそういう環境開発の面で横断的な研究開発をしていくという企業に対して、政府がきちんと支援、助成ができるような面について、ひとつ十分配慮して取り組んでいただきますように要望して、質問を終わります。

○小林(興)委員長代理 北沢清功君。

○北沢委員 社会民主党の北沢でございます。

きょうは初めに、大上段に振りがあって御質問をいたしたいと思うのですけれども、循環型の社会形成というものの問題は、二十一世紀における社会経済のシステムの根本的な過去の反省に基づく転換であるというふうな、重要な要素でありまして、今回出された資源の有効利用の促進に関する法律は、廃棄物の発生を抑えるということ。これは先ほどの参考人の招致の中では、一九九六年から二〇一〇年の間に七〇%を削減するということを、実は経済団体の太田さんからお話があるございまして、教授の方もさきほど三分の一になりますよというところを実は言われまして、認識不足かもしれないが、私は非常に驚きました。いわゆるCOP3と言われる地球温暖化問題

は、逆に温度の上昇がさらに二十一世紀末には四％になるのではないかと。これは、この間私もこの席で質問をいたしました。通産省の取り組み要素も大切であるということを強調したわけでありますが、そういう面では、世界的な展開をしなればならないし、先ほど問題になりましたフロンガス等についても、いわゆる地球の将来にわたっての問題であります。今回の問題は、我々の身近な、資源のない日本の中での、どういうふうにするかという意味で、重要な要素になると思います。

その基本は、ごみを出さないことである。発生を抑えて資源の有効活用を図り、部品等の再使用、原材料としての再利用を事業者者に義務づける、そして推進することでありまして、今までの大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済システムが、環境面からも資源の面からも行き詰まっている、新たなシステムに転換するための極めて重要な法案であるというふうに思うのであります。

だから、私は、通産省の果たすべき役割は非常に大きい。そういう意味で、通産大臣の考えておられます環境型社会とはどのようなものか、まず基本的な考え方を伺いたしたいと思います。

○深谷国務大臣 今までの経済社会というのは、大量生産、大量消費、大量廃棄型を前提としていました。これでは、もう最終的な処分場は逼迫してしまし、それから鉱物資源も枯渇してしまし、しかも環境から考えましても大変な状況になる。そういう、言いかえれば二十一世紀に向けての日本の経済社会の持続的な発展を阻害する大きな要因になってくるというふうに思われますし、それはひとり日本のみならず、地球規模の規模において同じようなことを考え、対応していかなければならない、そういう時代になったというふうに認識します。

何とか大量消費、大量生産あるいは大量廃棄型の経済社会から脱却していこう、そのためには、事業者、消費者、行政の適切なパートナーシップを構築することが大事だ、こう考えるわけでござ

います。

事業者は、環境に配慮した製品をつくっていく、あるいはリサイクル材料などを使用する、消費者は、環境負荷の少ない製品を購入していただく、リサイクルのための分別回収などに協力していただく、行政は、リサイクルシステムの制度の設計、事業者、消費者の取り組みへの支援といったようなことをやっていく。こんなふうな、それぞれがしっかりとパートナーとなってその目的を果たすために努力をしていくということで、廃棄物の発生抑制、部品の再使用、原材料としての再利用なども積極的に進めることで、環境と経済が統合された資源の有効利用を図る循環型社会が構築されるものと考えて、それらを実現するための改正案として本法案を出したわけであります。

○北沢委員 御答弁の趣旨は極めて重要でありまして、私は、やはり循環型社会をつくるためには従来の発想の根本的な転換をしないといけない。そういう意味で、よく廃棄物対策で非常に成功して挙げられる例としてはドイツでございませうけれども、先ほど御答弁がございまして、模範にすべき点もあるという御答弁でございました。

容器包装は、事業者です。それから、電子・電気機器とか自動車などの製造業者や輸入業者に厳しく責任を負わせて、回収、リサイクルの費用はすべて、その面では、拡大生産者責任であるというふうに実は思っております。先ほど、そういう面では積極的に、太田さんからは、決して我々は逃げるべきではなくて積極的に取り組むべきだという、御質問に対する御答弁がございました。

拡大生産者責任の発想の企業は、廃棄物処理のたのめを抑えるために自主的にごみを減らす原動力になる。そういう意味で、このことは、ただ単に処理ということではなくて、私はこれからの発想の実現における大きな力になる、原動力になる。こういうやり方については、どのように考えておられるか、再度御答弁を煩わしいと思

います。

○中島政府参考人 いわゆる拡大生産者責任についてのお尋ねでございますけれども、拡大生産者責任は、製造事業者がその製品が使用されて廃棄された後も一定の責任を課していく、こういう考え方でございます。その根本にございまして、製造した人間が一定の責任を課していく、この内容にも明らかなことが背景にあるわけでございします。したがって、そうした製造業者が一定の責任を持つことによって、社会全体としては非常に効果的な循環型社会をつくっていくことができないのではないかと、そういう考え方でございます。今先生がおっしゃいました、ドイツの循環経済・廃棄物法におきまして、そうした考え方から、一般的な規定としまして、そうした拡大生産者責任という責務を課しているわけでございしますが、そのドイツでも、具体的に、例えば自動車あるいは家電という例をお引きになりましたけれども、そうしたものにきましては、個別具体的な検討をして、個別具体的に、これはドイツの上院の了解をとる政令ということだそうでございますけれども、そうしたもので定めていくというふうに向っております。

我が国におきまして、拡大生産者責任の考え方を今回の循環型社会形成推進基本法案の中で取り上げておりますし、それを受けて、私ども、今御審議願っております改正法案の中でも、幾つかの品目、幾つかの業種につきまして、製造事業者の責任を課していくということを取り上げていくわけでございます。

〔小林(興)委員長代理退席、委員長着席〕

○北沢委員 ぜひお願いしたいと思います。すけれども、やはり製造物のリサイクルといいますが、ライフスタイルといいますが、そういうものは長期であり、長いかかわるわけでありますから、そのことは拡大生産者責任というものを認識していただく必要があるんじゃないかと、私はそう思います。日本では、利便性、使い捨て文化がまかり通っておりまして、こうした社会を見直さなければならぬわけであります。まず、ごみを処理するに、出さないことを考えていくのが大切である。そう

いう意味で、ドイツのやり方は、私は効果的であるというふうに思います。

この四月から完全実施がスタートして、我が国の初め個別リサイクル法の対象となっているPETボトルが、ガラス瓶よりもはるかに処理が難しいと言われまして、先ほどいろいろと吉井委員から御質問がございました。

私は、この問題は三年前に実は取り上げて、当時は解決策がなくて、厚生省も、当時は小泉さんでしたが、もう有効な手段がない、そうなるという、やはりPETボトルの山がでるんじゃないかと、またその費用をどうするかという意味も含めて、非常に心配をしたわけですが、再利用ということについて積極的に取り組んでおられる。しかし、まだまだこの面については、経済性の問題も含めて大きな問題になるわけであります。ガラス瓶よりもはるかに処理が難しいと言われるPETボトル対策に大変力を入れて、しかも、回収量を上回る生産量も今もつてふえている現実でありますから、使いやすいPETボトルによって、清涼飲料の、循環型社会の優等生であるリターナブル瓶が市場から追い出されているのが現状であります。問題は、PETボトルにこだわることもなく、今言ったリターナブル瓶を使うということもこれは一つの処理方法で、それは消費者の利便性というものが極めて重要視されてくるわけであります。やはりこのリサイクル法案も、そういう面では、消費者自身も認識をしていく必要があるんじゃないかと、そういうふうに思います。

また、処理の責任の分担も、自治体に重くメーカに軽いわけでありまして、現実には、二〇〇〇年度中にプラスチックの分類収集を始めた市町村は、約三千三百のうち、実は二割強の七百八十四にすぎないわけですね。計画しているがなかなか取り組めないというところ、一方で、利便性、経済効率のよいPETボトルを大量に生産させて、企業の負担は軽くて、住民や自治体にばかり義務を負わせることは、この法案の趣旨からいっ

てどんなものかというふうには私は考えます。

これは古紙、古新聞等も、かつてはそのことが、P.T.A.を含めて小学校の皆さんの活動の資金にしていたんですけれども、過剰になって野積みになって、家庭でも困る、むしろ金を出しても片づけてくれと。また地方自治体でも、東京郊外の市町村では、八百万、一千万を出して古紙を処理しておるわけでありました。

これもいわゆる再生紙については供給というのが非常に過大になって、過剰生産によってそういう現象が出てきているわけでありまして、そういう面でも、この法案の趣旨からいって製造業者や企業に、発生源での廃棄物の抑制をすることも大事で、どうかひとつ通産省こそが主体的に、具体的に指導していただきたい、そのことを望みたいと思いますが、お考えはいかがでしようか。

○茂木政務次官 委員の方から幾つかの観点から御質問いただいたわけでありまして、まずP.E.T.ボトルであります。委員御指摘のとおり非常に軽くて丈夫であります。一度栓をあけてからでもまたふたができる等々、ガラス瓶なんかにはない容器の特徴を有していますために非常に高いニーズがございます。最近利用がふえているわけでございます。

通産省といたしましては、平成九年度より容器包装のリサイクル法の円滑な施行に努めておりまして、この結果といたしまして、平成十一年度のP.E.T.ボトルのリサイクル量は平成八年の十五倍に相当いたします七万六千トンに達しております。

こういったリサイクルを一方で進めていく、こういうことは大変重要だと考えておりますが、同時に、P.E.T.ボトルにしてもそうでありますし、それからリターナブル瓶にしてもそうなんです。消費者が積極的にそういったものを選択する、こんなことが重要なかなと思っております。

先ほど委員の方からドイツの御紹介等々あったわけですが、ドイツでは例えばコーラの瓶等、いわゆる一度使用したP.E.T.ボトルをまた

使っている。ですから、棚なんかで見ると随分古いコーラじゃないかなと思つていまして、中は新しい、こういうものもあるわけでありまして、そういった意味からも、消費者が積極的にリターナブル瓶であったりとかP.E.T.ボトル等々を選択するようなことも同時に考えていく必要があるのではないかな。

こういった観点から、国といたしまして、リユースを推進する消費者への普及啓発を行いますとともに、リターナブル瓶の製造施設等につきまして税制優遇措置を図るなど、支援措置を活用することによりましてリターナブル容器の推進を図つてまいりたいと考えております。

○北沢委員 改正案では、プラスチックだとか紙容器の分類収集のための実は表示をすることになっております。通産省は表示によってどんな効果が期待できるのか、お尋ねをいたしたいと思つます。

○茂木政務次官 ことしの四月に容器包装リサイクル法が完全に施行されて、従来のガラス瓶、P.E.T.ボトルに加えて、紙製の容器包装、それからプラスチック製の容器包装がリサイクルの対象となつたわけでございます。これらの容器包装の分別収集を促す観点から、分別のための表示を行うべきとの消費者、それから市町村の要望等を受けて、昨年十二月に産業構造審議会において、紙及びプラスチック製容器包装に表示を行うとの方針を決定したところであります。

では、これによってどんな効果もたらされるかということですが、これらの表示を行うことによりまして、まず消費者にとりましては、収集の対象となる容器包装を消費者が容易に認識できる。それから、最近紙のようないくつかのプラスチックのようないくつかのものが出てきておりまして、紙製かプラスチック製か容易に判別できないものも区別できるようにする。さらに、リサイクルの対象であることを示すことによりまして、消費者の側に分別排出の動機づけを行うことができると考えております。

また、市町村の側でいってみますと、消費者に対する分別の指導がしやすくなる、こういう効果が期待できると考えております。

これらの表示を行うために、現在表示マークの具体的なデザインを検討しているところであります。今後、速やかに表示の実施のための作業を進めてまいりたいと考えております。

○北沢委員 違う方向から発想をして、P.E.T.ボトルのリユース、再利用というのは考えられないのかどうか。先ほどちょっと御発言がございましたが、そうした発想の転換が十二分に進んでおるかどうかというところは、先ほどの私が心配しております。ということを含めて御答弁を煩わしいと思つます。

○岡本政府参考人 P.E.T.ボトルのリユースというのは、選択肢としてそれができれば非常にいいとは思つてございますが、先生御承知のように大変傷つきやすいところがございます。それから、高温で消毒する、洗浄するというのが難しいという事情もございまして、それに加えて、リユースをするという場合に、あれだけのかさばる容器でございますので輸送のためのコストというのがかなりかかってくる。それから、高温洗浄にかかわる方法で、洗剤を使つてきれいにする、日本の消費者の場合には多分リユースをするという場合に衛生の面の御心配が大変強いでしょうから、間違ひなく洗浄するところを徹底しなきゃいかぬと思つますので、その辺の設備面でのコストというのがかかってくるかと思つます。

で、それができればいいとは思つていただいても、実際問題としてはかなり難しいのじゃないかと思つております。

一方で、私も、そういう中で、やはりリサイクル、それももう一度マテリアルとして再利用をするというのをできるだけP.E.T.ボトルについても進めていくべきだと考えておりまして、作業衣とかワイシャツとかポリエステル系の繊維の原料としてP.E.T.ボトルを回収したものというのは結構需要が強いものがありますので、そこに向けて

やつていくという方法が一つあるかと思つます。

さらに、先ほど政務次官がお答えになりましたように、利便なP.E.T.ボトルの需要というものを間違ひなく回収したベレットでもって引き続きまたつくっていくことができればということで、十一年度の補正予算でそのための技術開発の予算も用意して、今その開発を進めているところでございまして、そういう方法でP.E.T.ボトルのリサイクルというものを着実にこれから進めてまいりたいと考えているところでございます。

○北沢委員 私がしつこくP.E.T.ボトルの問題を取り上げるといふのは、これはリサイクルの問題の一つの象徴的な問題だろう、そういうふうにして思っているから取り上げておるわけでありまして。P.E.T.ボトルが再利用されず現在大量に野積みをしてあるという事態があるというふうには実は私は聞いておりまして、再利用の見通しの暗さの見本となつておりますが、こうした事態の解消はあるのか、そしてまた今後の見通しについてお尋ねをいたしたいと思つます。

○中島政府参考人 P.E.T.ボトルのリサイクルは、容器包装リサイクル法の平成九年度の施行以降大幅に拡大しております。リサイクル率が平成十一年度で一七・一、十一年度で二三・三というところで大変伸びてきているわけでございます。

一方で、今御指摘の、市町村によって分別収集されましたP.E.T.ボトルの一部が引き取られないという事態が昨年度発生いたしました。これは市町村で分別収集、当初の計画が約五万トンでございましたが、それを上回る努力がされてきたこと、たくさんP.E.T.ボトルが集まったということから、当初予定していた再商品化工場の能力が不足したためでございます。

この事態に対処すべく、財団法人日本容器包装リサイクル協会におきまして、再商品化工場の稼働率の向上等の処理能力の増大等の努力を続けてまいりました。その結果、昨年度中に当初引き受けを予定しました五万トンを超えて約五万七千

トンまで拡大することができましたが、最終的にそれでも約五千トンが残ったわけでございます。これは今年度に繰り越されました。

しかしながら、今年度は、さらに工場の設備投資を前倒しする等の再商品化能力の一層の拡大努力をするということで、昨年度からの繰越分を含めまして全量がリサイクルされる見込みでございます。

今御指摘の、分別収集されたものと再商品化能力の乖離は深刻な問題ではございますが、現在、平成九年度からの施行でございますが、言ってみれば分別収集と再商品化能力の拡大というものの追いつかという状況でございます。こうした制度が定着するに従って解消されていくと私も考えてございますので、今後とも、関係者、関係省庁、力を合わせて解決していきたい、そういうふうに考えてございます。

○北沢委員 見直しについては、解消される見通しも若干あるということですが、私は、そういう意味でまだ非常に心配をしているわけでありまして、特に、処理のための設備投資、効果的なだるうけれども、根本的な発想がPETボトルについては必要だというふうに考えて、先ほども、これはリサイクル法の象徴的な問題であるということをお願いしたわけでありまして、

地方の負担が非常に多くなつて、先ほど言ったように、地方でも実際の計画がありながらなかなか取り組めないということ、また負担も現実にあるわけでありまして、一般論ですが、後始末の投資をすることも大切であります、やはり企業だとかごみ排出者に全般的な責任を負わすべく、やはり通産省としての費用負担についての発想も考えてはいるかと思う。まさにこの廃棄物対策は待たないだと思ひますので、御質問をいたしたいと思ひます。

○細田政務次官 生産段階でのさまざまな取り組みという御提案でございますが、まさにそういうことも必要でございます。

生産段階で省資源化や長寿命化対応の設計、製

造を行うことによりまして、廃棄物の発生抑制、リデュースを図ることや、製品が廃棄された後に製造事業者みずから回収、リサイクルを行うことなどの取り組みを行うことが基本的に有効であります。

また、国の支援によりまして、リサイクル製品の市場拡大、新たな技術開発などを行うことや、リサイクル施設整備を図っていくことも有効であります。また、もう一方の主たる担い手であります消費者も、環境に配慮した製品の選択とか、製品をむだに捨てずに長く使うことなど、ライフスタイルの転換を図っていくことが求められております。

しかし、このたびの法案の考え方も、長い歴史で見れば一つの過渡的な、しかも急速に国民の意識が拡大し、また意識が高まっている中での一つの考え方というところでございますから、また今後、これはいろいろな可能性について考えていく余地は当然あると思ひますので、北沢委員の御指摘も大変重要な点だと思ひております。

○北沢委員 法案の眼目としておりますリサイクル、廃棄物抑制の重要な役割を持つ特定省資源種の指定でございますが、指定に当たって、「技術的」ということもとにかくであります、経済的」という限定がつけられておりますが、「経済的に可能」という意味はどういうことなのか、通産省にお尋ねをいたしたいと思ひます。

○中島政府参考人 副産物の発生抑制や再生資源としての利用を図ることを義務づけます特定省資源種等の業種指定を政令で行うことになっておりますが、政令で指定を行うに当たつての条件としまして、今御指摘の技術的及び経済的に可能であることということが条文中規定されております。

ここで、「経済的に可能」とはどういうことかというお尋ねでございますけれども、これは、単に経済原則に合致して、おのずと事業者の取り組みがなされているようなものだけに限定するということの意味するものではございませんで、事業

者が相当な努力によつて初めて可能となるような水準というものを念頭に置いて指定することとしております。

現行の再生資源利用促進法におきましても同様の規定がございまして、例えば、特定業種において古紙、ガラスカレットの利用を製造事業者に義務づけてございます。

例えばガラス瓶のカレットの例を申し上げれば、現行の再生資源利用促進法の御審議をいただいていた平成二年には四八％、その利用率があつたわけでございますけれども、これを平成十三年度に六五％という、当時としては非常に挑戦的な目標を掲げてきたわけでございます。

その後、状況がいろいろ変化してまいりましたけれども、実は平成十年に七四％というものに達しまして、現在は、六五％ではなくて、さらに高い目標を掲げていくのではないかと検討を進めているところでございます。

今、一例を挙げて御説明を申し上げましたけれども、繰り返しますと、事業者の相当な努力によつて初めて可能となるような水準ということでございます。

○北沢委員 私は、企業が倒産してしまうような経済的負担というものはやはり本末転倒であると思ひますが、消費者や地方団体も含めて、納得のいくような、目に見えるような負担といひますか、不公平負担といひますかを解消することがやはり非常に大事であるといふふうに思ひますから、この面については、経済的に可能であるかどうかという判断の基準について特に強く要請をして、現状追認に終わるだけでなくて、公平な、実効あるものにしていただきたい。これは要望です。その点について質問は省略します。

あともう一問だけ、大事なことでありますが、実は私の近くには、産廃の不法投棄ということが大きな問題になつて、つい二、三日前に、小さな業者ですが、懲役二年半という実刑を受ける、栃木県ですか、茨城でもそういうような状況があるわけですね。都市から不便な、へんぴなところに不

法投棄をするという問題が、昨年の六月に改正廃棄物法が施行されて以降、許可された産業廃棄物の埋立最終処分場が激減しております。簡単に処分場がつかなくなつたという実態が私の周辺にもあるんじゃないかといふふうにも思ひますが、不法投棄をますます心配するわけでありまして、これは、生産者の最終責任と委託業者の責任というものは、警察においては、委託責任者でなく、やはり生産者責任といふものについて問題にしなければならぬんじゃないかといふふうに言われておりますが、これらについて通産省として、産業界に対してどういふふうに指導していくか、それからもう一つ大事なことは、産業廃棄物への反対といふものが必要以上に非常に多いわけでありまして、こういうものをどういふ形で、国の、地方の支援なり住民の納得のいくような、そういう理解を得るようなことが非常に大事である、これはもう既に激減しているわけですから。

先ほどの参考人のお話では、都市ではいいといふことを言つていますが、私は、それは都市にあるものも何も、へんぴなところへ、どんどん目立たない山の中へ不法投棄をするといふふうには理解をしておりますが、そこら辺を含めて通産省の態度についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○深谷国務大臣 日本全体の産業廃棄物の量は四億五千万トン、そのうちの産業廃棄物が四億トンといひますから、九割を占めるのが産業廃棄物でございます。そのために、最終処分場の逼迫といふのが特に大きく出ているわけでありまして、この処分場の逼迫などに対応するためには、最終処分量を減らすといふことでございまして、そのためのリサイクルを進めていくということが大事でございます。

通産省としては、現在までに現行の再生資源利用促進法で、鉄鋼業とかあるいは電力、電気業であります、こういうところを指定して、排出される副産物のリサイクル促進を排出業者に義務づけているという形になつております。また、産業構造審議会廃棄物・リサイクル部会の業種別ガイ

ドライン、これも個々の業種のとるべき対策を定めて排出事業者の取り組みを促すとともに、毎年そのフォローアップをしているわけでございます。それから排出事業者に対する規制と指導を一層進めていかなければならぬと考えています。

○北沢委員 産廃をたんと量を出さないということが非常に大事であると思いますが、それにしても、廃棄場の問題は依然として問題であります。

だから、そういう行政を、たまたまきのうのテレビを見ますと、原子力の周辺の市町村には非常に優遇措置や補助金を出すということでありますが、それは金で解決すればいいのですが、今のこの反対の中には、いろいろと問題や心配を住民が持っているわけありますから、そのことを一つ大きな重要な問題として取り組んでいただきたい。その中における通産の果たす役割は非常に大事であるということを強く私は要望をいたしたいと思えます。

ちようどたまたま環境庁の方がお見えになっていきますから、一つだけ、質問外ですが、答弁は要しませんけれども、したいと思いますが――帰った、ああ、そうですか。

一つこれは大事なことです。大臣からもあれしたいのですけれども、実は、政府の中央省庁の出す廃棄物は、先ほど三分の一にする、七五％にするというのが積極的に業界の取り組み目標であります。九八年度中に実は一四％逆に増加をしているのです。これはやはり私も、実際自分たちの周辺の印刷物や封筒を含めてみると、これは大変なことだというふうに思っております。我々は優遇されることは好ましいけれども、しかし再生紙の利用だとかまたはその量だとか使い方、そういう面ではやはりこれは積極的に、政府全体として一四％もふえているということを御認識いただいてひとつお取り組みをいただきたいというところを、これも大臣に御要望をいたしたいと思います。御決意を。

○深谷国務大臣 これはもう当然、分別排出に全力を挙げていくことが大事だし、また再生

紙等につきましても、積極的にこれを使っていきたいと思えます。

○北沢委員 終わります。

○中山委員長 次回は、来る二十八日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時四分散会

平成十二年五月二十六日印刷

平成十二年五月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局